③スト破り対策について。六三斗争では各地でおこり、企斗では三井にもおこった。戦術については別紙二にあるが、原副委員長は非組合員のスト破りをおさえるのは説得とプラカードのみということである。スト破りがそんなことですむスト破りなら何も問題はない。こうみるところに中央と山元の不統一が芽ばえる。④あえて相手の考えを引きだすなど　バカ堅ている。会社は採炭ができねば仕事をとめる。そこへ行ってわれわれが仕事をたのむのか、そこにはわれわれの準備にとって大きなマイナスとなる恐れがある。前もってロックアウトを要求する状なことあるものか。⑤坑口出炭について、職制の坑力が強いのだからデモピケで　圧力を加えねばならない。それに要する動員はどこから出されるのか　炭鉱というところはどんな小山でも百人の動員は容易る。この場合指令だけでどうしてその人員を求めるのか。この様なところを明確にしなければいけない。

議長

④⑤について。中斗が保安斗争を放棄しているというが　保安の狭いところでは仕事も何もない。通常でも保安は守りながら作業する。保安斗争とは保安の不備をついて減産斗争を行うことだ。減産をなしえなかった各山の情勢や日和見でごまかしのきく斗争では組合員が個々の問題としてやろうとはしない。これが放棄の理由だ。

原副委員長。

廿二日に大衆的保安斗争が出来るかということだ。ジュン法斗争をやっていないのだからできない。三井の場合、現実にその条件があったのだ。伊東大会では資本別の企斗をきめた。九州大会では中斗に委任されたがやはり資本別が重点だったろう。こういう中で行われたものは炭労のものとしてすぐ動かない。炭労全体としての企斗にはすぐならない。三井としても同じ中斗の中でも三井の中斗は資本別をやりぬくというのだ。部分的には他でも、画一的に、できんというのではないだろう。部分ストの中からジュン法斗争を斗えるようにしていこう。

敵は貯炭を理由に低賃金をおしつけて来ている減産斗争はやらねばならない。一斉ストは今こんなんだ。

昨年暮に分化会のときも資本別の、資本家同士の対立があまりにも激しくわれわれの中に入りすぎている。統一斗争を決めたが、資本側で未すけていた。企斗は便斗の中で資本別のワナにひきこまれてくる。

スト破りについて例えば、組織ストで採炭ができぬことになり、会社が他の組織にやるといったら、賃金さえ保障すればトラブルをおこさぬようにすべきだ。全国統一しているとき、場合ストは拡大している。スト破りとして会社は組組が入るようにするだろうが職制が炭労本部当の場合は大衆的説得をそこにいあわせた者がやる。部分スト、ジュン法斗争を行うときも決めピケをはる場合は説得をする。

議長.

午后、オ三十一回中斗までの主連に対する意見を含めた質疑応答をする。午前は二時で打切る報告に前炭労委員長田中氏がきているから、一言あいさつをうけたい。

〝異議なし〟　田中氏登ダンに際って〝遠慮するな〟の声あり。

田中前委員長。

ご苦労さん。

首切りの問題で騒がされているが、三井の斗いが大衆斗争をキソとしたというが、これは私は一挙に斗の一万数千名の希望退職によって、三井の労働者は去るも地獄、生きるも地獄を体けんし、前進の本領を徹底に感じていたからだと思う。一体強い組合弱い組合とあるが私はそういうものはないと思う。労働者はどこの労働者でもその要求はなやみ、不満は同じようなものである。それらのためにわれわれ幹部はとかく困難な状セイや能力の欠陥を大衆に転嫁するとあるやり方をする。大衆の名によって、計術を正当化しようとする。そうじゃありませんか?。〈北海道三井のあたりより〝その通り〟の声〉　この事を斗争の中で是正しなくてはならない。われわれは口で大きな事を云っても、占領期間のワクからぬけきらないでいたなぜで、責任をのがれていた。これを克服しなければならないと考える。

今後の賃斗はむつかしいと思う。これに対応できる戦術を考えていただきたい。

最后に中小企業の労働者の問題についてだが、私はこれは近い将来　大きな問題となってくると思う。中小企業労働者は　例えば日炭が期末手当を斗っている時　町工場の労働者は俺たちよりいゝ給料をとって何だ、という空気がはっきりとある。総評はもっと中小労働者に手をのべなければならない。今のままで行けば、近い将来中小労働者を敵にするようになるのかもしれ

ない。われわれ日本の労働者階級は、一番困っている人々を味方にしていかねばならない。最も苦しんでいる者の先頭に立って斗って行かねばならないと思う。

最後にこの大会で切開手術をやめて、バンソコでごまかすようなことをせず、根本的なものにメスを入れて斗う炭労を建設していただきたい。委員長は太っていて首のスゲ替えをやるのは面白いかも知れないが　その様なガン首だけ取りかえる様な事をしてはならぬと思う。あくまで根本的な解決をはかるよういのります。最後に皆さんとこうして話をするのは大変なつかしい。皆さん　頑張って下さい!!。

午前の部　終り

大会メモ

午後の部

中大合唱団のラ・マルセーエーズを最後に合唱終る
議長　祝電ひろう（拍手）
日曹赤井炭鉱（東日、大会の延した感謝その返電）
三菱美唄労、北炭清水沢労、幾田杉山、王子製紙労、社会党河上、社会党浅沼、全駐留京都支部斗争会、井手イセイ、全自とよだ分会、全日通

メッセージ　全日本金属鉱山労組連合会
（反独労働者と金属鉱山労働者は同様な条件下におしこめられている。人間らしい生活をまもるため最後まで斗争を頑張ろう、云々）

選挙管理委員長　北海道五三名、常磐七名、山口八名、九州六二名、本部直轄三名、計一三二名で大会は成立します（一時四〇分現在）

来賓メッセージ

新産別三戸氏

炭労大会は全労働者が注目している。全斗で炭労が果した役割は大きかった。個斗にどういう態度とるか注目している。今年は大部分の産業で首切りは必至でこれを炭労がどう斗うかを注目している。秋の賃斗はまだ結論がでてない。今度こそ、というので斗いは始ろうとしている。首切りは必至で与論は不景気をあおっている。労組運動では分裂の危機の年だ。要求も悩んでいるが炭労の役割は重大だ。本大会にかける期待は大きい。（拍手）

総評会議杉浦副議長

日本の労働者階級は独占資本家との激しい斗いを斗っている。ゲンに今、国会では一万名の自労のデモ抗議が行われており（拍手する拍手）国鉄も首切反対に立上った。

どう悪しくいても本大会の三井の斗争に対する評価が小いことを感じる。私はもっと三井に評価すべきと考えたい。全自の益田委員長は「組合と一人一人家の者関係になった。家庭の新聞や一人一人の生活や苦しみを知ろあうようになった。全自もようやく組合らしくなった」と語り、三井のようにこれで分裂しなかったら、と語った。敵はあらゆる暴力をもってやってきている。この敵に対して我我は全国民と固く団結して斗わねばならない。益田委員長は更に「もっと国民の支援を得るように」と語った。このことをきもに銘じて斗いをすすめねばならない。本大会でその為充分討議し、炭労組に総る様期待します。（拍手）

日本日曹婦人協議会竹内さん

失業労働者は毎日手当をもらって働いています。その数は廿四万で半分が婦人でいつも首切りと斗争の圧迫に苦しめられています。この力に反対するとすぐ「あすは一家の担当者ではないだろう、明日からはこなくてよい」といって首がきられています。その上政府は社会保障との削減を策してきており、婦人は首切りの第一の対象になっています。昨日私たちは産別会館で話し合い、政党が集りこの状態をどうしてのりきっていくかを話しあい炭鉱の皆さんが大会を開いているときいて、是非皆さんに話したいと思ってやってきました。今日も私たちは三千人余りで首相官邸をとりまいている。（ガンバレヨ）私達は炭鉱の主婦の斗いをよく知っています。どうかみなさん、私たちの斗いを支持し、政府に抗議と座りこみの人に激励をおくって下さい。（拍手）

中国人ホリヨ殉難者遺骨送還代表

生活と平和のために斗う日本炭鉱労働組合のみなさんに挨拶を送ります。中国人ホリヨ殉難者送還運動は全国の方持をうけ、昨年中は三回実現されました。これも皆さんの絶大な御援助と心からお礼を申しあげます。こうことは放置しくみ、平和を求める中、日両国人民の代表が提唱したことでありはかり知れない力があります。目下次回の送還を交渉しています。これには政党労組も協力的です。しかし何よりも炭労のみなさんが協力して下さることが、両国人民の友好と信頼にとって大きな意義をもっています。遺骨の大半は炭鉱労働者であり、日本の炭鉱労働者の胸に抱かれて帰るとを何よりも希望しているでしょう。貴大会の成功を祈ります。（拍手）

松川事件被告　岡田氏

私たちの斗いのために、昨年の裁判に公正裁判を要求してくれたことを厚くお礼申し上げます。今年の判決を無罪を確信していました。そして四名の死刑と十二名の有罪となり、本当にくやしくてくやしくてだきあって泣きました。こんどの判決の内容は共同ボーギは十二回から五回になり、しかも次一回のボーギがなくてどうしてそんなことができるでしょうか。しかも赤間被告の手記くろは明らかでないとこれをほうむりさっている。裁判所は赤間手記はあきらかでないとこれをほうむりさっている。裁判長はこの赤間手記の誤謬を知られてすて去ったのです。事実がみなさんに深くしられなければならない。みなさんの大きな力のいただきたいの。私たちが充分にたえられなかったことをおわびいたします。私たちは皆さんの偉大な御支援にこたえるようにすることは全国民の中にこの事をくわしく知っていただき、これによって全国民と共に裁判を斗いとります。事実を詳しく知っていただくため家族っ

みなさんのところに行き、ひざを交えて話し合いたい。私は無罪になつたが、この無罪とブジョクだと思つている。これは仮りの裁判を公正であるかの如くみせかけるための巧妙な手段であり、十七名を有罪にし、「あれはあの人達がやつたから有罪で無罪になつた人はやらなかつたのか」と与論をつくり出しています。この様にして組合を弾圧しているのです。十七名を救い出すことはすべての人の問題です。長い斗いになると思いますが、無罪を勝ちとるまで今までと変りなく、更に一層の御援助をお願いします。（拍手）

三井田川（宮崎）

二回の大会で決定した企業整備斗争は斗いの中でなくなつてしまつた。傘斗の指令も空転せざるをえないという大きな問題をのこした。

それは各資本間の相互信頼がなかつた。大会開催の中でアベ委員長は討議の時の執行部は形式的である質問すればくさいものにはフタをしろというようなタイドとしかうけとれない。

このようなことでは重大な害を与えるであろう、少くとも執行部の責任において中斗、執行部がもつているよいたいことを全部ぶちまけるべきである、中斗が各資本間の問題をえぐり出していかなければ相互不信を除く、如何なる手段と方法をもつては疑心暗鬼をすることができるかを考えるべきである。

長

どういう表現をもつては執行部はケンキョであるといわれるかわからない、二一日のストも反撃と信義があれば九共斗はまつてくれといえばよろしい、大手八社はやらぬということであればワリキレたであろうと思う、理　は非常　美しいが現実は非常に冷厳である、どうすればみなさんにケンキョであるかわからない。二日間の大会でも出せるだけ出した。

宮崎

一つの事実をもつて説明すればわかると思うが執行部はもつと勇気をもつてもらいたい、もつと指導者として責任を果していただきたい、九共斗は大手八社に"何もしないでのんべんだらりしていてよく「九共斗は統一をみだす」といわれるものだ」といわれ何もこたえられなかつたという"キ来き当斗争の家庭の中で実力行使が出されたが実際には入つていない。まだまだ上げればいくらもある。何故そういうことができたのか、どうすればよいのかという点を分析したあなたがたの自己批判があるべきだ、質問は中斗諸君が考えてものいいたい中斗としての返答をねがう。

秦

午前中も全逓報告の中で話したと思うが鉄の切りくづしと中斗全体としてハネのけられなかつた。具体的に中斗も下部が充分つながつていなかつた、執行部の指導理念の通りの指令を完全に実施すれば完璧な斗争態勢が出来た、傘斗、期斗をこれとどう結合していけばよいのか、臨時大会では一切の問題を出して斗う方針をきめねばならない企業整備の出し方は支配によつて違う、従つて中斗の画一的な斗争方式では反対だという多の大会以后も事実は以前と変らなかつた期斗は既[illegible]をずらすということは出来ない事態の不統一が根本的に欠陥でありこれをマイナスにおけたかッといつて今迄の成果にはならない。

今后の斗う準備体制をどうすればよいか話し合えは、それは本大会の目的が達成られたようなものです。ここにもつなやみ、六三日の中で他労組、第三者からみれば英雄的な斗いをみるが麻生から出ち　り抜束者を出している。部分的には中部炭産をおきざりにし昨年まで行つた同様と体験をもち、斗う意志の判断が必要だ。

賃斗は生活の問題であり人が斗わんということをサボッタことがあつたのでなかつたか、ふたたびその様なことのない様決意を一つにすることが必要である。

われわれは何らかくしていない、一切をあげておこたえしている。

北海道　加藤

質君は結論を急いでいるがそのようなことでは危うなものには成り得ない。そこで疑問的を明かにする。

①中斗は指令が下部で実行できるかどうかわ考えるべきである。しかしこんどの戦術は三炭連の若そのまゝ流している。各社、各やまの実情はまちまちでやれない実情のところもある、

中斗も戦術採用にムジュンを感じていると思う

②北海道の委員会は現在とれる最高の戦術といい、私は最高な考えによつてもいろく　といえるし多少し説明ねがいたい。

うるしばら。

の戦術採用の態度は決定にあたって如何に効果的に統一斗争をやるかそれは昨年のような大キボなストをやることによってかてるものではない。　保安斗争がしりきれになったことから、この戦術を採用したが斗いの中で悪い点を改ため　て　高度な戦術を採用する。

北海道

企斗の中で消化出来なかった原因は希望退職に対する認識にある。企業整ビ斗争を統一して斗えなかったか。北海道は宣伝がなされていれば、この様な事はなかった、保安法　や斗法を一人一人が知っていたらこんな結果にはならなかったであろう。生産部長しか保安法を知らないでは困る。企斗の中からもう一つこの斗いには大衆的動員されねばならないし　それには首脳の弾圧、介入はきまっている。これに対する訓練が全然やられてない。（茶話会など）カンプ教育をやっていく的にやるべきである。組まれるのでなく自身とカク信をもたねばならない希望退職について、まず日本人の封建思想を叩きださねばならない。これをもっているためにあやまてる友愛と怨ギがわざわいした。炭鉱人は戦后戦時で考えが違い、戦后には炭鉱に対する愛着性がなくどこかに行きたいと云う思想が生れる。これを打破せねばならない。この封建思想を取りカンプ教育をすべきである。

山口県代表

資本側のエゴ、相互信頼がないからこの結果になったという。私はカンプの消化不良であると思う。即ちカンプは大衆から浮き上っている。下部は執行部の考える通りのたんしきをもっていない　いわゆる五四日並みの常識しかもっていない。それは打算的であり、利己的である。執行部は下部の意識の度合がちはずれている。正しく認識せずに一本やりでやることはよい悪味の独善でとくに不消化の原因がある。保安要員の問題にしても下部ではそう簡単にいかない。保のいの度合いがたらないだけではない、執行部とも責任が有る。というと丁大会できめた、みんながきめたというおそれでは大会では何故きめさせたか。

阿部委員長

若林武員は執行部に対する批判をしたものと思うが、答弁すると弁解になるのでやめておきます。

長崎中小鉱

なんと力のない炭労だったろう。労働者は資本家に犠牲にされている。私は大手の一員だが資本側エゴが表れている。本日の大会は資本側のエゴが執行部の為になっていた点を認識し、中央と地方の連携をいそがねばならない。

サルシ炭斗争部長

中央、地方はハラハラではない。俺は地方にいたから中央は知らないということでは斗争にならない。炭労は中央も地方も一本である。

山口中小鉱代議員

わが炭労はアメリカのものではない。資本側のものでもない。幹部のみに責任を負わせるのは間違いです。コン然一体となって炭労の統一をまもらねばならない。今日午前中の討議時間は一時間あまっと、一日四時間。二日を延長するだけで充分な討議ができない。時間を延長してもらいたい。二・二号指令をめぐって討議しているがその結果、変更する必要がなかったら断乎としてやるべきです。今度の賃斗は春季斗争にあわせるとするならそれは炭鉱労働者であることを忘れている。石炭が売れないようになって値上げなんておかしい。二・二号指令はあやまりである。大手は自分のもつ力で斗てるかもしれぬが中小はない。組合に資金がないために自分の力では斗えない場合が多い。ロックアウトについては大手よりやられる可能性は強い。中小の実体からみて大手と同じ戦術で斗うことのないようお願いします。

議長

或る要望については、中小の議員を二、三きいて一括答弁してもらう。又、只今の時間をのばせということは不必要であります。

うるし原労組副長

中央と大手の間には労働条件の相違があるが、炭労の統一のためには今度の賃斗では斗うつもりで、二・二号指令を中斗にどうテキ用するか、炭労連合なことは云いたくない。下部組合に密着し、斗う方向にもっていきたい。

九州中小、江藤代議員

中小として不敏公だ、基本的に考えて炭労を愛する気持があればいかなることがあってもスムースにいくと思っている。今度の代議員は九州中小の場合、長崎三、佐賀一のみで、筑豊は十数名が参加していたが脱落している。すでに組合員の未払が三ヶ月たまっているのをまさしくその為にたのまれてきました。それではやれない。日鉱の分裂の中で炭労を愛し、斗ってきた。どんなことがあってもこの炭労を出ないだろう。大日の労働者は手をにぎれ、という中で、本年は日鉱の労働者と手をにぎる年としてあり、日鉱の有志と

話し合ってげる。少しでも近づこうとする努力すべきである。下部は日鉄とか炭労とかいう考えは行い。今こそ全労働者が統一しなければならない時であるが　説らく問題について時はくに話んしてほしい。

中小

山元大衆の声を反映させる大会にするとアベ委員長はいった。中小が大手と平行していけば良いといったが　一族五六十三日のストで大手は七%上げたが中小は敗れ　今最低の賃金さえとれない。今回の斗争は唯一のだより。大手と同じように進めて同じ様に賃金がでるのかどうか。の代議員のプリントに　中小は代議員　の数だ殆んどけずられている。中小として考えねばならないか、対策を考えていただきたい。要望として、先ど三井　三菱、れ共斗の範囲が多く、中小は只きいているだけのようであったがその点本大会ではなくされいさぎつです？わりきつて大衆と共に統一を守ってもらいたい。

入るしばら

鉄鋼その他の単産がどうあろうと値上げせねばならない時にあると説明しました。鉄鋼の中にも賃斗中心に春季斗争がもり上っていることとを説明したのです。しかしこの問題は大きくみねばならない。

二＝号指令をどうするかについては、炭労の賃金は大手がきまってから中小がきまるのであり大手に集中された力で大手が決まり　それによって中小がきまる。両者の斗いをやらねばならないのだ　中小炭は現在煙石化のや性となっており、これが中小の運命だ、同じ戦術では斗えないという点は了承しており、この点から地区ブロックをつくった。中小には画一的な戦術はとらない。

股部支部について、——

昨年の水害で経営困難となり、つぶれた会社のところでは組合も解消した。

中小の特殊条件としての考慮は、賃金の調整もできないのに行者の対策がたてられない。組合を通じてこれを強化したい。

日鉄対策については中央通りの意見で大炭式之ばしい。赤羽、東卿などと話し合っているが大衆の行動の中からの行かなければならない。

今野斗争が事隅の苦悦に発し、早期解決をせねばならなかったが　斗争はいつか行すこしいか。吾々それより部隅の不況をかえりみて行う

財政部長

代議員数については十日来の組合の整理状態がプリントしてある通りの規数で、何とか納入してもらうようにしている。しかし、これによって中小の場合代議員選出の通知を行ったのだが二三の点については誤りにネビがあり　おわびしなければならない。

原副委員長

大手だけが中心になって　中小は財政上の困難で上ってこれないという理由のようだが大手の問題は中小の問題でもあり中小の問題は大手の問題でもある。　中斗としては大手本位に対策をたて、いるのでもないし、中小本意にやっているのでもない。必ずしも皆さんに満足出来るようにいっていない点、中央本部、地方本部を通じて努力している。特効薬はない。

三菱新入中村代議員

私はあくまでも斗争を斗いぬくためにどうすればよいかを討議する大会と思っている。私は大手だが一切の問題を解決して　残ったもの、中小をどのように賃斗を斗っていくかという事を考えている。

企斗、賃斗の問題については、すべての炭労執行部が反省して斗っていくということになれば解決するものと思う。

三菱としては非常に申わけない事をしたと思う最後まで斗った組合のある事を思うと、同じ斗った組合として時に申訳ないと感じる。

賃斗については、そういう事で本日は、午前四時に打切り　明日から賃斗の討議をやってい的にやるべきだと考える。

九州不明氏

過去の斗争の批判と、斗った斗わないで費やすべきことではない。今何賃斗は　いかに斗うかのためだ。このことについてのみ徹底的にやれば、三十分もあればできることなのだ。

議長

質問は一ヶ所、答弁も重複せぬように一ヶ所でやるから、必ずしも執行部の答弁を求めない。

九州三井

臭いものにフタをしてホッといたから　この状なことになった。原副委員長は企斗に欠陥のあった事を認めるといわれるが　どうも私には執行部はほんとうにそう腹をもっているのかどうかと思われる　そういう組合もあるとの事なのだがどうなのか。

原副委員長.

石炭本部はもし下部に斗う気があれば、幹部が斗わないといつても立上るし、どうでなければ幹部はへれないといつている。斗争をサボろうとしてもさぼれない、そういう地方をどうつなずつているのか、ということだ。

北炭夕張吉村代議員

二二号指令を消化する方向ですすめてもらいたい。組執行部の企斗、明斗、備斗までの意見を含めた批判したい。それ〳〵、山元の不満要求をもつているだらうが・それをぶつつけていこう。伊東大会の決定の企斗指令に重大な欠陥を目の前に控えて・具体性をかいた方針しか出さなかつた。今回の企斗の情勢は伊東大会以来変つていないか。

三日の斗争について、私らの自己ヒハンとして意見を述べたい。三日は三ケ月にわたつて斗つたが・企斗は炭労の統一斗争でなければならなかつた・非常に斗いが急テンポで進んだため、把がついて行けなかつた・そこで統一斗争を阻んだという点が指摘されると思う。

又、十円賃金斗争をひかえて、三井の企斗が賃斗の統一斗争に大きく影きようを与えている。賃斗は年末に解決するのか、年こしをするのか前もつてしれたならもつとやりよかつたのではないか。

私は炭労の今までのやり方に疑問をもつ炭労はこれまで統一炭労を目ざし、統一斗争をうたつて来たが、事実として、今まで完全に統一斗争をやつた例があるだろうか。九大斗の考え方には吾々は批判がある、統一斗争ができなかつたのは資本側があるからだということを知らねばならない・企業整備は各企業ごとにバラ〳〵に発されていることを見ても明らかである・中斗は現在の国際国内情勢をよく知り、これを明らかにし、賃斗、企斗の本質的なものが何であるか、充分明らかに示さねばならない・

九州・不明

①合資本制の問題について。こういう事で吾々は・あの時はできなかつたと云ふのを少し合わないで、ただできなかつたと言ふのでは意ぎがない・執行部は正直にだしてくれ

②真の意味の大衆斗争がなされねば、その局限りに終つてしまう、個々の組合員の仕事の内容において個々の問題を解決して行く方法がとれないなら・保安斗争もできはしない

③休けい時間をとること、時間外を拒否することと、など、日常的に要求を一ツ一ツつみあげていかなければならない。

④ 賃斗と企斗の関係について、これまで斗いわいつも資本側におとされなしくずしに破いかゝつてくる。（この部分きこえず）

坑内における職制の圧迫について、これをはねかえしてゆかなければ非常に困難である。敵は区長職制を通じてわれわれを圧迫して来るのである。どうしても職制との斗いは必要だ。

九州、山本代ギ員

問題は地方執行部にもある。

賃斗をやるのは宜いが速かに大会をやらなくてはだめだ。

統運に関連して、賃斗の問題点を解決してほしい。二二号指令をいおつているのでは、意味がないと思う。代議員の間では内部情セイに反対しているが、地方本部をいれて考えよう。

今日は議事を打切れ。（山本代議員の発言はかなりきゝもらしました　御了承下さい）

三井美唄対馬代議員

打ち切りに反対する。今日、明日の日程なのだからオ二中斗を通過さすれば賃斗の実力行使にも入ろうと云うのだ。充分ここで討議し地方本部を入れて云々ではなく　オ二中斗を打切るのかどうかをはかつてやり度い。

三菱上山田田中代議員・

果てしない意見に終つている。各山からの代議員は充分議論した上で論議するだろうと思つていたが、まだ発表されていない。これを補足するための方法をあえねばならないこれを考えなければ単なる東京見物にすぎないようになつてしまうのではないか。

議長

オ一回中斗全体を今日中に終了するのに、この様な状態になつた。二日間で終了してもらいたい。

○○○代議員、

過去の問題の統一斗争がくずれた批判を充分やれば　速在に実行出来ると思つている方もある二二号指令が幹部のうちに納得してない方がある。これを納得すれば斗える。これを討議しなければならない。又長時間やらねばならぬと云う人も多数いる。本日中に解決せねばならない。

徹底的にやれば二三日かゝるだろう　山元大衆に対し　今后の斗う方針をきめてかゝらねばならない、定キ大会でやつても良い。しかし割り切るものはわりきつて確認して戴き度い。

鉄鋼

技術の中でも解明されるだろう。鉄鋼団としても確認してもらわねばならない。

三菱崎戸石川代議員

意外なるのだ。二二号指令が何故実行できなかったかを、ざつくバランに考えねばなるまい。それは九州だ。問題は九共斗にある。原則的に各山にもあるが通路的には九共斗にある。九共斗が出来なかつた原因は中斗が何と云つても大衆の態セイを認識していたのかどうかゞ重大である。九共斗は交渉権を確立して入ろうが、山口は全然交渉権をもつていないにもかゝわらず、中斗は一せいに二二号指令を実行する指令をだした。この指令をどの様な考で出したか問題だ。中斗委が全員一致みとめたのは変だ。山元にも欠陥があるなら中斗に反映していかねばならないとすれば九共斗だけでなく　われわれも反省せねばならないこういう点こそおゝいに充分反省して下部の全体、意見の交流、意志のソ通を計つていくべきで　全体の責任として考えていくべきだ。九共斗にも問題があつたがやはりこゝにも問題があつた。

山口　中小鉱、不明

疑心暗鬼を解決してもらいたい。宇部興産では、四分の一という回答が来ている　これは死活の問題だ。別途協議したいが、安つぱなに片づけたい。別途交渉を持つてもらいたいんだ。昨日の回答書は納得できないのでみんなにきいたら皆もそうだそうだというので私の頭も悪くないという証明になつた。山元に帰つても斗えないので是非きめてかえりたい。

回答書は西鉱連の池田となっているが、それはむこうのまちがいで　向うで解決せよといつたが、早川専務理事がどの資本側の代表になりうるのかどうか。

炭労共闘の流しっぱなしでなく、山口では宇部興産が先頭に立つて斗うようにしてほしい。

うるしばら

八、六、一にわけたが一五社統一斗争とのかゝわりなくやる。各々の行動についてむこうが何といおうと勝手だ。中斗は十五社統一交渉と同じである。宇部興産は一五社としてもとりあげるのでそのことも、そこで意見としてのべてもらいたい。

各代議人の問題だが各々の主張をくみとらねばならなくなつているが、宇部興産のいう通りなぜ人を統一する斗いをやつているへ今日もやつているのか）

値下げには強硬に抗したい。値下げ案が出たときには出されたものとして理解して斗いたい。

北炭夕張代議員

職組の立場から一言。職組は一かいに共通しているとは思はぬ　職員斗争部も懸命にやつているが、企業の斗争方針は夕張職組では受入れた十六の条理の主鍵もあり、会社は職員は仕事に責任をもつているし、体裁を考えるからと考えたらしいが、炭労の方針で斗つた、一斉ストを炭労に要請したが、職組だけは難しいだろう、しかし労組に協力するというだけの事だつた。労組が動くのでは、一部の石炭を出さぬという政府でも強硬にはできなかつた　どこかもつと強い柔軟性をもつた斗いを行うべきだ。企業連の斗いはカンにあつた斗いではなかつたろうか。

九共斗土屋代議員

全国報告についてまだかゆい所に手がとゞかない。原因は三万人の退職者がでたという点だ。執行部だけでなく各単産の間でやるべきだ。高松では山元で自己批判をやつた。首切り反対希退反対で斗つた。これを職場毎に具体化することが必要だつた。吊上げは残る者だけだつた。希望の原因は賃金と生活苦という人がある。職場がきつければ調査してすべきではなかつたかというが、単なるスローガンだつた。組合活動、特に教宣活動の積み重ねがなかつた。

大衆斗争なら一人一人が納得して斗うべきものでも下におしつける傾向になつていた。職場討議を組織する事をしなかつた。これは保安規律斗争でも、配転反対の要求のみでやられようとしたところにあつたのではないか。積み、重ねと共に抵抗斗争を斗わねばならなかつた。大衆斗争でなければならないなら、日常活動を考えねばならない。職場の組織をつくり、強化して職場の要求を一つ一つ積みあげていかねばならない。これは高松だけの問題ではないだろうと思う。

鉄平層器委員長、

いろいろ三十一中斗までの経過は昨日から今日の時間外までやつたがこゝでは集約したい。確認するということになると問題だが、本日討論を打切ることで終了したい。明日二二号指令を具体的に討議したい。

北海道代議員、

反対〃。

どこに本当のカンがあつたのかはまだでゝない。これをはつきりさせねば賃斗の方針も出てこない、更に討議してもらいたい。

大共斗士民代議員（日炭高松）
自己批判について中央は中央としてやってほしい。責木則にやるというだけのものは無責任だ。本大会で自己批判書を出すべきだと思う。三一中斗までの基調は積極応答はなされたが、明日の討議の中で集約する。皆斗にやぶれることとは精斗にやぶれることだといってきた。全斗は党細大衆えということでどうして斗えよう。執行部だけに責任をとるのはよくない。全組織者に対する責任をそのままにして闘斗にはいってもやむをえない。

不明
自己批判書はこの大会の議事録が自己批判書になるのではないか。

議長
本日はこれで打ち切ります。

民族独立行動隊の歌

一、民族の自由をまもれ
けっきせよ南部（祖国）の労働者
栄ある革命の伝統をまもれ
血潮には正義の血潮もてたたきだせ
民族の敵 国を売る犬どもを
すすめ すすめ 団結かたく
民族独立行動隊 前え前えすすめ

二、民族独立かちとれ
ふるさと南部工業地帯
ふたたび焦土の原と化すな
血潮には正義の血潮もてたたきだせ
民族の敵 国を売る犬どもを
すゝめ すゝめ 団結かたく
民族独立行動隊 前え前えすすめ
すすめ すすめ 団結かたく
民族独立行動隊 まええ まええすすめ

大谷千毛

意志統一なつた炭労

—斗いの進め方を決める!—

炭労第九回臨時大会
1954年1月10日——→14日

出席代議員

野田副組合長
竹下教宣部員
岳藤支部長
相楽執行委員
山本執行委員
永野執行委員
永浜支部長
宇都宮支部長

1954 1.24　—大之浦労組教宣部—

第九回臨時大会議事摘録

日時　昭和二十九年一月十日～十四日
場所　東京、神田一ツ橋、教育会館

第一日（十日）午前の部

○議事運営委員選出

村島　孝巳（三井美唄労）　北岡　隆（三井三池労）
加藤　新（北炭神威労）　山田　利満（三井三池職）
小室　治雄（向洋労）　田中　稔（平山労）
山之内　清次郎（東見初労）　久保田　克己（本部）

○資格審査委員選出

神原　義春（赤平労）　江田　義人（鯰田労）
久保田　文三（[illegible]労）　深田　秀波（日鉄二瀬労）
今村　兼次（古河好間労）　井手　伝四郎（中鶴労）
山崎　守（山陽無煙労）　糸谷　祐春（本部）

○議長団選出

渡辺　浩（大夕張労）
松本　秀男（鴎田川労）
原田　光雄（潜竜労）

○資格審査発表

定員　北海道七三　常磐九　山口一〇　九州一〇一　直轄四　計一九七
出席　六七　八　九　八六　三　一七三

十一時五分大会成立

○委員長挨拶

○メッセージ

官公労村上事務局次長、全自動車橋田書記長、共産党川上貫一、社会党渡辺惣蔵
炭婦協北幸子会長、社会党木下源吾、

○祝電

森　三樹二

午后の部

北海道五七、常磐八、山口九、九州六四、直轄三、計一四二

午后一時成立

○祝電

三菱崎戸労組、神威労組、吉田法晴

○中斗経過報告及び一号議案提案説明（原副委員長）

これから第一号議案の説明、中斗経過の概略を説明したい。この前に今度の臨時大会の目的について一言のべれば、賃金斗争については九月大会以来中斗に附託され今日に至っているが、その間、周知のような困難な斗いを進めてきたが、二二号指令に至ってはやはり行詰ってきている。それを打開するためにもったが、こゝで次の事だけははっきりしておきたい。

それは①何とかしてくれという大会ではない。
②信、不信任を問をうというものではない。
③この欠陥を明らかにし、全国的な意志を統一する必要があるということであり、全会な意志の統一を図り、総決起大会の意義をもつものだ。

情勢は、MSA、保守合同と再軍備政策が具体的にすゝめられ、国会では軍事予算が通ろうとし吾々の生活は経済的にいよ〳〵追いつめられてきている。敵はさらに労働組合の破壊に狂いたち軍事経済政策、失業増大等の進展にみられるように、次第に敵の箱庭に追いつめられているとい

う苦しい状態である。吾々は今この中から立ち上がろうという現状であることを認識して頂きたい。

全斗、債斗の経過については、九月大会で全斗は三菱の批判から出発し、この批判の上に立って斗われたのだが実際には敵の意図する人員整理を許してしまった。しかし独占の中枢であり、国際独占資本につながる三井に対して勝ったということは単に三井の斗いの勝利ではなく、炭労全体としてみなければならない。そうみることから何故三井の様にしてやれなかったかを分析されねばならない。三井の様な激しい斗争をしたくない、わが社だけは希望退職を認めようというところもあったし、三井のように指名解雇に斗われることをさけるために指名解雇はやらぬといって斗いをもみ消し、巧みに肩叩きや脅かしで目的を完遂したところもあった。中斗は如何にして完全撤回するかを斗い、違法斗争や部分ストなどを指令したが敵の攻撃がまさっていた。この違法斗争のねらいと趣旨は幹部には消化されたが、個々の組合員のものにはならなかった。一人々々が立ち上るという状態の中であの戦術が消化されねば効果ある斗いが出来ぬことは三井の斗いが証明している。この違法斗争が出来ぬからといって出されたのが一斉ストであり、これはやれると考えていた。しかしこれは中斗の認識不足であった。九月大会で割切っていなかったことは敵の地ならしにのったことだった。山元幹部の積極的戦闘性も不足していた。

次に全斗と債斗との関係についていえば、昨年暮、六三斗争の中からすでに今後の債斗は激しくなることがわかっていた。だがスト規制法だ、総選挙だといって、全斗を積極的に斗うのが六、七、八月となり、以後債斗と全斗は一つになり両者を突破しようという決意で九月大会で決定された。企業整備について首切りテッカイ、債斗も同時に斗うべきであるというスローガンのもとに斗いに入った。しかし、三井は債斗どころかいかにしてこの首切りをはねのけるかということだった。なまかじりの「全斗、債斗は同時に斗う」というスローガンでは個々の切実な要求はおこらなかった。しかし三井を除いて債斗をすすめなければならなかった。こうして債斗、全斗は平行したが打撃を与える戦術は消化されず、打撃を与えられなかった。こうして大会をむかえたが、この大会は総決起大会である。炭鉱労働者のおかれている地位が全労働者の斗いに対してどう意味をもつかをみ何とかしてくれとか信任、不信任がどうのということでなく成果を明らかにしていきたい。それが本大会の目的だ。敵はファッショ的弾圧を行い日米会談がMSA当事体制を決めており、経済的に苦しい者が一層苦しくなるという政策がとられている。その中で斗う組織労働者に対しては組合を分断するというやり方で挑発をかけてきている現状である。

従って企斗並びに債斗において経営者が一斉に態度を表明せぬような状態では一層苦しくなった突破口にストをやるというのは、中斗が断じても下に反映していなかった。わが十五社斗争の中に反映して中斗分断の危機に至り、こゝで消化される必要であり、中斗は遂に八、六一指令をとった。これは十五社交渉権の確立という大会決定に対して、交渉は八、六一でやっても斗争は二十七社統一してやるという態度だ、十五社を割ることは大会決定違反だが、どうしても窓口を突破するためにはやむを得んということだ。こゝで窓口交渉が一斉にあけばよいが、あかない場合はどうするか、中斗としては一斉にあくということはないだろう。あくとしたら中央八社だろうこの八社の態度を他の七社の態度とみなして断じて十五社統一斗争をやろうという考えだ。又、交渉の場所については、例えば元大斗がきまれば当然福岡になるだろうが、あくまで中央でやる考えだ。七二時間ストは中止したが、あのときは窓口があこうが、あくまいが一定案が出てくればということで分科会方式を決定した。場所は東京一つのブロックが開けたら他のブロックもストを中止する。しかし以後は一斉にやる。

その後十月二四日に期末手当斗争を中斗に出したが。これは大会にかけなかったのは失敗だった中斗は自己批判する。期末手当斗争は債斗と切って別にやった。それは期末で債斗をゴマ化すことになるからだ。これは中斗だけではやりきれないが中斗は一応やらねばならぬ。手当のための指令、斗争受入れ態勢は下部ではこれを妥結するのはどうかという疑義があり、しいては企業連に委任したところもあることがわかったが、機関にかけるヒマもなかったが、大勢はそうして決定された。債斗と一緒の戦術を組まぬということは離脱し、中斗に権限を集約したが何とか年内に片付けたいと考えたため、債斗は年内にやりたかったが、年越しを覚悟し、手当斗争は十五日を解決のメドとし、電炭ストで直ちに体制を整えるということになり、問題の二二号指令して来た

敵は二二号指令をつぶすために弾圧、値下げでは脅迫してきたが、吾々は早期解決をはかり、賃金に対する敵の考えがわかるということで二二号指令を出したが、有効な痛手を与えなかった。戦術は最高だとは考えていない。こうして一九日手当斗争は妥結し、二〇日以降は賃斗に集中したが九共斗から異議が出た。よって戦術委員会は二一日よりの第一波を延期することを決定、二四日から突入することを中斗に提案したが、中斗委員会は二一日の第一波を延期することは指令二二号の精神ならびに効果に多大の変化をもたらし、その性格を変更せしめたものである。従って二一日から突入出来る支部といえども、必ずしも二四日より突入出来る態勢にはないという結論で二二号指令を中止した。

人間というのは膝と膝をつき合せて意見を斗わせ、意見を一致させ、こぎざみに意志を統一しても決して大きな統一斗争はできぬ。国会がMSA批准、軍事予算を通そうとしている中で、労働戦線も、私鉄、鉄鋼、日教が立ち上るから、炭労も一緒に斗おうというのではやってゆけぬ統一斗争をやれと各単産にいってもやれない。主体的な条件の中から敵に最も痛い打撃を与え得る時期に立ち上るべきで、それらの斗いをできるだけあわせてゆくことだ。

今度の大会は、わが炭労の統一体の欠陥と中斗に対する批判を集中して、全国的な意志統一して断乎統一斗争を進めるという意味で提案したのである。炭労の中には労組、職組とあるが、完全に労組が統一してやれるというのはあやまりで、労組こそ炭労の主体であり、戦術も労組中心で行う。敵は職組を切り崩し防波堤にしようというのが手であるから労組中心に統一してゆかねばならぬ。中小鉱については苦しい斗いだ、常炭辺では怪しげな斗争を行っているが、中小も大手の斗争に準じて斗う以外に敗北する。

次いでスト実施の方法について説明

スト実施の方法について

経営者は合理化基盤の変化と炭界の不況による経理内容の悪化を理由として賃金要求に対する誠意は全くなく、政府政策と相俟って、間隙あらば組合断圧を強行せんとする態勢にある。われわれはここで重大な決意を固め、大衆討議による意志統一の上にたって彼等の野望を粉砕し断乎賃金要求を獲得するため中斗委員会の決定により左の通り指令する。

記

一、斗争指標　賃金要求の獲得

一、斗争規模　１、一月二十二日一番方より四十八時間第一波スト。
２、一月二十五日一番方より四十八時間第二波スト。
３、一月二十八日一番方より四十八時間第三波スト。

一、斗争戦術　１、最少限度の人員による原炭搬出拒否を行え。（原炭を坑口え一屯も出さぬ）
２、斗争指名権は組織系統に属するもの。　３、具体的な争議戦術

一、賃金保障並に対策、二、ロックアウト対策、三、斗争指導委員会、四、共同対策委員会

更に要求として次のことを加えたい。

１、中斗の構成について交渉団の編成等もあり、鉱員中斗を各資本一名宛計八名としたい。

２、斗争指導委員会の機関招集の権限について大会で確認してほしい、中斗についても今まで明確でなかったので併せて確認願いたい。

緊急動議（執行部）

山口美唄炭婦協の結成式が本日行われるので祝電うちたい。　（異議なく確認）

第二日（一月十一日）午前の部

○祝辞

小林日教組委員長、　藤田総評議長、　木村（禧）参院議員（労農）

○祝電披露

全石連、　全三鉱、　三井美唄、　全道労協

○資格審査発表

北海道五三、　常磐一〇、　山口九、　九州六三、　直轄四、　計一三九

○動議

1. 日曹赤井労組（常磐）期末手当斗争支援のため打電（会社及組合両者え）

2、三池労組被起訴者打電

3、三鉱連斗争記録幻灯試写を行うこと。

右を満場一致可決

○議題一号議案（賃金斗争について）質疑応答のあらまし

1.問—執行部の企斗についての自己批判如何

答—自己批判の一部は昨日の副委員長からの報告にもあったが、現在まだ企斗は終ったと見ておらずその段階では必ずしもないが、態勢の成っていない組合をねらって会社がぬっていったことに対する処置に欠けているなどの点について再批判をしなければならない。

2問—二十二号指令の受入れ態勢が下部になかったと見る理由如何

答—企斗と賃斗は併行して居り、又六十三日のスト影響もあり、企斗における打撃のあるところもあって受入態勢が十分であるとは考えなかったのである。

問—二十八年下期々末手当を八社に落した理由如何

答—期斗の態勢が整わない内に斗争が始められ、それも年末中に解決しなければならない矛盾を調整して資本側の強力な交渉にまかせたのである。

3問—企斗指令第七号中希望退職を認めたものと思われる点があるが見解如何

答—希望退職を認めたのではない、希望退職が斗争の邪魔にならないようにするためにたてた方針である。

4問—春季斗争の判断の中から短期決戦という分析がされたのか、或は春季斗争の波に合わせる決意はないのか

答—この春は労働者の総ケッキの時機であるが、他産業の波を待っているわけにもゆかない。しかし春期斗争を無視する考えはない。

5問—十五社共斗が　八、六、一　に分れた理由如何

答—連盟は十五社斗争を拒否し続けてきた。又炭労の内部態勢の不整一から必ずしも態勢は万全でなかった。

窓口突破にエネルギーを使い果すことなく最終段階に全力を尽すために分科会を設けた。然し交渉の相手は連盟であることは明らかである。

6問—二十二号指令は既に会社に検討しつくされていると思うが、これを更に採用するか

答—会社が検討しつくしているから駄目だとは考えない、これは自主性の問題で自信のない方針をたてても駄目である

7問—宇部興産の賃金についての連盟の回答は地方連盟の名で出ているが何故か。

答—炭労連盟間の交渉であるに拘らず山口連盟の名で回答のあったことは問題であるので明らかにしている。

8問—中労委及び政府の圧力如何

答—これらの圧力は当然予想されるので全国的な斗争の盛り上りの中で斗っていきたいと考えている。

9問—保安斗争は放棄すると聞くが理由如何

答—放棄したのではない、これを実施するための準備期間及び過去の斗争批判により今次は採用しなかった。

（中食休憩一時間）

○午後　既に可欠した動議に基き三井斗争記録「地底の怒り」を上映後再開質疑続行

問－連絡系統の指名スト戦術は一貫してとられるか

答－この戦術が終始進むとは考えていない。状勢の変化に従って最もよい方法がとられる。

問－スト中、公休日の出勤方法について

答－通常の公休日の出勤以上には出さない方針である。

問－大衆斗争を組織する方針に欠けているがこの確信があるか

答－斗争はすべて大衆斗争が基盤になるが、大衆斗争についての具体的な方針はその斗争に適応して生れてくべきもので、本大会で作文だけしてもだめである。

問－本大会開催の理由

答－賃金斗争のため意志を統一すべく総ケッキするに備えての大会である。

問－中斗指令が行われなかったことは執行部にも責任の一半があると思うが如何

答－指導理念の欠如は資本別のエゴがなくなるということのみではカバーされないが、中央の指令により企業連の指令の方が守られるという実態は否定できない。

問－本大会に統制問題が提案されてない理由如何

答－賃斗により強く斗う為の討論と結論を求めるのが目的であるので、統制問題を出すことによって即斗う態勢になるとは考えられない

問－期斗でプラスアルファ斗争をやったが、大衆には明らかでないが執行部は如何に見るか

答－斗争の状勢によって少しでもよい結論に近づく様に行ったものである。

ここで会場の都合もあり、第二日の質疑を打切り明日続行して午前中に一号議案を終ることゝなり散会

── 午后四時散会 ──

第三日（一月十二日）午前の部

○祝電　横浜、中国・機関紙協会、呉羽労組、国際写真

○メッセージ　日中友好協会　田中稔男

○資格審査発表
北海道　五八名　常盤　八名　山口　一〇名　九州　六七名
直轄　三名　　計　一三九名

○前日に引続き質疑応答

○討議に当り三井の代議員より次のような要望あり

要望　大会の状況は三井出身の代議員が多く質問しているが野次が多い、三井が偽議して執行部の足もとをどうの、資本別の悪口をいいにきたのではない。然し、賃斗、企斗を通じ資本別エゴは予想以上だ。今後の斗争は資本別エゴを無くさなければ斗えない。三井が勝ったなどとは全く迷惑だ。感情的にならず資本別エゴを無くすという前提の上に立ってケンキョな気持で討議してほしい

○議運より日程について二日間延長の提案がありこれを承認

○主なる質疑応答

問　三井に対する百円カンパを中斗で簡単に決定したということだが、中小の場合財政確立を目指し脱退の気運が高まりつゝある。この点どのように勘案したか

答　三井の斗争は苛烈であるが、他支部はそれほどでもない。統一斗争の意義という点から三井の斗争を勝たせるため、経済援助がもっと妥当であるとして決定した。中小のどこがいくらと具体的な指示は困難である。中小の実情を勘案して斗争を進めているが、大手の斗争をかちとることが、即中小の斗いを援助するものであると考える。

問　請負給廃止、保安斗争の完全実施等についての対策如何

答　請負給廃止は正面作戦で違法斗争はその手段である。指令、指示は具体的には余り明確でなかったことは自己批判している

問　二十二号指令を中止した理由を明確にせよ。

答　二十二号指令は違法斗争ほど困難ではない。大衆斗争もさることながら幹部の斗う意志如何によると思う。

問　住友歌志内の希望退職の予告　お答え
答　予定された終熄による閉山だという報告であったので、通常の閉山ということで処理した。
問　資本別エゴ克服のための対策如何
答　炭労の中の資本別は中間機関である。邪魔になるなら重大だ、若しそういうことであれば代議員諸君が知っていると思う
問　減産斗争を棚上げした理由如何
答　日常斗争として考えているので放棄したのではない
問　指令による权力支配、介入阻止のピケ要員をどこから求めるのか
答　その他部分スト・指名スト突入の状態にあるのでそれをピケ要員にすればよい

○田中前委員長挨拶

午后の部

○祝　電　赤井阪、三菱美唄阪、清水沢労、鉄田、王子製紙労　社党川上・浅沼代議士、全電通
　　井手以誠、全自トヨタ分会、全日通
○メッセージ　全鉱（武長朗読）　新産別、産別、全国日傭、中国帰りヨ遺骨送還委員会
　　松川事件報告
○資格審査発表
　　北海道　五二名　常盤七名　山口、八名　九州　六二名　直轄　三名　計　一三二名
主なる質疑応答
問、期斗の過程でスト指令が出たが実際は入っていない。こうゆうことがどこに欠陥があったと思うか。
答　中斗と下部との直接のつながりがなかったこと。中斗の精神が資本別で曲げられていること、資本別エゴの中で執行部は右往左往して指令を出したものの具体的な手がうてなかったことなど等が欠陥だと思う。この点については卒直に自己批判したい。
問　指令、指示は三鉱連（三社連）のものがそのまゝ流れているように見受けられるが、指令、指示を出すに当っての確信如何
答　結果はそうなったと思うが、統一斗争の中で如何に戦術効果があるかという考え方で採用したのであってマネではない。
問　遵法斗争は最低の戦術というが、相当高度のものではないか。
答　最低とは炭労の統一斗争を守り抜くにはこの戦術以外にないということである。
問　早期解決の意志ありや、意識的に総評の春季攻勢の波に合せるために遅らせていると聞くが、
答　早期解決を捨てゝいないがそういう状態になった。それがたまたま時期的に一致しただけである。
問　統一斗争の中で中小をどのように考えているのか、また併行的に斗争を進めて時期結果等が同一にできるか
答　炭労の場合大手が決ってから中小という必然性がある。これが実態である。そのために基本的には地方ブロックを設けている。
問　炭労、日鉱の統一対策如何
答　幹部による統一は限界にきている。下部大衆の中が統一えの方向を打出す以外にない
問　脱落支部の対策如何
答　脱落にもいろいろあると思うが、各地方本部が直接中小炭鉱の対策指導の任に当るようになっている。
問　代議員割当は会費完納となっているが　中小のように賃政の逼迫しているところは出席できない。この点どう考慮しているか
答　中小の実態は認めるが、規約も無視するわけにはいかない。納入するよう努力した結果、常盤山口は全部、北海道も大部分納めてきたが、九州地区には多少未納組合が出た
問　何が障害し斗えなかったかも卒直な気持でさらけ出し、十月以降賃金斗争に備えるべきと思うが、

答　中斗が下部の実態を把握していなかったこと、下部が実施でき得ない状態にあったこと等であるが、それは自己批判の形で出ると思う

問　期斗を各社交渉に落した理由如何、統一斗争の方が有利だったと思うが

答　誤りであったことを自己批判している

問　宇部興産の回答書にある特殊事情、ランク別、別途協議等について対策如何

答　回答がそうだからということで直ちに統一斗争が困難だということでなく　むしろそれをはねのけるためにこうするんだという建設的な意見を出してほしい

問　各資本別間のエゴをなくす意味で大会を開いたと思うが形式的（臭いものには蓋をしろ）な回答のみでは大会の精神を全うできないと思うが如何

答　本大会で連帯責任で自己批判をすると共に本大会で斗う方針を決定すれば本大会の意義は全うされると思う

○主なる意見

。中斗は指令を出すに当ってもっと下部の実態を把握すべきであったと思う

。大会では強い発言に引きずられる可能性が強いが、弱小の支部を中心としてもっと真剣に討議すべきである

。全的な労仂者という観点から従来のような資本別エゴをこの際なくさなければ今後の斗争も危惧される

。山元幹部は大会決定を報告するだけでなく　真剣にオルグ活動をやったかどうかの自己批判、或いは各支部の弱点をさらけ出して今後の賃斗を如何にして斗うかの方針を出すべきだ。

。三井の斗争を教訓として具体的な斗争指導を行うべきであった。

。幹部がもっとジミチに歩んでいれば問題がなかったと思う。戦術えの努力は認めるが、坑内の諸条件をよく知らない戦後派幹部による指令が個人々々の斗いを不消化した大きな欠陥だ、幹部の再教育に重点をおき、その上に立って斗争を進めるようにすべきだ。

。企斗の失敗は炭鉱には地理的条件から未だに日本の封建的思想が巣喰っている。これが炭鉱労仂者の中にあったためだ、これを克服すべきだ。

。幹部と下部組合員とでは意識の程度が相当はなれている。組合員に法は法として認めている、組合員の意識をよく把握すると共に意識昂揚の対策を行うべきだ。

。中小の場合、高い要求を出しても大手と異り、組合員は殊に疑義を抱き、それが即斗う意慾に影響する、もっと現実的な要求額にすべきだ

。企斗の敗因は企業整備の情勢分析のまずさ、希望退職を認めたこと、それに三鉱連が前進しすぎたゝめついて行けなかったこと等が原因だ。

。今まで炭労は統一斗争が完全に実施得ず、総て崩れている。これは資本別エゴがガンとなっているからで、この際資本別を解消すべきだ。

。二十二号指令が実施できなかったのは、九共斗幹部が下部の実態を把握していない点にある　一方八・六、一の分科会の交渉権が確立しない状態の中で画一斗争をやることに無理があった。指令の不消化は全員の責任である、本大会で下部の実態把握についての方針を出すべきだ。

。企斗は伊東大会の決定の矛盾性のある方針で進めるべきだった、職組に対してもっと暖かい斗争方針を出すべきである。自己批判書を出す場合は職組は別にしてほしい

。自己批判書を出すべきだ。

。スローガン的な斗争方針、決定の押しつけ的な指導に誤りがあったと思う、各職場々々の問題と結びつけてやれば大衆斗争も実施出来たし　企斗もこれ程の敗け方はしなかったと思う。

第四日（一月十三日）午前の部

○資格審査発表
北海道六一名、常磐六名　山口一〇名、九州七四名　直轄三名　計　一五四名

○議運より　一号議案審議につき内部の情勢など赤裸々に充分討議するため部外者の傍聴禁止を提案
—決定—

○第一号議案の質疑及び応答

問　(1)九共斗に対し窓口突破確認の議事録をとらせずしてストを中止させたことは組合員に不満と不信感を起させた。明確な措置をとらせなかった理由如何

(2)二十二号指令は適切な戦術として認めたが、主要坑道に請負の組夫の入っているところもある。細部について検討を行ったか

(3)請負給撤廃は賛成だが、現情勢の中でまだ消化し難いような要求や戦術を出すことは、斗争の責任を下部に転嫁させる意図によるものではないか

答　(1)窓口をひらかせたのは実力によるもので、他の窓口突破えの圧力となるので認めたが、議事録のとれなかったことの遺憾は認める。

(2)具体例を出して欲しい

(3)戦術等に対する意見を出してほしい

問　(1)スト決行（再決行）までにいたった中斗の見解を求める。期日は不変のものか

(2)賃金カットについての具体的対策如何

(3)ストによる犠牲の不平等、すなわち坑内ポケットの有無など具体的な検討を行ったか、また中斗の見解、対策如何

答　(1)休日の関係で第一波ストの打撃効果を失うおそれがあったゝめにすぎぬ。また二十二日は変える意志はない

(2)われわれは当然賃金をもらう権利がある、この信念で戦術をたてゝいる。しかし困難な斗いだと思う。最終的には上れるか否かは分らぬ

(3)当初は部分的に不平等があると思うが最終的にはないものと信ずる。

問　八・六・一の交渉状態と戦術の関係に矛盾があり、二十二号中止の経過に鑑みても簡単にわりきれぬ。実際には交渉状態がスト回避の理由となっている。執行部の見解如何

答　二十二号回避の理由になったことは認める　現在は連盟の態度も明らかにされており状勢は異っている。経営者の意図は明かに〝賃下げ〟を回答、統一斗争を乱す出方も予想されるが一ブロックの賃金が決定すればすべての賃金が決まると同じだとの観点から戦術を組立てている

問　(1)中斗は戦術は分析しているが戦略は場当り的だ。労働者の階級的立場こそ資本側のエゴなどをなくす途だと思うが

(2)戦術案に対する下部の不満が高い。中斗にはかる前に会社を通じ山元えどん〱戦術が流れるのはどういうわけか。慎重にせよ。

(3)二十二号は〝最後の突撃〟の印象をうけるが、この戦術を行う前に大衆に納得させる努力があるべきだ、大衆の徹底的な斗争意慾がもり上らぬうちにやるのは〝玉砕〟戦術だ　賃金は一銭も上らずとも請負給撤廃をとりたい。中斗は請負給撤廃についても未だ意志統一が出来てない。大衆斗争なくして斗えるか

答　(1)欠陥を知ったからこそ大会を招集した。大会決定を尊重することが必要である

(2)会社側の戦術がそこまで手を入れていることを知ってほしい。中斗も充分責任を感じている

(3)その通りだ。中斗は終始一貫訴えている　不充分なことは認める。意見をどし〱出してほしい。請負給撤廃の意志統一はやっており、大衆斗争なくして撤廃も値上げもない

問　(1)企斗、期斗、賃斗と戦略コースに一貫性がない。この長期斗争の戦略コースをどう組立てたか

(2)二十二号延期の因をなす九共斗の弁明は時期的問題のみ（なの）か、戦略コースが不充分だからか、資本側の内部に問題があるのか明確にせよ

(3)賃金カット・ロックアウト・弾圧対策も一方的、主観的判断では不安である。明確な方針を出せ

答　中斗は下部の実態把握不足を反省するが、企斗、期斗と長い斗いをやりながら大衆動員がどれほどやられたか、何もやっていない支部が多かったことをこゝで知った。本大会を契機として中執・中斗、資本別、代議員の区別なしに大衆動員の組織方法など腹をわった意見を出し合おう。中斗はこゝで戦術を押つけるのではない。皆と討議し如何に実行できる戦術をねるかということだ。現状の如き下部の実態では賃金カットも弾圧粉砕も出来ぬ。大衆動員のやりなおし

から具体的戦術まで論議を斗わせるべきだ。

議長　全く同感、大衆動員の組織が先決だ　この点について

問　二十二号の戦術をやるという前提に立ち

(1)日鉱、常炭連の一部が現行額すべりプラス一時金で妥結しているが炭労の賃斗えの影響如何

(2)完全統一斗争は既に敗れている。八、六、一分科会方式は連盟回答の中で経理事情の相違を理由としているが、執行部はこれを認めたか

(3)長期ストは下部で不賛成だ一斉ストが決戦段階の戦術と思うが運搬ストでは納得できない。

(4)請負給撤廃は理屈ではわかるが賃上げが重点だ。請負給撤廃が交渉のガンである事実からも再検討の必要あり

答　(1)われ〱の賃金が決まらなければ日鉱、常磐の賃金も決まらぬ、これは連盟も認めている。組織維持のための協定であり内容もゴマカシであると判断している。

(2)連盟がどう回答を出そうと自由であり、われ〱の方は違った見解をとっている。連盟の態度を反駁するのが斗争だ。連盟の主張のような意味で八・六・一にわけたのではない

(3)一斉ストがより効果的だとは思わぬ。最も犠牲が少く効果の大きな戦術として運搬ストをとるのは当然だ。

(4)請負給ある限り賃上げはゼロ又はゼロ以下だ、交渉のガンになってはいない

以上の質疑の中には相当意見も入っており午后からは討論も一緒にして議事を進めることを決定

午后の部

○緊急動議　組合員以外の傍聴禁止を解除して斗争の自己批判、討論は組織外にも大いに知ってもらうべきだ―異議なく決定

○(1)賃金カットの場合、鉱員は支払の要求を職員にしてくるが職員は支払の義務のないことを明確にする

(2)ロック・アウトの際の保安要員差出し拒否の法的根拠ありや

○大衆行動が行われないのは下部が指導方針に共鳴できぬからだ、再検討せよ、要求にしても比較的に高額賃金をとっている組合と然らざる組合との開きがあり納得されていない。二十二号指令も単に時期をのばすだけでは実施されぬ。内容に問題がある

(1)八時間労働を守り職制を打破する斗いを再認識しなければならぬ

(2)われわれは中小の斗いをもっと認識すべきであり、中小にマッチした戦術をたてるべきだ

(3)会社は部分ロックアウトを出してくると考えられるのでその対策をたてる必要がある

(4)スト禁法とロックアウトの際の戦術の関係について明確にすべきだ

執行部　賃金カットは法廷だけで斗うのでなく賃斗の中でやるべきものである

○三鉱連の企斗の体験から大衆行動の具体的提案を行いたい

○大衆行動の具体的提案を三鉱連の企斗の体験に基いて提案する。大衆行動とは"もり上げる"とか何とかの言葉ではない、時期が多少のびても大衆行動のための準備せよ。

(1)そのために一斉時限ストを考慮せよ。これは沢山の人を集め討議するためだ、家族も動員せよ。

(2)山元はいろ〱な斗争がおきている。人員充足、福利厚生等、これらの職場斗争を賃斗にくり入れよ

(3)職場斗争委、居住斗争委の組織

(4)要求の啓宣　特に請負給撤廃要求を先山に対し啓宣させよ。苦しい生活、低賃金をきり抜けるためには残業もやむをえぬがこれをやめてもらう

(5)指令の実施できぬ原因、統制えの態度を明確化せよ。統制権の不明確さは斗争をもつぶすものだ

(6)指令徹底方法、慎重に下部の実体に即してやれ

(7)職組との関係、これとの共斗なくして二十二号指令実施は不可能、共斗を考究せよ

(8)時期、他産業斗争（総評春季斗争）とナミを合せよ、炭労斗争の意義を啓宣せよ。

(9)斗争組織、どんな小さなものでも組織化せよ、炭婦協との共斗、炭婦協の組織に努力せよ、青年行動隊の組織を即時行え、職場居住に斗争委をつくれ、大会決議をせよ、資本別決定に任す

な・地区共斗・地区斗争委をつくれ、これが資本別エゴ解消への一歩でもある

職場斗争・居住斗争・大衆斗争と山元で真剣に総決起し、組織化するよう再確認せよ

(10)斗争体制について総点検やれ

○部分ストが最良の戦術であることを知っていながら、これがやれるところとやれぬところのある現実を究明せよ。大衆行動の組織についても然り、支部幹部の戦術に対する無理解と信念の欠如を大胆に指摘すべきだ。北共斗のスト遅滞理由を職場斗争がおくれたからとするのは不充分な態度だ。中斗は下部の実体把握に欠ける。交替制を考慮すべきだ。敵は法を歪曲して弾圧しようとしている。ロックアウトに対する労働省見解対策として保安要員引揚げ戦術を考慮すべきだ。スト禁との関係を明確にせよ。賃金カットを仮払い（差額措置）として出される場合の対策も考えよ。二十二号指令実施期日は延期するな

○（執行部）①中斗の交代は斗争に支障を来す。交替が頻繁で重大決定の際に欠席する者も出ているのは遺憾だ。②ロックアウトに対する労働省見解は法を歪曲するも甚しいもので、炭労は抗議を出している。違憲立法をつくってなおその上法を歪曲する反動と断乎斗う。悪法は法ではない。③賃金カットは賃斗の一環であり、賃斗が終結してもこの問題が片づかぬ中は斗争は終らぬ。

○違法斗争を失敗と見るのは誤りだ。部分的にみていることと及び減産斗争としてのみこの斗争を理解していることからくる誤った判断だ。じっと解明せよ。運搬ストにしても同様だ。部分ストの場合の職組との共斗を真剣に考えよ。部分ストを逐次拡大せよ。犠牲者対策を検討せよ。

○（執行部）保安斗争は放棄していない。部分ストでその準備を行うべきだ。

○現在の実体を再検討すべきだ。①連盟は現行横ばいの回答をしているが希望退職で大量の首切りがあり労働強化が益々激しくなっている現状ではこれは実質賃金の切下げを意味する。横ばいとは賃下げのことにすぎぬ。又運賃、米価等独占価格の引上げによっても実質賃金は低下させられている。②請負給の撤廃、最低賃金の確立という要求が組合員のものとなっていない。組合員は「それはよいが賃金は一体いくらあがるのか」という。これは何故か。三井の場合はこの要求が組合員のものとなっている。高度の戦術の前に徹底的な宣伝活動が必要だ。職場斗争委員会も形式的に作っても無用で行動の中から作ってゆくべきだ。③十五社統一斗争の可能な戦術を出せ。二十二号指令の即時実施は疑問。一歩一歩進め

○資本家階級はM.S.Aを受入れ再軍備政策を推進するため一本になってやってきている。軍事予算を見ればわかる通り国民はドタンの苦しみに陥れられつゝある。総評の中心である吾々の賃金斗争は従って吾々だけの斗争ではあり得ない。全労働者、国民に深い影響をもちその運命を左右する程重大な斗争だ。吾々の斗争はこれらを含めて斗うべきである。この点の思想統一をまず行うべきだ。この斗争は大衆斗争を組織することが前提でこれができればもっと強い戦術も要求されてくるであろう。これにはこの賃斗の意義を組合員、家族に訴えよ。具体的には先の佐渉民擁案の如く時限スト等を利用し、各種ストを逐次重ねていくべき二十二号指令はそのあと態勢ができてから実施すべきいわばキメ手だ。

○賃金カット、ロックアウトについて法的裏付を中執に求めても無理だ。まず斗うことが先決だ。

○大衆は勇ましいかけ声のみではもはや動かぬ。中斗自身適確な情勢分析をもっと共に組合員にも確信をもって斗える情勢分析（見透し）を与えるべきだ。

○この賃斗の本質は請負給撤廃というのではなく八時間労働と職制の打破にある。つまり占領下における労働強化との斗いであり、斗争の主体は必然的に職場地域の大衆斗争である。居住も同じだ。中小炭の如き封建性の強い所の実体も考えよ

○統制は明確にすべきだ　今後指令に従わぬ幹部に対する権利停止なども考慮せよ。むろん一人二人の幹部の首のスゲカエですむものでないが完全統一を守る為にぜひ出すべきだ。

○現在ズリをさかんに出している山もあるがどう見るか

○（執行部）ズリ運搬に便乗した石炭積出しはできない

○賃金カットと形式的に賃斗と結びつけるのは危険がある。

○（執行部）ロックアウトより賃金カットが先に出るだろう。賃金協定と同時解決するのが当然で斗争は全く同一だ。

○斗争の指導理念が欠如している。昨年の賃斗は総労働対総資本の対決の斗いとしたが今度は単なる

賃斗としている。これでは憎しみも起らぬ。ＭＳＡ、軍事予算反対に通る斗争であることを明確にせよ。

○戦術の根幹は敵の支配、搾取機構の末端組織たる職制に打撃を加えることにある。これが要求を通すことだ。今度の斗争は交渉場裡でかちとるものでなく現場のこの斗いの中でかちとるものだ このためには組合員一人一人に搾取と支配の形態を明らかにし自らの意思で斗いうるように指導すべきで作業要綱、指導要綱といったものを身につけさせよ

○飛行機に乗ってきて一寸喋って帰るようなオルグのやり方では斗えぬ 山元と密着せよ。

○ロックアウトによって第二組合をつくらせるようなことのないようにせよ。二十二号指令を本当にやる気なら防衛隊をつくり強行就労を考慮すべきだ。

○戦術委の討議内容が敵につつぬけだという点を重視する。労働階級の敵として追及せよ。

○（執行部）誰がやっているかは現行犯を連れて来ぬと分らぬ。大衆の力ではねのけて斗うべきだ 就労強行を直ちに行えるかどうか困難がある。職組の非協力を理由にやらぬ声が出る。

○中斗の発言に責任をもたせよ。資本別エゴで勝手なことをされては困る。中斗の交代は認めるべきでない

○部分ストのみをキメ手とすると逆に裏切りを出す危険あり。職組との共斗を積極的に考え統一斗争のできるやり方を出すべきだ。統一行動を先ず起し逐次部分ストに入るようにせよ。職組を除外するの悩みがあるがどうなのか。

○（執行部）画一的押つけはせず斗争の中で職組を指導すべきと思う

○強い山と弱い山のある現実に目を破ってはならぬ。弱いのはなぜか、強いのはなぜかその方向を明らかにして方向を出すべきだ。請負給廃止は容易ではないが三鉱連は全斗の中で事実上廃止させている。賃上げのみを主張する説は納得できぬ 賃金カットも理論や法廷で片附くものではない斗争の中で解決すべきだ。組合員全員が〝俺が斗っている〟という意識をもたせずして今次斗争は全く進まぬし無意義だ。誰が苦しめているか敵は誰かを明らかにせよ。ＭＳＡを押付け軍事予算でしぼりあげようとしている者と吾々は斗うのだ。斗争スローガンを重点的に示せ・合言葉をもて、中小鉱やヤマの弱い組合でも除々にたち上れるよう細心の考慮をせよ。

○〝職組は弱い〟ときめつけるのは遺憾。職組でも最后まで斗ったところもある。三井の全斗をみよ弱い組合で就労強行するより保安要員引あげの方がより困難だ。職労共斗で斗える方法はある労組の理解ある包容力を切望する。三井美唄では係長が先頭に立って坐りこみをやった。そのとき炭労は何をやったか総評の高野事長が来ただけだ。真剣に職組対策を考えているとは思えぬ。

○（執行部）職員が職制的役割をもち鉱員より高い賃金をもっているのは事実だ。これは労組よりも会社の圧迫の強いことを示している。従って労組の斗いが職組の動向を支配する。労組の包容ということは全く異論はない。労組がすぐれた大衆斗争を組織することが職組をたち上らせてゆく方法だ。

○（執行部）三井の如く首切られた職員が管割をやって強行就労する場合はよいが日産自動車の如くバリケードでも対抗されると困難だ。

○部分的ロックアウトをやってくる場合はどうか、八、六、一の中の一社だけ残った場合はどうか。

○（執行部）経営者の不当行為だ。ロックアウトは会社の行う争議行為であるが、これで吾々をしめ出して労調法、スト規法をおしつけるのは不法だ。部分的ロックアウト、賃金管理に対しては炭労連盟間の統一交渉の課題とすべきもの

○法廷斗争は二年も三年もかゝる。結局力の解決以外ないではないか

○（執行部）その通り．実力行使をバックボーンとして斗う．

○ロックアウトに対する保安放棄は違法と考える。組合としては脱落の破目に追込まれる，特に"実力"の呼号では困る．は一度も実力対策をやっていないような実情だ．

○（執行部）重大な問題だ。争議戦術としての保安要員引揚げ以外はスト禁法で禁止できぬ．ロックアウトは会社の争議行為でこの間われわれは争議行為をしていない。これに対して保安要員を引揚げるのは自由だ。この場合保安要員が従業員でなくてはならぬとの規定はない，保安確保の責任は保安管理者にある．

○賃金カットは力で解決する以外にない．理論的には会社にも矛盾があり．あまりこの点をつゝこんではこられぬ・弁護士や法対部のやるべきものではなく．斗争の中でやるほかないものだ，

◎波状スト．指名ストのつみ上をやった上で部分ストを考えるべきだ。現状ではまだまだ受入れ難い状況だ．世帯労働者の斗いと支障を生ぜしめぬこと．団交協議との関係も考えよ．違法にはこの斗争の中でも粉砕する決意をとるべきだ．

議長　論議を集約すると①二十二号指令は直ちに実行できない。②やり方に疑問がある．③大衆斗争の組立て方を出す。こういう方向がでてくる．議事集約の方法として運営委は大会で小委員会（代議員より九．北各四．常磐．山口各二および中執三役で構成）をつくって討論の内容をまとめ．方針案を翌日だすという案を出している，議長団は中斗によってまとめて貰いたいと思う

論議の結果挙手採決の結果．小委員会方式に賛成するもの一三一名．中斗方式に賛成するもの四八名で前者に決定。さらに構成については炭婦．中小関係の代表を加えること．九．北各四を各五とすることを決定。

〈緊　急　動　議〉

一　組織対策費について（山炭労）

（趣旨）未組織中小鉱の組織化のため中央から同二万五千円の対策費を捻出するよう要請する・日鉱や石松は困難な工作をやって失敗しているが、炭労としては積極的にこれをたすける使命がある（～森田　）

中央財政部長に財政状況につき説明を求めた結果．年度末ではあり．他の対策費とともに新年度予算に計上するのが妥当とし．次期大会に再提案することに決定。

二　岩屋斗争支援について（九炭労）

（趣旨）常磐のドン底にある岩屋に対し三池はすでに十円カンパ行っている．三池炭婦協も十円カンパをきめた，十円カンパを提案する（藤岡副委員長）

岩屋炭婦協代表挨拶。起訴された会長に代って出席した。斗争の五ヵ月も飢餓の状態で苦しいが、みなさんの支援のもとにあくまで斗い抜く。

討議の結果．カンパの完遂を期するため五円を最低とし十円を最高とするカンパを決定，

三　常磐西部斗争支援について（赤平地区長）

（趣旨）①中小鉱の救済．雇用確保への努力。②組合（労、職）に対する激励。③社長に対する抗議 ④五円カンパ

討議の結果．五円カンパを任意カンパに修正したほか，提案通り決定．

四　不当弾圧反対について（三井美唄労）

（趣旨）三井美唄，神威，茶志内，岩屋，三池等に対する官憲の不当弾圧に対し，大会の名で抗議し．起訴者と家族を激励してほしい．

提案通り決定

（午后六時五〇分散会）

第五日（十四日）　午前の部

⊙出席人員
北海道　六五　常盤　七　山口　八　九州　七六　直轄　四　合計　一五〇

⊙開会宣言

⊙議事運営委員会の決定発表
一号議案の小委員会は一応の結論を出したのでこの小委員会案をめぐつて討論し、一号試案を午前中で終了し午後は二・三・四号試案を大会にはかり本日を以て大会を終了する　（了解）

⊙一号試案小委員会結論　（斗争事務局長）
小委員会の結論について説明（内容は一号試案に関する意見集約案を参照）

○主要な意見並に要望
斗争運営について各項目毎に行う意見もあつたが一括して取扱うこと決定、直ちに討論に入る。

○斗争は自己の犠牲を最少にして敵に最大の打撃を与えなければならぬ。自己の力を正しく評価して力に応じた戦術がとられなければならない。この意味で二十二号指令がより大きく評価されねばならぬ。小委員会の結論は組合員を納得させ得るものではない。二十二号指令が割切れない限り時限ストも一斉ストも実施不可能と考える。二十二号指令実施の段階に時限スト或は一斉ストで自己の戦力をすりへらすことは正しくない。この意味に於て小委員会の結論に反対する。

○炭労は積極的に二十二号指令を実施し得る態勢に在つていないことが今日までの討論で明らかになつたので原則的にこの小委員会結論を確認せねばならぬ。然し乍ら
イ、二十二号指令の基本的考え方が消えている感があるので明確に打出せ。
ロ、統制は厳正確実に行え
ハ、二月十日の期日は間のびすぎるので考慮されたい。

○二十二号指令を尊重し、それを組立て実施するということを前提にこの小委案を確認する。
イ、尚各方二時間ストはやめよ。
ロ、期日をつめてもらいたい。

○原則的に小委員会案に賛成する
イ、諸要求貫徹の斗いが斗いの中に入れられていないのでこの考え方の中に入れよ。
ロ、期日についてであるが下部態勢が整備されたら中斗はこれに応じなるべく早期に斗争を打出すよう考慮せよ。
ハ、統制についてはハラをきめてかゝれ
ニ、賃金カツト対策については山元態勢確立の必要からも融資対策を確実に行え。
ホ、中斗は指令決定に当り信念をもつて発せよ。世方機関にはかるようなことはやめよ。

○全国一斉ストの必要はない。これをやめて二月十日の期日をちぢめ二十七、八日頃二十二号指令を行え。尚二十二号指令の一～三波をやめて無期限ストにせよ。

○二月十日の期日を今月中にしてほしい。

○中斗と戦術委の間で完全な意思の疎通がなされていない感があるので、重大な戦術決定に当つては中斗委員の中から二～三人を戦術委に加えたらどうか。
尚、中斗は戦術決定にあたつては完全合議制でやつてもらいたい。

○賃金カツト対策を全支部統一するよう中斗は明確な指示を行うべきである。

○中斗は完全な各山の指導調整に最大の努力をしてほしい。

○(イ)　全支部完全に斗争を実施する意味に於て、もし十五社の中で反対するところがあつたら卒直に出してほしい。
(ロ)、一斉又は効果がない時限ストは減産パーセンテージを示し戦術は各山元にまかせよ。
(ハ)　統制問題を心配するようでは完全実施が危いやうれるので、全員了解するまで論議すべきである。

○遵法斗争についての指導要綱　部分ロックアウトについては爆行罷業をもって対抗するということ
二十二号指令の内容を明確にして欲しい。

○指令の届かぬことがあるので留意してほしい。

○弾圧についての対策をたてるべきである。（臨時執行部の設置等）

○(イ)　馘首対策を明確にせよ・特に法的な解明を明確にして組合員の不安を一掃せよ・

(ロ)　労務に関係ある所についての対策を明確にせよ・

(ハ)　山元での保障給を統一するよう留意せよ・

○(イ)　内部態勢をかためる意味に於て小委員会は種々な大衆動員項目をかかげているが　全項に対し反対である。

(ロ)　二十二号指令を割切り実施すべきである・

(ハ)　スト破り対策を明確かつ具体的に示せ。

(ニ)　ロックアウトを需給調整のような材料にしないよう対策を明確にせよ・

○(イ)　斗争スローガンをかかげ組合員の啓蒙に当れ

(ロ)　大会宣言を作成せよ。

以上一号議案小委員会の結論をめぐり賛成、反対、或は要望等の意見発表がなされたが、最終的に大会宣言は執行部一任。尚斗争面の要望意見は中斗で充分考慮することにし、満場一致小委員会案を承認決定した。

昼食午后一時一〇分—二時一〇分

午后の部

◉祝電披露

◉岩屋資金カンパに対する挨拶
井手組合長より資金カンパに対するお礼挨拶並に斗争経過について報告さる・

◉出席人員
北海道五一　常磐五　山口七　九州六七　直轄四　合計一三五

◉二号議案提案

○統一労働協約斗争に関する二号議案の提案理由の説明（組織部長）—資料参照—

○質疑応答

問　(イ)一年間斗争を延期した理由
(ロ)賃斗が十五社で斗えない場合、労協も統一して出来ないのか。
(ハ)日経連は協約案を出しているが、炭労のかかげる統一労協斗争に対する動向はどうか

答　(イ)少くとも賃斗の統一斗争より以上に労協の統一斗争は困難である。賃斗ですら八・六・一に分断されている現在、簡単に統一労協斗争を組織することは困難である。尚組合員が労協の重要性を理解認識しない限りこの斗いは困難である。
(ロ)第一項の要件の中に含まれているが、労協の斗いには六十三日間の斗いに勝るとも劣らない下部態勢が必要であり、下部組合員の斗争こそが可・不可を左右する・
尚中執は来年賃斗を分断しようとする全経営者の野望を打破って統一斗争を樹立し、併せて労協の統一斗争を確立すべきであると考える・
(ハ)　全経営者の反動傾向は大きなものである・

問　(イ)三月の時期は出血を必要とする賃斗との関連から再考慮すべきではないか・
(ロ)交渉段階の交渉を年間にやるべきではないか。
(イ)賃斗に影響ない時期を選んでいるが、三月迄賃斗が延期すれば賃斗と賃斗との間にやらねばならぬ・
(ロ)　現在の状態は窓口交渉も何可能である。尚窓口即本格交渉で妥結することは危険であると思う。

問　労組はそう簡単に斗えるとは思はないので二年延期ぐらいとしてはどうか。

答　アドバルンでもよいかうとの考えは反対であり　一挙に全部取れるとは考えられないので主要な部分から獲得し、段階をへて全部をかちとる方向をとるべきである。

問　一年延期の問は各支部に一任するのか

答　ここに労組の要望案を配布したので、各支部はこれを検討してもらう。尚各地方本部と協議会ももち検討すると共に既に[illegible]支部に於ては手をつけ対処すべき段階にある。

○決定　提案通り決定

⊙三号議案（退手の件）提案

○提案理由説明（調査部長）―資料参照―

○決定　万場異議なく提案通り決定

⊙四号議案（三菱本店の件）提案

○提案理由説明（浦崎副委員長）―資料参照―

○質疑応答

問　三菱本店職組はこれまでどういう斗いをしたか。炭労がとりあげねばならなくなつた経過の説明を乞う。

答　本店職組がとりあげて斗つたならばこれが解決は容易であつた。本店職組が斗わなかつたが為にこの結果を生み炭労がとりあげて斗うように成つた。

問　任意カンパを一～二円でも強制カンパにすべきではないか。尚三菱労連はこの問題に対しどう斗つたか。

答　三菱の経営者の封建性は極めている。そしてこの本店の問題はこれから起つたものであるが、本質的なものを分析すると内部にも種々と問題があるので本店組合にも反省を求め、自らの問題として斗うよう要請努力している。

尚　労連としてもこれに対し強力な斗いを展開してゆく。

○決定　⑴抗議電報、抗議文を三菱経営者に発する。

⑵組合員一人一円の資金カンパを決定する。

⊙三菱本店七名の代表挨拶

⊙緊急動議

①松川事件支援に関する件　（三宅男　木村代議員提案理由説明）

人権尊重、司法権の確立のためこの人たちの判決の日迄支援することを決議して欲しい。

⊙万場一致可決

②三井カンパ早急納入の件

⊙万場一致可決

③国鉄首切り問題に関し当局に対する抗議文並に労組に対する激励文手交の件（執行部提案）

⊙万場一致可決（文書の作成並に取扱いは執行部に一任する）

④会計監査交替の件

九州、山口地方選出の会計監査が一身上の都合で辞任したので後任を選出したい為執行部より提案あり。

直ちに選挙管理委員会を構成し投票した。

その結果、配布票総数一七三票中有効票数一七〇票で次の二名を選出した。

九州地方　土田時男
山口地方　藤村清一

以上で五日間に亘る第九回臨時大会は全て終了した。

決議文

嵐が強い木を育てあげるようにほんとうの組合もまた弾圧の中に成長する。それはこの資本主義社会の鬼子として生れた組合というもののたどらなければならないきびしいおきてであり、また歴史的な役割りをその肩に負された「階級」としての労働者に課せられた尊い試練である。われわれがたたかいをやめない以上弾圧から免かれることはないであろう。

わが炭労もその結成いらい幾度か弾圧を受けてきた。然し昨秋の争斗に際して加えられた弾圧ほど大量且つ露骨なるものは未だかつてなかった。敵は大衆斗争の先頭に立った同志たちを相ついで逮捕し起訴し或は組合事務所を急襲した

これらの同志たちを罪人に仕立てあげることによってあの大衆斗争に非合法のラク印を押そうとする敵のその意図はあまりにも見えすいている。またそれがあのような大衆斗争に対する恐怖に発していることもきわめて明らかである。あらゆる偽瞞にも拘らず組合大衆はすでに鋭くかかる弾圧の本質を直感している。われわれはさらに広く深く今次不当弾圧の本質と兇悪とを大衆の間に浸透せしめ法廷内外を通じての根強い反弾圧態勢をつくりあげてゆかねばならない。

かくして炭労第九回臨時大会は、現在不当弾圧を受けている支部の斗争に物心両面の支援を決意すると共に憎むべき敵に対する全組織を挙げての強力なる反弾圧斗争を徹底的に展開せんとするものである。

右決議する

昭和二十九年一月十四日

日本炭鉱労働組合
第九回臨時全國大會

今次斗争に伴う資金カンパに就いて

炭労中斗指令第二十九号による実力行使中二月九日より実施する原炭搬出拒否に伴う必要な措置として資金カンパに関し左記の通り行いたい

記

一　今次実施する実力行使中の原炭搬出拒否は争議戦術として最少限度の人員による原炭完全搬出拒否を行うため斗争突入は運搬系統に属するものを原則として斗争指名職場とする戦術が樹てられているが、原炭搬出拒否が完全に実施し得ないと判断された場合は採炭関係職種を指名ストに入れる必要が生じないでもない　従つて争議行為の影響によつて、これに関連する請負給職種に於いては請負給部分については通常の就労日同様の賃率によつて計算するか請負保証給を下つた場合は請負保証給を要求する事や、仕事の量に変化をきたし個々の職場で手持時間を生じたときは代替作業を要求する事態の生ずる事を考慮に入れなければならない。

以上のように原炭搬出拒否の争議戦術は具体的には実施が甚だ複雑を極め突入職種を効果の度合に於いて増減または変更する措置が適宜必要な為め事前に明確なるものの掌握が出来ないのがこの戦術の実態である。

従つて首題の資金カンパに就いては斗争突入職種に対する経済的損失の補償及び全組合員より徴収する資金カンパについては次の如き対策を提案する

１　指名ストを受けた組合員の経済的な損失の負担について資金カンパにより行うが斗争の規模、全体的な賃金の平衡等を勘案して事後処理する事にしたい

２　全組合員より徴収する明確なる額、率については前述した実態からしてその必要額を算出する事が極めて困難であるので具体的には斗争の実施状態から事後に有効なる必要額を算出し個々の資金カンパを決定したい

二、この原炭搬出拒否斗争により生ずる関連職種の賃金低下をきたす事についてはこの戦術決定の理念である組合員の戦力を確保し敵に与える被害効果を狙つた戦術方針や、一斉ストによる戦術が効果的には最高であるが組合員がうける経済負担が大である事等と共に賃金斗争を勝抜くという斗争意識とこの戦術によつて最大の出力をかけ得るという確信の上に立つて彼等の対策を完全に粉砕するため関連職種の賃金低下という現象については各人大衆的見地に立つて判断して貰いたい。

但し徴収する資金カンパについては全体的な賃金の平衡を勘案して全組合員より徴収する資金カンパの決定に際しては充分なる考慮を必要とする考えである。

部分ストに對してのわれわれの心がまえ

これだけは知つておくこと！

年越しとなつた十月以降新賃金斗争は、一月十日から東京に於て開催された炭労第九回臨時大会で炭労本部の委にかえり、完全意志統一がなされ、来る一月二十八日より强力な斗いを敵連盟に挑むことになつた。吾々は今次斗争の意義及び吾々の生活を守るという理念にたつて如何なる戦術、指令にも直ちに即應出来る態勢の強化に万全を期さねばならぬ。殊に二月九日から突入する原炭搬出拒否の運搬系統部分ストは敵連盟が最も恐れている戦術であり、それだけにあらゆる圧力を加えてくることは必至であり、これより派生する問題は復雑な様相を呈することは明らかである。よつて吾々は次の指示を一人々々理解して敵連盟（会社）に対処しなければならない。

組合員に對する指示

1 今次斗争に於て会社がロック・アウト（作業場閉鎖）の擧に出た場合は、組合としてはこの会社のロック・アウトに應じ全面的に就業しないと共に一名の保安要員も差出さないので、組合員はかかる事態が発生したときは個人の判断によつて事を処すことなく、全て地区斗争委員長（支部長）の指示に従い行動する（会社がロック・アウトを宣言しても組合は入坑可能のときは强固入坑の指示を行うことがある。）

2 斗争委員長の指令で指名ストに入つた組合員は斗争要員として支部に待機せよ。又会社より就業命令がなされた場合はこれを担否、当該斗争委員長（職場代表、統制部長）に直ちに連絡し、その指示をうける

3 組合の斗争手段に対抗して会社より指名ストに入つているものの代替作業を命ぜられたときは明確に拒否する。これは明らかに不当労働行爲である。職制の强固な圧迫が行はれたときは、必ず地区斗争委員長（支部長）及び当該斗争委員長（職場代表、統制部長）に直ちに連絡し、その指示をうける。

4 会社が部分ロック・アウトによつて一部の職場の組合員の就業を拒否した場合は、平常通り職場に出勤する。その際必ず地区斗争委員長（支部長）に届出、その指示をうける。

5 部分ストによつて関連職種に作業の支障を来す事があり得る場合、会社側はその職種に対して就業拒否の処置に出ることが予想される。その場合といえども組合員はあく迄も就業を行う。

6 就業して仕事が切れた場合、係員に対し他作業を要求すること。（指名スト者を除く）尚会社がこれに應じない場合は、直ちに地区斗争委員長（支部長）及び当該斗争委員長（職場代表、統制部長）に連絡し、その指示をうける。

7 「强制就業」或いは「スキャツプ（第二組合、裏切り者、スト破り等）による会社の切り崩し」、「官憲の介入」等が斗争の激烈化と共に発生するおそれがあるので、各地区及び各職場はピケ隊の編成を行い、地区斗争委員長（支部長）の指令と共に何時でも行動出来る態勢にあること。

8 一般社会に訴えるため、或いは会社の猛省をうながすための示威行進（デモ）その他大衆動員の行動をとらねばならぬので、区斗争委員長はその編成を完了し地区斗争委員長（支部長）の指令に対し、速かに行動し得る態勢にあること。

9 その他会社より異状なる処置を受けたときは、直ちに地区斗争委員長（支部長）に連絡し、指示をうけること。

以上

斗争体系図

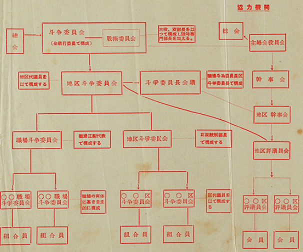
協力機関
総会
斗争委員会
（全執行委員で構成）
戦術委員会
三役、支部長を以つて構成し臨時専門部長を加える。
総会
主婦会役員会
地区代議員を以て構成する
地区斗争委員会
斗争委員長会議
職場斗争委員長区斗争委員長て構成
幹事会
地区幹事会
職場斗争委員会
職場正副代表て構成する
地区斗争委員会
正副統制部長て構成する
地区評議員会
○○職場斗争委員会
○○職場斗争委員会
職場の実体に基き自主的に構成
○○区斗争委員会
○○区斗争委員会
区代議員を以て構成する
○○区評議員会
○○区評議員会
組合員
組合員
組合員
組合員
会員
会員

一九五四年二月一日

貝島大之浦炭礦勞働組合

厚生部ニュース

一九五四・二・五

大之浦労組厚生部

賃斗による争議期間中の
生活対策

基本的態度

争議期間中の一切の生活防衛の活動は窮極において今次賃上げ斗争を勝利に導く斗争戦力の維持培養を目的とする目標遂行の手段として斗争資金を保有する組合財政の確立と台所経済の確保である。

かゝる理論に則り次の様な対策を立てた。

尚、争議資金は財政部にて考慮研究している。

消費生活の合理化

1 この斗争を戦い抜く為に消費生活面を画期的に引緊め、不要不急な出費は全部差控える（食生活必需品に留め、衣料、家具その他贅沢的な品物の購入を見合せる）。斗争戦術の一環としてとられている指令二九号にしても、時限スト、或は拘束八時間厳守等により二月二五日の見合払から三月十二日の精算払だけでも各家庭現在迄の収入より三割程度の減収は免れず、家庭台所を預る主婦会も今からそれに対応する生活をたてねばならない、従って三月十二日の給料で出来る限り喰延ばし、来月の給料減をカバーしなければならない

生活必需品も生活協同組合設立が未完成の現在、宮田町商工会を通じ全商店に値下販売協力を要請する方法もあるがそれは不徹底に終る過去の経験から、品物によっては各支部で主婦等の意見を聞いて一括購入を計る（中間業者の搾取を除く為、現在二坑、五坑、西五坑等が行っている）或は階級的に同調出来ると信ずる各支部周辺の業者を指定してそれ等によって好みの品物を安価に供給さす事が望ましい。各支部で一括購入する時出来得る限り生産業者と直結する事が好ましい。

2. 食糧対策…労務加配米について労仂省は時限ストの場合、一時間五十分に比例して労務加配基準量を差し引く様指令しているが、之に対しては現在迄、基準外作業（時間延長）にも労務加配基準量を増配せよと要求、これに対しては中央炭労厚生部に労仂省と交渉する様要請してあるが、吾々は将来の斗争推移に対して、家族配給及労務加配家族加配は出来得る限り喰延ばしを要請する。麦類を多く用いるとか外米のおいしい食べ方等を主婦会は研究して欲しい。

保険医療対策

1. 争議中、負傷疾病の被保険者に対して、労務保険係が不利益な取扱いをしない様特に厳重に監視し、厚生部関係者、健保委員を通じて防止させる。

2. 現在各地に又赤痢の発生を見つゝあり、防疫対策は争議中と云へども一戸完分に行き届く様、衛生管理者を通じて実行させる。尚各家庭では十分に気を付け、病人を出さない様努力して欲しい。医療費（家族）出費は可なり多額になるおそれがある。

学校対策

P・T・Aとよく話合って、争議期間中の各行事（出費を伴う）の変更、或は高価な教材使用の中止、教育上必要なものは延期さすよう学校当局に申入れる。又会社幹部及職員の子弟と学校内にて感情的な対立を誘発せぬ様、物心両面の配慮を行って欲しい

税金対策

特に地方税だが滞納と迄は行かないまでも納入方法、期間等を有利にとりきめるよう、それぞれ役場或は町会議員を通じて善処する。

おわり

ニューズ
117

労働法を無視した起訴に弁護側反撃！

―― 三菱新入七坑洗炭館事件初公判 ――

三菱新入七坑洗炭館事件の第一回公判は、二月三日午前十時二十分、福岡地裁に開廷、人定尋問に入り検事の起訴状朗読について弁護側の起訴状に対する釈明要求を行い、諫山弁護人より

(イ)、起訴裁判所が違わぬか　なぜ直方支部に起訴せぬか、

(ロ)起訴状の事件発生期日は間違いないか

(ハ)被告人の罪は個人としての行為か、組合幹部としての責任か、

これに対し　山根検事は

(イ)労働事件であり直方において拘禁理由開示の時における組合側の行動が法廷の秩序を阻害し公安上面白くないから……

(ロ)事件の起った期日は、起訴状の間違いで十月十二日である

(ハ)個人の行為としての責任を問うている

中村、倉田両被告は罪状を否認し、

一、販売クラブに入って会社幹部の行動の責任を追及したことはあるが、起訴状記載の暴力行使の事実はない。

二、洗炭館において会社と保安法違反、労働強化、配転問題で団体交渉をしたことはあるが、不法監禁したことはない。

ついで木原、安永、熊谷各弁護人および特別弁護人より、

一、首切り等の団体交渉に多数の組合員が関心をもっており、交渉場所に行き交渉をとりまいたのは当然のことだ。

二、会社が団交を嫌って逃げ廻っていたのは明らかに違法行為で、これは組合に対する挑発行為である。

三、正当な団体交渉を行って多少時間が長くなったり、組合員の怒声が飛んだりした位で起訴するのはもっての外だ、組合法の立法精神をよく考えてみろ。

四、今回の起訴は明らかに反動政府やその番犬の検察の組合運動弾圧の現われだ。

特に安永特別弁護人より配転問題の来歴、これに対する組合の考え、当時の組合員の心情を説明・最后に検察側は所長以下十五名、弁護側は尾方全労会長ほか十六名の証人を申請し、次回は三月十一日～十四日（現地）として閉廷した。

〔事件概要〕九百名足らずの組合員に対し希望退職二百五十一名を強制、百十三名の配置転換を要求した会社に対して、組合員は職場の完全擁護のため逃げまどう会社幹部と徹夜団交をもったもの。

1954.2.10

大之浦労組
教宣部

大之浦臨時総会資料

日時　1954.3.14　午前10時
場所　五坑会館

―十円以降賃金斗争に関して―

目次

(一)賃金協定書
1 大手八社
2 九共斗
3 宇部興産
(二)斗争圣過
その一～その七
(三)諸会議の集約
（山広）

―― 貝島大之浦労組教宣部 ――

大手八社賃金協定書　（三月八日調印）

前文　略

一、鉱員賃金

1、昭和二十八年十月一日より同年十二月三十一日までは各社従前の協定を延長適用する

2、昭和二十九年一月一日から同年九月三十日までは各社従前の基準賃金に在籍一人当り平均月額六百円（税込み）を加算する加算方法等に就いては別途協議する

3、従前の出炭奨励金一人当り平均月額三百円（税込み）（三井鉱山株式会社、太平洋炭鉱株式会社に於いてはこれの相当額）は昭和二十八年十二月三十一日限り廃止する

4、標準作業量に関する事項に就いては各社従前の協定通とする

5、一時金として昭和二十八年十二月末在籍、長欠、未復員、組合専従者を除く一人当平均千円（税込み）を支給する
支給条件については各社において協議決定する

6、本協定による配分については各社従来の慣例により協議決定する

7、本協定に抵触しない限り各社夫々従前の協定を延長適用する

二、職員給与

職員給与については鉱業会に準じ従来の慣例により各社に於いて協議決定する

三、本協定書適用範囲

大手八社の労組と職員組合とする
本協定の有効期間は昭和二十八年十月一日より昭和二十九年九月三十日までとする

了解事項

一、現行基準賃金の組かえは行わない

二、加算額については一方当り平均金額を次の通りとする
坑内夫、坑外成人男子、その他鉱員（金額は決めていない）
加算額の配分については各社に於いて協議決定する

三、鉱員賃金中の北海道炭鉱手当、出炭奨励金、精勤手当、家族手当及びこれらに類する能率に関連しない日決め手当に就いては原炭搬出拒否スト日の減額措置から除く

四、基準賃金額の変更に伴い基準外、諸手当額の変更は各社従来の慣例により協議決定する

五、協定書の有効期間は双方が認めた時は昭和二十九年十二月三十一日まで延長する。

六、常傭臨時夫に就いては各社従来の慣例に従い措置する

貸付金額に関する覚え書

一、原炭搬出拒否スト日の賃金は減額したので生活を考慮し、貸付金として昭和二十九年二月末在籍未復員、組合専従者を除く一人当り平均三千百円を貸しつける
返済方法については別途協議、貸付方法等については各社に於いて協議決定する

二、前項は原炭搬出拒否ストを行い減額措置を受けた組合に適用する

三、職員に関しては其の実情を勘案し、右に準じ各社に於いて協議決定する

四、個人別貸付金額は、原炭搬出スト日の支払い金額と合算して、本人給を超えないものとする

以上

㊂

協　定　書

日本石炭鉱業聯盟と日本炭鉱労働組合とは別記六社の昭和二十八年十月以降の鉱員賃金並に職員給与に関し左記の通り協定する。

記

一、鉱員賃金

1. 昭和二十八年十月一日より同年十二月三十一日迄は各社従前の協定を延長適用する。
2. 昭和二十九年一月一日より同年九月三十日迄は各社従前の基準賃金に在籍一人当平均月額六〇〇円（税込）を加算する。
加算方法等については別途協議する。
3. 従前の出炭奨励金一人当平均月額三〇〇円（税込）は昭和二十八年十二月三十一日限り廃止する。
4. 標準作業量に関する事項については各社従前の協定通りとする。
5. 一時金として昭和二十八年十二月末在籍（除長欠。未復員。組合専従者）一人当平均1〇〇〇円（税込）を支給する。
支給条件等については各社に於て協議決定する。
6. 本協定による精算については各社従来の慣例により協議決定する。
7. 本協定に抵触しない限り各社夫々従前の協定を延長適用する。

二、職員給与

職員給与については鉱員賃金に準じ従来の慣例により各社に於て協議決定する。

三、本協定の適用範囲

日本炭礦株式会社
日鉄鉱業株式会社
貝島炭礦株式会社
嘉穂長崎鉱業株式会社
大正鉱業株式会社
杵島炭礦株式会社

と右会社所属の組合にして日本炭鉱労働組合傘下の労働組合並に職員組合とする。

但し日本炭礦株式会社相之浦礦業所については別途協議する。

四、本協定の有効期間は昭和二十八年十月一日より昭和二十九年九月三十日迄とする。

昭和二十九年三月十日

日本石炭鉱業聯盟
専務理事　早川　勝

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部　竹松

了解事項

昭和二十九年三月十日附聯盟・炭労間の九州六社の協定書に関し左記の通り了解する。

記

一、協定書記1、2の加算額については一方当平均金額を次の通りとする。

坑内夫	二九円（税込）
坑外成人男子	二四円（税込）
その他鉱員	二二円（税込）

二、鉱員賃金中出炭奨励金、精勤手当、家族手当等能率に関連のない月極手当については原炭搬出拒否スト日の減額措置から除く。

三、基準賃金額の変更に伴う基準外諸手当額の変更は各社従来の慣例により協議決定する。

四、原炭搬出拒否スト日の賃金減額措置について保安要員の員数拡大は行わない。

五、貝島炭礦株式会社新菅牟田坑操業に関しては山元で別途協議する。

[illegible]

賃、1500[illegible]

1700[illegible]

六、協定書の有効期間は双方が認めたときは昭和二十九年十二月三十一日迄延長する。

昭和二十九年三月十日

日本石炭鉱業聯盟
専務理事　早川　勝

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

㊢

貸付金に関する覚書

今回の九州六社の会議解決に当り貸付金に関して左記の通り覚書を取交す。

記

一、原炭搬出拒否スト日の賃金は減額したので生活を考慮し貸付金として昭和二十九年二月末在籍（除未復帰。組合専従者）一人当平均弐一〇〇円を貸付ける。

但し大正鉱業株式会社については一人当平均弐一〇〇円とし日本炭礦株式会社相之浦鉱業所は別途協議する。

返済方法については別途協議する。

貸付方法等については各社に於て協議決定する。

二、前項は原炭搬出拒否ストを行ひ減額措置を受けた組合に適用する。

三、職員に関してはその実情を勘案し右に準じ各社に於て協議決定する。

四、個人別貸付金額は原炭搬出拒否スト日の支払賃金と合算して本人給を超えないものとする。

昭和二十九年三月十日

日本石炭鉱業聯盟
専務理事　早川　　松

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

宇部興産賃金協定書

（三月八日調印）

前文略

一、鉱員賃金

1、昭和二十八年十月一日～十二月三十一日までの協定を延長適用する

2、昭和二十九年一月一日以降～九月三十日までは従来の基準賃金体形の中に臨時手当をもうけ左記により支給

坑内直接夫	五二〇円	（税込み）	実収一五万以上
坑内間接夫	五〇〇円	（〃）	実収一八万以上
坑外成人男子	四八〇円	（〃）	実収二〇万以上
その他	四六〇円	（〃）	実収二〇万以上

3、従来の出炭奨励金は十二月末日で廃止

4、基準賃金額、労働時間は従来通り

5、基準外賃金は従来通り

6、一時金（昭和二十九年二月末の在籍者で支給当日の在籍者

坑内直接夫	一、〇〇〇円	（税込み）
坑内間接夫	七〇〇円	（〃）
坑外成人男子	六〇〇円	（〃）
その他	五〇〇円	（〃）

7、本協定に基いて一同以降の賃金は従来の慣例通り

8、今回の申し合せにふれない限り従来の協定通り

二、貸付金

宇部及び山陽無煙は総額	一、七〇〇万円
向洋の分として総額	一八万三千円

以上

苦難の〝賃斗〟を顧みて！

斗いは終った。

昨年九月二十四日〃一律四千円の引上げ〃〃基準給制度の確立〃等五つの方針を掲げて要求書を連盟に提出して以来五ヶ月に亘る熾烈な斗いは三月八日を以つてついに終熄した。

今ここに苦しかつた五ケ月の斗争を顧みるとき感慨無量なるものがある。

企業整備反対斗争に引続いての斗い、又は炭鉱資本家が終始主張した炭界不況を掲げての挑戦或いは政府、使用者団体が唱える標準賃金制（賃金ストップ）、これら苦難な情勢の中にあつて吾々は二十四時間スト、時限スト、保安放棄斗争、部分スト等の戦術を以つて、連盟の強硬な態度に斗いを挑んだ。それは吾々の戦力の消耗を最少限にして、敵連盟の打撃を如何に最大限にするかであった。

しかしながら必ずしも吾々の内部態勢は盤石であったであろうか、その現れは十二月二十一日より突入予定であった部分スト決行延長である、勿論始めての高等戦術であり、これに対する消化がなされていなかったうらみはあったものの、果して炭労が承認として部分ストを押し進めてゆく態勢であったかは卒直に批判すべきであろう。これが炭労賃斗はじまって以来の紛糾し斗争となった根本的理由であると共に、その半面頑迷な連盟の態度もその原因の一つでもある。

しかし、この批判なり、態勢強化については去る一月十日より開催された第九回炭労臨時大会で徹底的になされたことは今次斗争に於ける一つの収穫であり進歩であったといえよう。

それは大衆斗争についての具体的施策、或いは斗争のガンと目されていたロック、アフト、賃金カットについての対策が樹立されたことである。

吾々はこの大会以後不満足ながらも政策活動に全精力を傾注した、勿論炭労二十九号指令に基く二月九日よりの部分スト突入に対しての態勢強化のためであったことは言を俟つ迄もない、その間連盟内部に於ても相当の動揺があったことは被害が終始一貫ベース、アップしないという基本方針が二百円ベース、アップという形で崩れたことである。

たが炭労はこれを一蹴して、九日よりの第一波部分スト（原炭鉱出君石）に敢然と突入した。

それがため炭鉱争議が硬化したことは否定出来ない事実である。

そして三月八日迄吾々はあらゆる圧力なりデマ宣伝と抗しつゝ中斗の指令に基いて斗った。

この間山元においてはいろ〳〵は内部も動揺した、しかしこれも全て、労働者という観念のもと、如何にして労働者の生活を守ってゆくかの理念から出発していることを考えるとき、今后の斗争に於ての大きな教訓となるであろう。やはり吾々はもっと〳〵組合員の人々と共々に語り合う機会をよりたくさんもつことである、これこそあらゆる斗いの中にあって現実を処理してゆくための大きなポイントであろう。

三月八日午后十二時三十分ストは中止された。

五ヶ月に亘る争議はこゝにピリオドを打った。しかし大綱的なものは終熄したものの細部は尚残されている。(1)三、一〇〇円の配分、(2)ベース、アップに伴う各職種の配分、(3)増産賞与の件等直接吾々の労働条件なり生活に影響するものである。これらのことを考えて尚吾々は強固な態勢の持続こそ必要である。

吾々は今次賃金斗争に当っては一昨年の六十三日のストと同様幾多の教訓を得た。

斗争に際しての批判もあろう、 とにかくもろ〳〵の問題が今后に残されていることを想起しつゝ、組織の強化と組合運動の発展により一層の努力を続けてゆこうではないか、

よくぞ斗った五ケ月の足跡

裏面参照

◎ 八月二四・五日　九炭労臨時大会に於て、賃金要求案の説明が行われ質疑の後、中央大会の決定を待つことになった。

◎ 八月二九日　臨時総会、斗争資金醸穀決る — 定内50、定外30、保険15。

◎ 九月一日より六日間　炭労第八回臨時大会、企業整備反対及び十月以降新賃金斗争の件

◎ 九月二四日　十月以降新賃金要求書を連盟に提出。

◎ 九月二五日　炭労賃斗指令第二号による九月二八日より二十四時間スト突入の申入書を会社に手交。

◎ 九月二八日　賃斗窓口打開の二十四時間スト決行。

◎ 十月一九日　発令払に関する事務折衝。会社は従来通り支払うと言明。一九日迄の期限付で「交渉权確立、経過措置一〇〇%獲得のための申入書（一〇・一六）に対し、連盟より統一交渉は全面的に拒否する。経過措置については各社別で行われたい。と口頭回答があった。

◎ 十月二〇日　炭労賃斗指令六号に基き、十月二三日より二四日迄各方二時間の時限スト実施を会社に申入れ。

◎ 十月二三日〃二四日　交渉权、経過措置一〇〇%獲得のため指令第六号に基き、二時間時限スト突入。

◎ 十月二五日　大之浦労組総評大会、連盟及び会社に対する抗議文、中斗に対する激励電報を採決

◎ 十月二四日　炭労中斗第三号指令に基く十月二六日以降保安斗争実施を会社に申入れ（三〇%減産）

◎ 十月二六日以降　保安斗争に突入（三〇%減産）

◎ 十月二九日　三号指令による九共斗の保安斗争（高松・嘉穂を除く）は二八日に至り各社傾労が一応指標に達したので中斗に対し三号指令中、保安斗争除外を要請した。同夜十一時会社は「統一交渉は大手に準ずる考えであり経過措置は高松並に出してもよい」と申し出た。

◎ 十月三〇日　緊急斗争委員会決定＝会社の回答は不満である。しかしながら九共斗の関連を考慮し現段階における保安斗争を一応解除する。

◎ 一一月一一日　会社、組合に対し申入れ＝（一）、昭和二八年一〇月一日より同年一二月末日迄の賃金は前協定を延長適用する。（二）、東部の操業に関連する賃金取扱については別途協議する。

◎ 一一月一三日　中斗は局面打開のため本月三日より連日激論の結果、本日次の如き結論を見出した。

（一）交渉単位を三ブロック（分科会）八・八・六・二とする（八＝大手八社・六＝九共斗・一＝宇部興産

（一）交渉場所は東京とする。

この決定に基き本日午后三時阿部委員長は、連盟に対し交渉方式について申入れを行った。

◎ 一一月一四日　連盟は大手八社の重役会議を開き検討中で、三ブロック交渉につき「この方式は表面三分割されたようであるが、各ブロックに妥結权もなく飽く迄十五社が統一して斗うというのだから実質的には十五社統一交渉と変りない」との見解を公式に打出しているが、この交渉でもいゝではないかという意見が内部にある模様。

指令第一八号＝十一月二十六日一番方より七十二時間ストを決行せよ。

連盟に申入れ＝分科会形式の交渉を十八日迄の期限付で申入れ。

◎ 一一月一五日　大之浦定期総会、十八号指令および保安斗争資金カンパを確認

◎ 一一月一六日　二〇号指令＝（経過措置の対策に関する）

（一）、経過措置に対する中斗の態度

1. 経過措置は連盟・炭労間において交渉し協定する。

2 各社各支部又は資本別で経過措置を協定することはできない

3. 賃金協定として旧協定の一〇〇%の金額を支払うことを要求し斗う

（二）、経過措置の支部における処理

1. 会社が十二月末迄の賃金として旧協定の延長適用を申入れた場合旧協定の权限のないこと及び賃金としての支払は了解できない旨を明らかにし会社の申入れを拒否せよ。

（その一）

2会社が支払いをする（一方的に支払う場合又、要求に応じて支払う場合）ものは生活を補うものとして受取っておけ

◇

一一月二〇日　連盟回答＝大手八社の集団交渉に応ず。　九共斗、宇部興産については追って回答したい。

炭労、大手八社の窓口が打開されたゝめ、指令二一号を発す。㈠中央交渉参加支部（十五社）は十一月二六日一番方よりの七十二時間ストを中止せよ。

㈡交渉权未確立支部は交渉权確立のための斗え

◇

一一月二四日　連盟と予備折衝を行い、炭労より次の提案を行った。

㈠二十六日、八社ブロック第一回団交

㈡二十七日、第二回団交（賃金要求書説明）

これに対し連盟より電話回答

㈠、事務当局としては炭労の申入れ通りでよいと考えているし努力する。

㈡、八社の会社側ではこれに対し意見が対立している。

イ.九共斗、宇部の交渉態度が明確になってから団交を開始すべきである。

ロ.八社のみで行ってよい。

◇

一一月二五日　九共斗、宇部に対し連盟回答＝㈠、九州地方六社については九州における集団交渉とする。宇部興産については西部の現地交渉とする。

㈡、交渉の場所を九州、西部としたのは右各社の経営の中心機関が夫々の地方にあるからである。

◇

一一月二七日　大手八社第一回団交＝要求書説明に対し連盟は「炭界不況で炭労の主張通りにいくか否かは別として十分検討したいので時間をもらいたい」　炭労「年内解決を考えていることは前にも述べたが連盟としても検討時間を短縮し早急に回答されたい」と要請。至急措置については連盟の態度を次回団交までに明確にするよう併せて要請。

◇

一二月六日　第二回団交＝連盟提案＝先きに八社の交渉に応ずる場合前提としていたように炭界不況で経済界の圧迫も大きく従前の賃金維持すら困難であるが、既に十月、十一月を経過しているので十月～十二月については従前の協定を延長したい。

◇

一二月一〇日　二三号指令＝㈠各地方本部に斗争指導委員会を設置せよ。

（その二）

⑴　構成

各地方本部の実情に基き人員は地方斗争委員長に一任する

⑵　任務

炭労中斗第二二号を完全に実施せしめることを任務とする

⑶　权限

炭労中斗第二二号に関する限り炭労中斗委員と同一の权限を有する

㈠現地の実情により斗争指導委員会に於て疑義を生じた場合は中央本部の指示をうけよ。

㈠各地方本部に設置されている調査委員会は斗争指導委員会設置と共に解散せよ。

第二二号指令

一、指標

賃金要求の獲得（交渉权確立を含む）

一、規模

十二月二十一日一番方より四十八時間（第一波）、同二十四日〃（第二波）、同二十八日〃（第三波）

一、戦術

最少限度の人員による保安完全職出拒否を行え。

一、斗争指名職種

斗争突入職種は運搬系統に属するもの

一、賃金保障

賃金保障については各支部毎に対策を樹て保障せよ。

第二四号指令

二二号指令に関する細部指令

◇

一二月一二日　二五号指令＝中斗は二二号指令の完全実施を期するため左記により大衆動員を行うことを決定した。

㈠各支部は十二月二十日組合員総決起大会を行え。

㈡大会の指標＝賃金要求貫徹のため二二号指令完全実施。

㈢大会開催の要領

①組合員全員および炭婦協の参加を得て行え。

②大会開催の時間、場所、次第等は従来の例によって行え。

③大会の決議をもって会社、連盟に抗議を行え。

（その三）

◇　一二月一五日　第三回団交＝連盟提案

(一)　鉱夫賃金

①昭和二八年十月以降同十二月末日迄は各社従前協定を延長適用する

②昭和二九年一月以降同九月末日迄は基準賃金については各社従前の協定通りとし、その他（米価改正については考慮を含む）について別途協議する

(二)　職員給与

鉱夫給与に準ずる。

◇　一二月一八日　臨時総会＝二二号指令確認

◇　一二月二一日　午前四時三〇分中斗より左記スト中止電文を受信した。

指令二二号によるストは中止する爾後の戦術は別途指令する。

炭労戦術委員会決定事項！

1.　一月五日から七日の間に於て各支部共今次賃金斗争に対する大衆討議を行う。

2.　一月十、十一、十二日の三日間炭労大会を開催

3.　一月二十一日以降二二号指令と全く同一規模の方法によって実力行使を行う。

一九五四年

◇　一月七日　臨時総会＝(一)賃金斗争推進について、(二)資金カンパの件（保留）

◇　一月十日　炭労第九回臨時大会開く。

◇　一月一九日　指令二九号＝斗争日程決る。：二八日より時限スト（拘束六時間及び拘束時間厳守）。二月九日より四十八時間の部分スト

◇　一月二〇日　大之浦労組賃斗教宣対策委

◇　一月二三日　部分ストに関し組合員に対する指示及び斗争体系決る。（大之浦労組斗争委員会）

◇　一月二四日　臨時総会＝①炭労第九回臨時大会報告　②賃斗推進について　③資金カンパについて

◇　一月二五日　左記に基く実力行使（十五社）決行の通告書を会社に手交

一、一月二十八日、二十九日、二月一日、二日、五日、六日、八日の各日各方早出残業を拒否及び一時間五十分の時限スト（一斉休憩時間を含む拘束六時間十分作業）

一月三十日、三十一日、二月三日　四日十一日、十四日の各日各方早出残業拒否（一斉休憩時間を含む拘束八時間労働）

二月九日、十日、十二日、十三日、十五日、十六日の各日　原炭搬出拒否（坑口出炭及び特殊炭坑に於ける切羽坑道運搬の拒否）

二、実力行使中の保安要員（原炭搬出拒否中の保安要員を除く）については各社各山に於て協議したい。

三、貴方がいかなるロック・アウトを行った場合でも、当方は保安要員を差出しません。

四、その他

◇　一月二六日　連盟は大手八社の労働部長会議を開き、二九号指令の対策を検討した結果、

(1)　ロック・アウト中の保安要員引上げは、スト規制法・労調法違反である。

(2)　部分ストに対しては、ストを行った関連職種に限らず全員（保安要員、厚生、教育施設要員等を除く）に対し当日の減産量に応じて賃金を引下げる。

の二点を決定して炭労に通告した。

◇　一月二七日　二九号指令による一月二八日以降の実力行使中における監視的作業者に対する保安要員の協議方を会社に通告。組合通告に対し会社より連盟の指示による保安要員のみについて賃金を支払う事を通告してきた。

◇　一月二八日　組合、賃金支払いに対する会社の一方的通告書に基いて厳重申入れ

◇　一月二五日〜三〇日　二九号指令を完遂、賃斗を勝ち取くための教宣活動は二五日〜三〇日を第一期として各支部ごとに実施され職場代表、地区代議員の理解と認識を深めて斗う決意が固められ予期の成果を納めた

◇　一月三一日〜二月六日　教宣活動第二期に入る。

◇　二月六日　部分スト実施中の非参加者に対し職場に於て手待時間を生ぜぬよう作業指定をなされたしと会社に対し会社は右は争議行為に基く結果で責任は組合側にあり代替職務を与える義務はないと回答す。

◇　二月七日　大手八社団交、連盟早川理事より米価値上り、職従その他を勘案した金額と別に若干の一時金を支給すると提案。これによって部分ストを回避してほしいと申入れた。これに対し炭労は、

㈩重要提案は具体的な金額が示されていない

㈡ベース・アップの要求に対し一時金の支給では納得できない

と一蹴して再考を促し物別れとなる。

九共斗団交＝小山田局長より大手八社同様の提案がなされたが、中斗はこれを一蹴した。

◇二月八日　大手八社団交、連盟は前日の提案説明として

㈠月平当として米価値上り実績を勘案し一人当り月額平均二〇〇円（税込み）割増金を含む）支給期間は昭和二九年一月〜九月

体系その他は別途協議する。

㈡一時金として七〇〇円（税込み）を支給する

これに対し炭労は「これは賃上げではなく要求は賃金の一律値上げと請負給撤廃である」と不満を表明して決裂した。

・各方とも一糸乱れず部分ストに一斉突入す。

◇二月九日　連盟早川理事は　晩四時半、炭労を訪い、炭労の考え方をきいたが、「一時的のものでは解決しない」との判断を下して引揚げた。炭労は中斗委を開き連盟が現在までの態度を改めないのは遺憾であり炭労の主張が何パーセントいれられるかは別とし、炭労の主張が妥当である限り何時でも団交に応じられる用意がある旨連盟に申入れた。

※　九鉱連は大手が団交をもてぬという中で九共斗の団交を如何にするか話合いたいと事務折衝を申入れた。

※　中央戦術委員会を開き部分スト第三波以降の戦術について論議した。

※　組合長電話情報＝事務折衝の申入れがあったが内容をきくに何等の前進なく、時間の空費であるので拒否した。連盟は各山元の動きを注視し勝敗は山元態勢如何にある。

◇二月一一日　連盟は大手八社に対し事務折衝を行い小委員会をもちたいと申入れ、これに対し炭労は

㈠現在の案にこだわらず新しい案を出すか。

㈡大手八社のみの解決をもって全体的な解決を遅らすことでは納得できぬ。総体的（三ブロック）な解決を約束せよ。

との二条件を出し事務折衝に入る。

※　九共斗小委員会　連盟より左の如き主張をなす。

炭労は賃斗解決の時期をどう考えているのか、お互に早期解決のため社を割って話合おう。

（その四）

炭労が飽く迄請負給撤廃を主張して斗争するなら連盟も考えねばならぬ。連盟としても社会上経済上から考えて精一杯の具体案を出すので明日も小委員会をもってほしい。

※　大手八社小委員会＝内容は九共斗と同じ

第三三号指令＝十七日〜十八日、拘束八時間、一時間一斉休憩

十九日一番方より四十八時間原炭搬出拒否、拘束八時間一時間一斉休憩（第四波）

二十二日一番方より四十八時間＝原炭搬出拒否、拘束八時間、一時間一斉休憩（第五波）

二十五日一番方より四十八時間＝原炭搬出拒否、拘束八時間、一時間一斉休憩（第六波）

二十一日（公休日）はストを決行し保安要員のみの就業とせよ。

二十四日、拘束八時間、一時間一斉休憩を行え

大衆動員…①大衆動員を更に活発に行え

②二月二〇日乃至二十一日、総評主催（地評毎に計画して行う）の大衆動員に参加せよ。

指導…　本指令実施についての一切の指導は指令二九号及び三九号に関する指示を適用する。

◇二月一五日　炭労は中労委の招請に応じ争議経過を説明、斡旋の場合は応ずるか否かの問いには「その時は機関にはかって回答する」と答えた。

一方連盟は「斡旋の場合は応ずるか」に対し労使の自主的解決に待ちたいと答えた。

◇二月一六日　大之浦労組斗争委員会＝二十五日の見合払いについて討議し賃金カットは炭労・連盟の交渉になっているが、現実の問題として取込んでおり会社の意向を明確にしておく必要があるとの結論が二〇日に会社と団交を持つことに決定の旨、会社に申入れた。

※　労相答弁に炭労反論

小坂労相は十六日の参院労働委員会で田村文吉氏（緑風会）の質問に対し、「ノーワーク・ノーペイを引用」賃金差引きは当然である」と言明した。

炭労は労相答弁は全く矛盾に満ちたものだと反論した。

※　炭労、政府申入れ＝賃金問題は純然たる労使間の具体的なもので行政機関が判定すべき性格のものではない。労相言明は炭労ストに対する国家権力の介入であり言明の

要望を要求する。

※　労相回答＝言明は部分ストに関する労働法の解釈を明らかにしたもので、国会に於て質問に答えることは政治ならびに国務大臣の責務で炭労ストに政治的介入するものでない。

※　右に抗議＝労相回答は行政解釈に名をかりた形式的弁明に過ぎず、この言明は明らかに資本家に味方する政治的意図により行われたものである。かゝる国家権力の介入による労働省の弾圧は極めて不当なる措置といわざるを得ず再度厳重なる抗議を申込む。

※　賃金カット通告
会社は本松専務名で次の通告をした。
二月十七日以降二月二六日迄の期間、実力行使を行う旨の申入れを受けましたが当方と致しましては二月十三日付連盟より炭労に対する別紙通告に従い右争議行為日の賃金裁額措置を確実に実施致しますから御承知下さい。

◇　二月一八日　中労委は労使に対し職権斡旋をしたいと申出で、炭労としては現在案を基礎とした斡旋案は受けられぬと表明、連盟は明日回答すると態度を保留した。

※　組合長電報＝中労委へ阿部委員長外二名が行き団交再開斡旋に応ずることになった。

※　大手八社団交＝冒頭連盟より不満ではあろうがストを中止して前回提案の賃金をのんでくれと表明、
これに対し炭労は話にならぬと一蹴して決裂した。

◇　二月二〇日　見合払い一〇〇％支払いの第一回団交は第一クラブで開催、会社は連盟の基本方針通り「部分ストの場合は応量カットする、二十五日の見合払いも同様」と言明組合側の烈しい論ばくにも拘らず終始これを固持し他社を調査のうえ二十二日の再開を約し物別れとなる。

◇　二月二二日　第二回団交＝会社は今回限り「八日分十A」を主張し第一次案として
家持八五％　単身従来通り、
ついで調整案と称し
家持九二％　単身従来通り、
部分スト分は保留
を提示したが組合は一応検討するとして団交を打切った。なおこの間双方別室協議数回、成行きを注視する組合員、主婦会二千名は本館に集合夜間のこととてかがり火をたき交渉場・社長別宅にピストンデモをかけ払暁二時半引揚げた。

◇　二月二三日　第三回団交＝会社は準備が間に合わぬので不満もあろうがこれで支払わしてもらうと称し、次の如き最終案を提示。
家持　九五％
単身　従来の一〇〇％増（今回に限り）
支払いは二十五日午后一時
さらに組合側から十二日の精算払いについては協議するかとの問いに対し会社は協議すると答えたが、組合は会社に誠意なしと断じ団交は決裂した。
これよりさき六坑、二坑、五坑のデモ隊は本館事務所にデモをかけて気勢をあげた。

スト通告＝阿部委員長名早川理事宛
当方要求に関する貴方の態度は全く不満であり、貴方の反省を求めるため当方は更に実力行使をもって貴方の猛省を促し、問題解決をはかるため左記により実力行使を決行致します。
一、短期（指令三七号参照）
二、実力行使についての保安要員その他の措置はさきに当方より貴方に通告した一月二十五日付・二月六日付通告書により行う
三、賃金カット（内払い）山元炭確保その他のため前第一項のほか原炭搬出拒否、時限スト、送炭拒否を適時行う

※　第三七号指令（二・二三）
「二月二十七日から三月二日迄および三月六日、三月十一日（拘束八時間、一時間一斉休憩）を行え。
「三月三日一番方より七十二時間原炭搬出拒否、拘束八時間、一時間一斉休憩（第七波）
「三月八日一番方より七十二時間原炭搬出拒否、拘束八時間、一時間一斉休憩（第八波）
「三月十二日・十三日・十五日各一番方から原炭搬出拒否、拘束八時間、一時間一斉休憩（第九波）
「二月二八日、三月七日、三月十四日の休日（休日繰上げ、繰下げも同様）はストを決行し保安要員のみの就業とせよ。

◇　二月二六日　二重交渉通告＝阿部委員長名、早川専務理事宛！

二月二十四日付、貴方の通告中「二重交渉」について貴方は当方と見解が一致した如くありますが、当方の見解は貴方と相違するものであります。このことは二月二六日の貴方との事務折衝において解明された通り当方の意志を貴方が一方的に判断されたものであることが明らかになりました。

従って二十四日付貴方通告は返戻致します。

◇

二月二八日　スト通告＝阿部委員長名本松専務宛

二月二十二日付当方から連盟宛通告の通り当方は実力行使を決行致しますので右通告致します。

◇

三月一日　団交申入れ＝連盟に対し早急に団交を再開するよう申入れた。

山元団交申入れ＝組合長名で会社に対し二月分精算払いに関し三月三日団交をもつよう申し入れた。

◇

三月二日　賃金カット山元交渉拒否＝本松専務名、組合長宛

二月二八日付貴方より二月二七日以降三月十五日迄の期間実力行使を行う旨の申入れをうけましたが、当方と致しましては二月二四日付連盟より炭労に対する別紙通告に従い右争議行為の賃金減額措置を確実に実施致しますから御承知下さい

なお別紙通告で御解りと思いますが賃金カット（内払いを含む）に関する山元交渉は連盟指示に基き行いませんので念のため申添えます。

※ 九共斗事務折衝＝九共斗代表は、連盟小山田理事と団交再開につき事務折衝をもち、九共斗独自で解決の意志があるが連盟は団交に応ずるか否かの意向を打診した結果、小山田理事は団交に応ずると快諾した。

なお連盟は社長会議を開き、三井は進歩案を提示、連盟を脱退しても進歩案を提示する（内容不明）

◇

三月三日　団交を再開したが直ちに小委員会に切替えた。

賃金カットは事実問題を処理することが解決の方法である。

連盟のゼロの主張と炭労の一〇〇％主張の対立を短期間で解決することは困難と思われるので、連盟もゼロの主張を放棄するから炭労も一〇〇％の主張を固執せぬなら話合いにより妥協の余地はある。

賃金、一時金の増額について協議したい。

なお賃金、一時金、賃金カットについては同時解決することに意見が一致した。

●賃金カット内払い山元交渉＝組合長名にて再度会社に申入れたが、会社は二重交渉はせぬと拒否した。

°大手八社団交＝連盟は次の新提案を示す。

㈠ 昭和二九年一月より九月までの期間、基準賃金を一月当り三〇〇円（税込み）アップする。

㈡ 一時金として一・〇〇〇円（税込み）を支給する

㈢ 賃金カットは行う、但し炭労が異議ある場合は公正なる機関の判定に従う。

㈣ 貸付金として二・〇〇〇円貸出す、但し返済は四月より六ヶ月に月賦返済とする、条件は別途協議する

㈤ 職員給与については従来の慣例により取決める

炭労不満を表明し左の結論を出した。

㈠ ベース・アップの額が不当に少いので不満である。

㈡ 一時金二・〇〇〇円は要求していないのでこれをベース・アップの枠の中に加えよ。

㈢ 賃金カット問題は小委員会に於て連盟は現実問題として考え方のゼロの主張を放棄すると言明しながら団交ではカットする旨変ってきている。これを追及する

㈣ 貸付金二・〇〇〇円はカット総額に繰入れる。

以上を小委員会に提出する。

※ 九共斗事務折衝＝総連は大手が決らないので何とも言えぬという。

◇

三月四日　九共斗小委員会＝次の案を提示してきた。

㈠ 基準賃金

月額一人当り三〇〇円（税込み）ベース・アップ、但し、大正、相之浦は二〇〇円、期間一月〜九月

㈡ 一時金

一人当り一・〇〇〇円、但し、大正、相之浦は七〇〇円支給。

支給対象は二月末在籍で長欠を除く。

㈢ 貸付金

一人当り二・五〇〇円、但し　大正　相之浦

調整金協議。支給対象：二月末在籍

◇三月五日　中斗委員会は次の内容で权限を小委員会に白紙委任する。

(イ)ベースを増額する

(ロ)賃金カットは名目の如何に拘らず一〇〇%確保する

(ハ)諸要給廃止に努力する。

(ニ)今次賃金斗争で派生した問題は総て解決する。

—小委員会の構成—

大手八社＝中央執行部四名、資本別各一名、
　総組一名

九共斗＝中央執行部三名、資本別各一名
　総組一名

宇部＝中央執行部二名、山元若干名、
　総組一名

なお彼我の情況から判断して最終的段階に到達したことを確認、宇部・大正のランクの修正は十五社の圧力の中で解決する。但し内部態勢を考慮し戦術を駆使する戦術を誤の权限は地方斗争委員会に一任する。

九炭労地方斗争委員会＝中斗の結論に基き協議の結果次の如き指示を大正労組に発した

一、三月七日斗争態勢確立のための大会を開け

二、爾後の戦術についてはおって指示する

◇三月八日　一般方針八波突入。統一交渉了解点に達す。大手八社、宇部午前七時十五分スト中止指令

九共斗午前十時三十分スト中止指令。大之浦〇時三十分スト中止指令

妥結内容

九共斗

基準賃金ベースアップ六百円（ベースアップ三百円と出炭奨励金三百円を基準内に繰入れる）一時金一、〇〇〇円、賃金カット見合額三一〇〇円、但し大正は二一〇〇円

大手八社

基準賃金ベースアップ六〇〇円（内容は九共斗と同じ）一時金一、〇〇〇円、賃金カット見合額三、一〇〇円

◇三月八日　実力行使中止通知＝組合長名

本松専務宛＝炭労指令に基き二月二十八日以降実力行使中のところ三月八日午前十時三十分よりの実力行使中止の指令を受けましたので当支部は三月八日午前十時三十分より実力行使を中止しますので通知致します。

今次(28年)賃斗推進に伴う諸会議の集約

交渉申入れより妥結まで

月日	会議	議事要
二八 九 一五		賃金交渉の申入（大手十五社）
一九	斗争委員会	賃斗の交渉権確立について
二二	同	賃斗三号、全斗二〇号指令に関して
二三	同	全斗、賃斗、帰氏給与、その他
二四		賃金要求書提出
二六	臨時総会	炭労大会、全斗報告 賃斗に関して
〃	斗争委員会	右 同
二八	臨時総会	右 同
二九	斗争委員会	全斗、賃斗に関して
〃	委員会	斗争費について、その他
三〇	教宣部会	賃斗に関して
〃	戦術会議	同
一〇 三	賃金研究会	同
一〇	斗争委員会	賃斗三・四号指令について
一五	同	右 同（中斗オルグ出席）
二一	戦術会議	賃斗ヨロン調査検討、TWIについて
〃	斗争委員会	右 同
二二	同	賃金の経過措置について
二六	同	中斗報告、経過措置について
〃	委員会	賃闘の件、八・九月分会計報告
二八	本部会議	違法斗争、九共斗情勢報告
三〇	斗争委員会	賃金の経過措置について、
一一 五	戦術会議	新規配転の件、賃斗経過措置について、
	斗争委員会	右 同
一〇	同	総会提案事項討議
一一	同	新規操業に伴う賃金様佼について
一三	同	新規配転について
一五	定期総会	下期予算、決算、資金カンパ、その他
一六	戦術会議	西五坑事故の件
二一	同	右 同
二三	斗争委員会	賃斗一八号指令確認について、
〃	本部会議	理器について
二五	戦術会議	全斗について
二七	同	〃
二九	臨時総会	スト中の資金カンパ、新規配転について
〃	斗争委員会	右 同
一二 四	同	右 同
一〇	同	期末手当、賃斗に関して
一四	同	中斗報告、二二号指令について
一六	同	期末手当、賃斗について
一八	同	賃斗二二号指令について
〃	臨時総会	期末手当、賃斗二二号指令について
二〇	斗争委員会	賃斗二二号指令について
二一	同	賃斗に関して
二三	同	賃斗二二号指令について

年月日	会議	摘要
一二 二九	斗争委員会	賃斗二二号指令中止の件
三〇	同	右 同
二九 一 四	同	賃斗推進、炭労大会対策について
五	教宣部会	賃斗推進について
六	斗争委員会	九炭労代表者会議報告、その他
〃	委員会	炭労大会出席代議員選出、その他
七	臨時総会	炭労大会対策、その他
〃	戦術会議	右 同
一六	斗争委員会	賃斗、西五坑事故対策 その他
一八	同	炭労大会報告、その他
一九	教宣部会	賃斗推進について
二一	戦術会議	右 同
二三	斗争委員会	賃斗二九号指令に関する件
二四	臨時総会	炭労大会報告、資金カンパの件
二六		組織との懇談会（部分ストについて）
二七	斗争委員会	賃斗二九号指令実施に関する件
二八		オ一期救済活動開始
三〇	斗争委員会	二九号指令中一斉休暇について、その他
二 二	戦術会議	賃斗二九号実施について
三		九炭労、九共斗闘争行動実施活動開始
五	戦術会議	賃斗推進について
六	斗争委員会	賃斗総決起大会開催について、その他
七		各支部毎賃斗要求貫徹総決起大会開く
八	戦術会議	部分スト実施について、
九		部分スト各支部一斉に突入
一一	斗争委員会	部分ストに関する件
一三	戦術会議	賃斗三三号指令実施に関する件
一九	同	賃斗推進について、早合払の件
二〇	同	右 同
〃	斗争委員会	右 同 早合払団交（一回）
二一	主婦会幹部懇談会	委交委員、賃金カット反対
二二		早合払オ二回団交、強力なるデモ
二三		右 同
二四	斗争委員会	早合払団交に関する件
二六	戦術会議	賃斗推進について、
二八	臨時総会	資金対策、賃斗三七号指令確認について
三 二	戦術会議	賃斗三七号指令実施について
四	同	右 同
五		中央団交開始
六		精算払について強力に団交申入
七	斗争委員会	中央情勢報告、精算払、資金対策の件
〃	戦術会議	強力なる態勢確立について、
八		大手八社・午前七時十五分 妥結
〃		九 共 斗 午前十時三十分 妥結
〃	斗争委員会	妥結条件は正式指令受領後組織決定 各支部スト解除指令

臨時総会資料

日時　1954,4,12　午后2時
場所　五　坑　会　館

内　容

※ 炭労大会 2号試案　中央炭労機構改革並に規約改正に関する件
※ 4号試案　昭和29年度会計予算書（案）
※ 貝島労組規約審議小委員会決定事項（配布済）

―大之浦労組教宣部―

第11号議案

機構改革並に規約・規程改正に関する件

機構改革（案）

機構改革する必要が生じるのは、大体左の場合である。

一、現行機構の不備のため業務が遅滞する場合

二、行動方針に基く具体的活動方針を執行するための必要性

三、予算上の措置として兼務、減員等の方法がとられた場合

以上の三点を中心に現行機構を検討すれば、左の点に要約できる。

一、業務について

(1) 一般的に業務は平常業務と斗争業務に区分されるが、平常業務は斗争業務達成のための業務と理解すべきである。

(2) 事務局は執行委員長の指示により、事務局長が統轄するものであり業務執行の企画は三役の責任において立てらるべきである。

(3) 専門部は事務局の中にあり日常業務を遂行するための手段として業務を分掌したものであって、独立したものではない。

二、現行機構について

(1) 副委員長二名の職務内容を明らかにする必要がある。

(2) 副部長制度については業務の内容を分割してでも責任の所在を明らかにし、この制度は廃止すべきである。

(3) 総務の業務に専任する者が必要である。（資料、諜報、監察等）

三、当面の行動方針について

(1) 一九五四年度炭労の行動面の中心は組織の再整備におかれなければならない。そのためにはオルグ活動を活発に行い、中央、地方、支部を直結させ、地域、職域の斗争組織、炭婦協の結成促進等がなされるが、そのための要員が必要である。

(2) 副委員長中一名は組織再整備の行動面に対する責任をもつべきである。

四、予算面について

現行執行委員数を増加する意志はない。現行員数による機構の改革を考えたものであり予算面の増大はない。

但し全斗による炭労全体としての減員に対する措置としては予算の中でのべられるべきであるが、これに対する措置を考慮の上、検討したものである。

五、中央本部役員と地方本部役員の関連性を明かにする必要がある

（機構表）

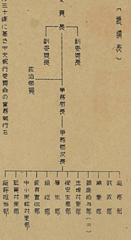

規約三十條に基き中央執行委員会の業務執行を達成するため次の対策委員会を設ける。

（組織対策委員会）
副委員長（主査）　中小炭鉱対策部
組織部　賃金対策部
教育宣伝部　総評担当部

（労仂対策委員会）
事務局次長（主査）　保安生産部
調査給与部（二）　厚生部
法規対策部

〔規約規程改正案〕

(1) 専門部について

第四十六条 各専門部の分掌任務はつぎのとおりである。

総務部 人事・庶ム・文書受付・発送・事務浄書、印刷、戦産管理そのほか他部に属さない事項

財政部 予算・決算その他会計経理一切の事項

編集部 編集に関する一切の事項

教育宣伝部 情報宣伝、教育普及、文化に関する事項

調査給与部 給与、物価、生計費に関する調査指導および政治・経済・労働情勢の調査対策に関する事項

賃金対策部 賃金給与の調査検討並にその他要求に関する事項

組織部 組織の拡大、青年婦人対策、労働協約に関する事項

法規対策部 一般法規の研究対策並に法廷対策に関する事項

保安生産部 保安生産対策部

中小炭砿対策部 中小炭砿対策に関する事項

厚生部 福利厚生に関する事項

総評担当部 総評常任幹事担当に関する事項

(2) 中央執行委員会について

第三節 中央執行委員会

第二十七条 中央執行委員会は、常設の執行機関であって、中央正副執行委員長、事務局長、事務局次長 中央執行委員会で構成し、全国大会および中央委員会の決議と、組合の規約及び行動方針にもとづいて日常の具体的事項を議決し執行する。

第二十八条 中央執行委員会が事務執行のため必要と認めたとき中央執行委員長は拡大執行委員会を招集する

第二十九条 拡大執行委員会は中央執行委員会と同等の権利義務を有するものであって中央正副執行委員長、事務局長、中央執行委員、地方選出中央執行委員で構成する。

第三十条 中央執行委員会・中央拡大執行委員会の議長は中央執行委員長とする。

十 地方選出中央執行委員について

1 選出方法は各地方大会に於て選出する。

2 被選挙資格 各地方役員たることへ但し会計監査を除く）

3 各地方選出員数

九州	四名
山口	一名
常磐	一名
北海道	二名
計	七名

(3) 代議員数について

第十五条 代議員は各支部の組合員数から次の比率により選出する。但し二百名未満の支部は地方本部毎に集計して比率を適用する。

二〇〇名以上	五〇〇名迄一名
五〇一名以上	一、五〇〇名迄二名
一、五〇一名以上	三、五〇〇名迄三名
三、五〇一名以上	五、五〇〇名迄四名
五、五〇一名以上	七、五〇〇名迄五名
七、五〇一名以上	九、五〇〇名迄六名
九、五〇一名以上	一一、五〇〇名迄七名
一一、五〇一名以上	一三、五〇〇名迄八名
一三、五〇一名以上	一五、五〇〇名迄九名
一五、五〇一名以上	一七、五〇〇名迄十名
一七、五〇一名以上	一九、五〇〇名迄十一名

(4) 支部規約について

日本炭砿労働組合は単一組織であり各支部規約はこの点を明らかにすること。

（第四号議案）

昭和29年度 会計予算書（案）

昭和29年度予算（案）

収入

科目		金額	内訳	備考
収入	会費	3,570,000 00	11月30まで 月7円×210,000人	
	雑収入	87,400 00	旧炭労財産処分受入金 850,000×1/12=70,800 総評より還元金 15,000 中労委 〃 800円×4日×6ヵ月×1/12= 1,600	総評還元金は炭労派遣の総評常幹者の給与見合額 中労委任期 7月迄
	計	3,657,400 00		

前期（28年度）収入予算は組合費一人当り 15円

但し、繰越剰余金を含んでいたので徴収額は一人当り11円50銭

8000
5.5
40000
40000
440000
万 12

臨時会費予算書（案）

摘要	金額	備考	1人当負担金
28年度経常費未収繰越金	0099 ✓ 3,595,972 14		17 00
総評会館建設資金	✓ 2,100,000 00	1人当10円	10 00
組織対策資金	2,100,000 00	常磐、山口、その他中小労組を主体とした組織対策費 但配分については中央執行委員会で行う。	10 00
企業整備反対斗争費	1,050,000 00		5 00
計	8,845,972 00	8,845,972.14÷21万人≒	✓ 42 00
納入方法	29年4月～29年10月迄 各月6月		

昭和29年度 救済委員会費予算書（案）

科目	金額	内訳
繰越金	14,594,360 96	昭和27年度未収分を除く（昭和27年未収分は昭和30年度予算に繰入れる。）
会費	5,040,000 00	月額1人2.00×21,000人×12月＝5,040,000円
合計	19,634,360 96	

規約審議小委員会決定事項

一、本部機構改革

※労働部（新設＝生産、給与統合）

部長一名、部員三名（~~うち一名新坑常駐~~）　書記一名

※教宣部

部長一名、部員二名、書記一名

※厚生部

部長一名、部員一名（新設）

※庶　務

部員を廃止し、書記二名（うち一名タイピスト）

書記一廃止

※財務部

部長一名、部員なし、書記一名

二、第五章第十五条改正

定期総会　毎年六月、十月に招集する。

臨時総会　委員会、執行委員会、地区大会、二支部以上の代議員会が要求したときに限り組合長が招集する

三、第七章　役員

役員の任期は六月一日より翌年五月卅一日までとする。

四、会計細則

会計年度は四月一日より翌年三月卅一日とする。

五、第五章　委員、代議員

13 第〇条　この組合を運営するため委員、代議員を置く。

14 第〇条　代議員は組合員二十名に一名の割合で選出する。

15 第〇条　委員は代議員五名に一名の割合で選出する。

16 第〇条　委員及び代議員の任期は六月一日より翌年五月卅一日までとし、再任を妨げない、欠員を生じた場合は之を補充する、その任期は前任者の残余~~の~~期間とする。

17 第〇条　（第三十三条を挿入する）

＝削　除＝

第十四条中「組合員二十名に一名の割合で選出された」の十八字を削除する。

第十八条中「代議員五名に一名の割合で選出された」の十七字を削除する。

第三十三条中「各機関の」の四字を削除する。

六、職場会議規則

第七条第一項を抹消し第○条を第十四条として新たに加え第十四条を十五条、第十五条を第十六条とする。

第○条十四 職場役員及び専門委員の選出方法は左の通りとする。

一、職場代表及び副代表ー代議員中よりその組合員の直接無記名投票又は代議員の互選による。

二、職場代議員はその組合員の直接無記名投票による。

三、専門委員はその組合員の直接無記名投票又は職場代議員の互選による。

七、三坑支部改称

新営牟田地区支部（略称ー新坑支部）

八、第百一条 .前条に拘らず以下現文通り

九、貯蓄金庫規程

第三条 加入者の預金は組合名儀通帖とし別に個人名儀の明細書を組合に預付保管する。

第四条 組合長は年一回預金高を加入者に通知せねばならない

（従つて現四条を五条以下六、七、八、九条とする）

規約審議小委員会決定事項（続）

選挙規則

第七条を次の如く改める

管理委員の任期は四月一日より翌年三月卅一日までとし欠員を生じた時はこれを補充する、その任期は前任者の残余の期間とする。

第二十八条中「戸別訪問及び」の六字を削除し候補者とその応援者の演説は認める。

と改める。

第七章　役員

第五十九条中「選任」以下を抹消して

役員は上部組織の委員、代議員を兼任することができる。

とし、第十四章雑則に次の条項を加え第百五条とする

上部組織の委員、代議員は委員会で選出する

但し招集不能の場合は執行委員会で行う。

尚現第百五条は百六条、以下之に準ずる

会計細則

第十六条の二項と三項を入れ替え、二項の「前項」とあるのを「前各項」と改める。

給与規程

第十一条　二、賞金

現行通りとする、但し終日会議がもたれた場合は別途手当を支給する。

専従者給与改正

執行部一律六〇〇円、書記平均五〇〇円にそれぞれ引上げ配分は執行部に一任する。

以上

第25回メーデー祭諸行事計画予算（案）

1954.4.12
大之浦労組教宣部

支出の部

種目	予算	内訳	摘要
各支部対抗 支部訪問競走	14,000.00	賞金として 1位　4,000円 2位　3,000円 3位　2,500円 外　1,500円×3＝4,600円	1チーム7名 コース 本部→6坑→本社→2坑 ↳5坑→西5坑→新坑→本部
プラッカード コンクール	24,900.00	各支部準備金として一律 3,000円×6＝18,000円 賞金として 1位　2,000円 2位　1,500円 3位　1,000円 外　800円×3＝2,400円	メーデー当日 審査
文芸募集	5,300.00	標語（メーデーを迎えて） 1席　300円 2席　200円×2＝400円 3席　100円×3＝300円 佳作　50円×20＝1,000円 寫真（メーデー当日のもの） 1席　1,000円 2席　800円 3席　500円 佳作　200円×5＝1,000円	締切り　4月28日 締切り　5月10日
祝第25回メーデーマッチ	17,000.00	全組合員に対し一ケ宛 2円×8500＝17,000円	4月30日迄に配布
メーデー参加賞	40,000.00	参加人員一人当　10円見当	方法については メーデー実行委員会で検討
各支部行事費 補助として	57,000.00	本社　5,000円 2坑　10,000円 新坑　12,000円 5坑　10,000円 西5坑　9,000円 6坑　11,000円	各支部特殊行事、その他の補助金として、
雑費	11,800.00	会場準備費、その他	
計	170,000.00		

規約審議小委員会決定事項

一、第三章　組織

三坑支部改称

新菅牟田地区支部（略称＝新坑支部）

二、第五章　委員、代議員

次の条文を設け現第五章は第六章とする

第十三条　この組合を運営するため委員、代議員を置く

第十四条　代議員は組合員二十名に一名の割合で選出する

第十五条　委員は代議員五名に一名の割合で選出する

第十六条　委員及び代議員の任期は六月一日より翌年五月卅一日までとし再任を妨げない　欠員を生じた場合は之を補充するその任期は前任者の残余の期間とする

第十七条　現行三十三条を挿入する

― 削　除 ―

現第十四条中「組合員二十名に一名の割合で選出された」を削除する

現第十八条中「代議員五名に一名の割合で選出された」を削除し役員の次に「と」を加える

現第三十三条中「各機関の」を削除する

三、第六章　組合の機関

第二十条　（現十五条）1. の

四月を六月、十月を十二月

と訂正し、2. の地区大会の次に

又は二支部以上の代議員会

を挿入する

四、第八章　役員

~~役員の任期は六月一日より翌年五月卅一日までとするの項を第五十「一」条（現四十七条）~~

に加え、専門部長四名とあるを三名にする

第六十三条　（現五十九条）中の遂任以下を削除する

五、第九章　書記局及専門部

第六十七条　（現六十三条）中の給与対策部、保安生産部を統合し新たに「労働部」を設ける

ー機構改革ー

※労働部　部長一名、部員三名、書記一名

※教宣部　部長一名、部員二名、書記一名

※厚生部　部長一名、部員一名、

※庶　務　部員を廃止し書記二名（うち一名タイピスト）

※財務部　部長一名、部員なし、書記一名

七、第十一章　会計

第八十三条（現七十九条）中の四月を六月、三月を五月と訂正する

八、第十三章　弾劾

第百五条（現百一条）の冒頭に「前各条に拘らず」を付加する

九、第十五章　雑則

第百九条として次の条文を加える

上部組織の委員、代議員は委員会で選出する　但し招集不能の場合は執行委員会で行う

十、附則

第百十六条（現百十一条）に次の一項を設ける

一、この規約は昭和二十九年　月　日より改正施行する（手続き完了の日）

十一、細則　選挙規則

第七条を次の如く改める

管理委員の任期は四月一日より翌年三月卅一日迄とし再任を妨げない、欠員を生じた時はこれを補充するその任期は前任者の残余の期間とする

第二十八条中「戸別訪問及び」を削除する

第三十二条に次の一項を加える

「この規則は昭和二十九年　月　日より改正施行する（委員会決定の日）

十二、会計細則

第六条中左の如く改める

上期（六月一日～十一月卅日）下期（十二月一日～翌年五月卅一日）

第十六条の二項と三項を入れ替え、二項の「前項」とあるを「前各項」と改める

十三、給与規程

第十一条中の数字を抹消し、三項ホを削除以下ホ、ヘとする

十四、統制部規則

第十四条中左の如く改める

上期（六月～十一月）五月末在籍者数である

下期（十二月～翌年五月）十一月末在籍者数である

十五、職場会議規則

第七条第一項を抹消し、第十四条として新たに次の条文を設け現十四条を第十五条、現十五条を第十六条とする

第十四条　各職場役員及専門委員の選出方法は左の通りとする

一　職場代表及び副代表～代議員中よりその組合員の直接無記名投票又は代議員の互選による

二、職場代議員はその組合員の直接無記名投票による

三、専門委員はその組合員の直接無記名投票又は職場代議員の互選による

十六、書記局規則

第六条の保安生産部、給与対策部を抹消し、新たに次の一項を設ける

一　労働部　保安、生産、能率、給与、経理分析等労働条件に関する調査及び対策

第七章第十六条中新たに「貝島労組労第　号」を設け貝島労組保第　号、貝島労組給第　号を抹消する

十七、賞罰委員会細則

第九条を左の如く改め、第十七条の了解事項を削除する

第九条　規約第九十条（現八十六条）に基き処罰は賞罰委員会がその軽重に応じて決定する

十八、貯蓄金庫規程

新たに次の第一条、第三条、第四条を設け現第三条を削除する

第一条　組合規約第百十五条（現百十条）に基いてこの規程を定める

第三条　加入者の預金は組合名儀通帳とし別に個人名儀の明細積立金台帳を組合に備付け保管する

第四条　組合長は年一回預金高を加入者に通知せねばならない

（従って現第一条は第二条、第二条は第五条となり以下これに準ずる）

十九、専従者給与改正

執行一律六〇〇円、書記平均五〇〇円にそれぞれ引上げ配分は執行部に一任する（支払基準は組合員に準ずる）

以上

ニュース

118

いよいよ定期改選に入る！

『規約一部改正決定す』

「組合員投票」六五・五％が賛成

機構改革に伴う規約一部改正については、去る四月十七日の臨時総会で「規約小委員会答申案」を原案通り可決、直ちに実施された全組合員の賛否無記名投票の結果も、賛成＝六五・五％　反対＝一八・九％　白紙無効＝一五・六％で改正案通り決定された。

このことによって　新規約に則りいよ〱改選を行うことになり、二十五日の選挙管理委員会で選挙日程その他の検討を行った。

※　投票の結果は下記の通り

規約賛否投票の結果　1954.4.25

支部別	総数	投票(回収)	％	賛成	％	反対	％	白紙無効	％
本社	303	238	78.5	186	78.2	45	18.9	7	2.9
二坑	1.480	1.222	82.6	736	60.2	233	19.6	248	20.2
三坑	2.070	1.352	65.3	939	69.5	212	15.7	201	14.8
五坑	1.624	1.181	72	775	66	217	18.5	189	16.1
西五坑	975	748	77	493	65.9	173	23.1	82	11.0
六坑	1.804	1.279	71	815	63.7	253	19.8	211	16.5
計	8.256	6.020	72.9	3.944	65.5	1.138	18.9	938	15.6

1954.4.25

ニュース
119

第四回 九州炭労定期大会終る！

行動方針 地方委員会で確認

昨年度の激しい斗争をのりこえて、九州炭労第四回定期大会は五月十三日から三日間、福岡市消防会館で開かれた。

大会は議長団に、花岡憲一（三井三池）前田忠蔵（日炭高松）江嶋静男（住友忠隈）の三氏を選出、労働歌合唱、山本委員長挨拶後議事に入る。

一般経過報告、斗争経過報告、メーセージを受け第一日目を終了した。

第二日目

一九五四年度行動方針案が中島事務局長より提案説明があり討議に入った。行動方針中、炭界未曾有の不況が深刻化しているなかで、特に中小炭坑の斗いのやり方組立て方が一大論争の的となった。緊急動議としては、京都市旭ケ丘中学に対し激電打電の件、中小坑労組中央会議要求術と支部代議員資格の件を万場一致で可決行動方針案論争の集約は小委員会に附託し新規行動によって成文化し地方委員会で決定することになった。

行動方針修正小委員会答申

○　労資休戦、産報化の如き印象を拭い去ること。○　中小炭坑をめぐってその前途は極めて悲観的で暗い、その分析に間違いはないが諦観主義に陥入らないような表現に改めること。○　具体的にどのような参加をするか、好況時にはどうなるか、一例として大正の場合はどうなるか。

○　例えば期末手当の要求を放棄するのか。○　企斗戦術として掲げた立場と、経営参加によるカットを認める立場との矛盾。○　企業合同について。

などが主な論点と疑義のあったところである従って

１、経営参加の方式、性格、限界等について一層明確な規程を与えること。このため大手、中小を観念的な識別するものでないし

(イ)　中小であっても一律に経営参加を適用するものでない。しかし大手にあっては本質上限界があり多くを期待しえない。

(ロ)　経営参加それ自体を目的とする斗いではない、要求を放棄せよというのではない。「賃金遅欠配」「時間延長」「標作引上げ」等の生活を守る斗いを強力に前進する過程の中から生れる参加方式である。

(ハ)　敵は独占　資本であるこのためには個別企業を超えた広い戦線で斗われねばならない、被害者である中小がその戦線に参加するためには企業の中にあっては経営参加＝共同管理方式となった。当社の収奪に対する斗いと、自衛のための契約化をこれに関連して考慮してない。

２、企斗戦術は原型である現実的には多少の変容が起るであろうが、賃金カットは債权として留保するので矛盾はない。

協力政党の限定について

原案の中では超党的な問題も含まれているので、ここでは特に限定規定をする必要はないと考える。

以上で大会二日目を終了した。

（裏につづく）

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1954.5.20

ニューズ

120

「斗争体制の確立を急げ　期斗・企斗・賃斗の方針うち出す」

―中央拡大執行委員会＝［20日 21］

五月二十日　二十一日の両日、中央拡大執行委員会を開き、次の様な〃期末手当斗争方針〃、〃企業整備反対斗争〃、〃新賃金斗争〃について討議を行い方針を決定した

※期末手当斗争について

◉斗争委員会は各ブロック毎に編成する
（中央八社・九共斗・宇部兴産、北海道・常盤・山口　九州）
この〃斗争委員会〃の中には
中央八社　九共斗　宇部兴産　には中執若干名が入る
（九共斗には　九本執行部　宇部には　山口地本執行部　夫々若干名）

◉第一回斗争委員会を
中央八社＝二十五日　九共斗・宇部兴産＝二十八日　他四地方はその後

◉委員氏名
中央八社＝中執から　岡部　根　漆原　上村　中川　それに各社一名
九共斗＝　〃　藤岡　古賀　直江　九本執行部若干名　各社一名
宇　部＝　〃　森谷　園田　山炭労執行部若干　各支部一名
地　方＝地本執行部　中小代表

◉交渉委員
各社で出した委員と　中執交渉委員　各社中執代表、各地方代表で対内線交渉とする

◉斗争資金カンパ　三百円（各人一人当）を　六・七・八月の三ヶ月分割納入

◉要求書＝五月中に世論調査集約　六月にその作業　六月二十日迄　提出

※企業整備反対斗争について

既に各山に於て、首切り・休日増加　休山等の問題について、これが対策として模範答案と斗い方について中央より詳細なる文書で至急各支部に配布すると同時に、才十回中央大会の決定に基き、大手ブロック企斗委員会を五月二十三日より発足せしめる。

※新賃金斗争について

才十回中央大会の決定に基き、賃金斗争委員会を設置することと決定したが、同委員会は中央・地方ブロックに分ける（註　内容について若干変ることがあるかも知れない）
各支部は今から準備すること

…明砿連の企業整備を討議…

なお　中斗争委員会は　明鉱連に発生している企業整備問題（休日増加）について、明治労連の代表を混えて討議したが、休日増加反対の意見が圧倒的に多かった。中には休日補償をとの意見もあったが、結論として、大手ブロック企斗委を直ちに開催し、具体的にその方針、戦術を樹立することになった。

宣　部　☆

ニューズ

121

ブロック企斗で斗う！

…明治の休日増加問題（企業整備）…

［大正ブロック 企斗委］

既報の通り明治労連の企業整備問題（休日増加）を緊急議題として、五月二十二日大手ブロック企斗委員会を招集、この問題について討議を行い次のような結論を出した

一、ブロック企斗委の問題として斗う。

二、具体的には現在要求している条件を最低として交渉を進める

三、山元の斗争態勢を強化するためオルグを●

執行部二名　直江、山野辺部長　資本別二名　三井　三菱

※交渉経過のあらまし

○十五日～十七日まで　東京において労使協議会（経営協議会）を開催して、会社の説明及び、それに対する質問を行った

○会社は十八日までに結論を出したいという意向であったが、組合は即答を避けて、十八　十九日休会

○二十日より協議会を再開

会　社――六月～九月のあいだは十六日間休日を増加し、そのうち五日間を保障（平均賃金の六〇％）十一日間は無給休日、その間は閉山、休山　首切り等のないよう努力する

組　合――六月～九月間、月当り休日を三日増加してこれを臨休とする（平均賃金の八〇％保障）閉山、休山　首切り等を行わない確約をすること。

○二十一日午後十一時四十分協議会は決裂、団交に入ることとなった

○第一回団交　二十二日午後五時より東京で開かれる

十三日間休業で妥結

八日間休業保償六〇％

予定通り二十二日午後二時より開かれた第一回団交において休日増加問題は次の条件で妥結した。

一、休日日数は　五月～九月間で十三日とする。内賃金保障は八日（平均賃金の六〇％）無給を五日とする。

二、休日振当

五月は　一日（無給）　六月は　三日（一日無給）　七月は　四日（一日無給）

八月は　二日（一日無給）　九月は　三日（一日無給）

三、出炭寄与は一人当四七〇円

四、休・閉山　はこの規定期間中、不況を理由に行わないよう努力する

五、有給休暇資格日数については出勤とみなす。

六、健康保険現行日額を維持する様努力する

※中央企斗の対策

明労連の休日増加問題の妥結は一応認めざるを得ないが、今後派生するこの様な問題をとうするかについて二十四日の中央執行委員会では、今後対策を検討し、二十六日八社ブロック企斗を二十五日に繰上げ開催、今後の時間外拒否　保安遵法斗争と関連して候先斗争をとうするか検討する

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1954

ニュース

122

"賃金未払"のまゝ売山を約す

日海新目尾　危機に直面

日海新目尾については、先に送付の「新目尾経過報告書」にある様に、四月十九日の「休山通告」後、会社との団交を続けた結果一応休山することゝなり、賃金、退手については、速に支払うとの確約を覚書でとった。ところが五月七日に至り会社側は東京に於て、中小炭坑代表である竹内礼蔵を仲に介して　室井氏（飯塚市外二瀬町）に賃貸すとの仮契約をとり交し十九日に至って会社側所長より組合に通告して来た。

組合は会社との間にある賃金未払等について当然室井氏が責任をもつものであると考えていたので室井氏に対し、賃金、退職未払総額三千八百万円の内、三千万円を支払う様に要請した。

ところが室井氏は　賃金等については一銭も支払わないと言明しそれのみか田川郡にある室井炭坑から約二百名の従業員を連れて五月十五日乗り込んで来るといってきた。労組は帰山して来た社長と団交をもち、会社の暴挙をついたところ、社長はとりあえず室井氏と折衝の後、その期日を二十三日迄延長することゝした。室井氏の方は会社との契約をたてに労務課員を新目尾に送り込み、組合員に付して個々に社宅の明渡しを迫って来た。

新目尾における組合員並に家族は、現在もっとも悲惨な生活を送っている。その状況は……組合員五四一名　家族共に一・二〜三〇〇名である。その内失業保険の資格のない組合員は約五十名に達している。

その失業保健の額は　賃金遅配と賃金底下が原因して採炭夫でも僅か二二〇円である。何しろ二ヶ月からの賃金が完全に未払になっており、その間、附近の商店からかりられるだけは借りてその額は一人平均一万円に達している。各家庭では物はすでに質に入れ、もう売る物もない状態で　学童もそのほとんどが欠席或は欠食児童となっている

加えて　伝染病、腸チフスが発生しすでに十五六名の患者を出しているが、鉱業所の休山と共に、診療所は閉鎖同然で薬はなく医者も来たり来なかったりである。保安電力については組合が買った鉄クズを売って一日、又は二日と送電をのばして二十三日分迄確保しているが、送電中止になれば飲料水の給水がとまり、社宅は勿論、附近の鉱業部落、小学校も断水となりしかも井戸を掘っても水は出ないとのことである。

五月二〇日、二一日の両日はこの様な社会問題まで発展した状況を訴えるために炭婦協並に組合員代表三〇名が福岡県庁を訪れ、高口県議の努力によって各方面に陳情を行なった。

労働部長はこの実情は深刻であり、県としても最善の努力をすると確約し、総務、商工、両部長は室井氏の件については竹内氏と懇談して組合側の期待にそう様努力すると言明した。又民政部長は最底の生活さえ維持出来ない人達に対しては、生活保障法の適用を行う様調査を行い　医療問題についても至急に対策を立てる様努力する」と述べた。　九本としてもこの陳情を行って電力問題等について要請したが、之に百%の期待をもつことは出来ないので、第一に未払分の財産処理を可能なかぎり行うべきであるとして、法規部長を派遣してその処理を行っている

今後も執行部より一名を派遣して事態の処理をする様にした。

福炭婦協《救援カンパ》に起つ！

福炭婦協では、この様な悲惨な状態にある新目尾に対し救援のカンパ運動を行い、すでに三菱新入の「カンパ第一号」が届られた。

左本を訪れた新目尾の炭婦協の人達は、その生活の窮状を訴え、泣き乍ら福炭婦協の皆さんその御礼を述べられ、左本で炊き出しの握り飯を見て「三ヶ月ぶりのギンメシ」ですと語っていた。

大之浦主婦会も総会の決定によりカンパを贈った。

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1954.5.26

ニュース

123

大之浦労組

教宣部

4月分

増産賞与

配分方法決る

支払日『六月五日』に努力！

区種		相当金額
坑内夫	採炭	32円
	掘進 仕繰 内捲	29円
	その他	25円
坑外夫	請負成人	22円
	〃保護	17円
	定額成人	20円
	〃保護	17円
露天夫	成人	25円
	保護	19円

1954.5.28

各支部役員の陣容整う！

大之浦労組の定期役員改選は既報の通り11日の本部役員決定に続いて支部役員の選挙に入り19日の投票（投票率87.5%）で各支部とも大体決定したが、西五坑支部厚生担当執行委員のみ再選挙となり24日の再投票で次の如く各支部陣容が整った-----

新役員の顔ぶれ

支部	担当部門	氏名
本社支部	支部長	岳藤米男
	厚生担当	新野政弘 新
	会計担当	原田勝傳
二坑支部	支部長	徳 秀吉
	給与担当	相楽甲子男
	保生担当	森岡五郎 新
	厚生担当	西 博 新
	会計監事	平山茂保
新坑支部	支部長	白浜 栄 新
	給与担当	米沢珍一 新
	保生担当	入来田重吏 新
	厚生担当	村山善吉 新
	会計監事	吉田清市
五坑支部	支部長	寺戸正一
	給与担当	清水 晃
	保生担当	永野延校
	厚生担当	森 久市
	会計監事	桑原芳樹
西五坑支部	支部長	長浜 梁
	給与担当	相場 繁
	保生担当	村川信雄 新
	厚生担当	今井明信 新
	会計監事	加留部源松
六坑支部	支部長	宇都宮新一
	給与担当	重富寛治
	保生担当	前島親義
	厚生担当	愛甲 勇
	会計監事	久野 薫

再 16人
新 9人

第三日目

次に特に強調され、かつてない論争の焦点となつ
吹きまくる不況の嵐の中の中小炭坑労組の生くべき道は新年度の予算、決算であつた。
中で論争された如く、組合財政はその極限にきたことが一にあるか、どうすればよいかと行動
「財政は組合の血液である」どうすべきか。　くられた。
勿論大手の山といえども苦しい。しかし血液の失くなつた時は声
この苦しさの中で十一円は炭労の前進のため、労坑者の前進のため
よされそ。
次で新役員の選出に移り次の通り決定した。

役名	氏名	出身別
執行委員長	山本経勝	日炭高松労
〃副委員長	瀬川　守	三井三池労
事務局長	統　勲	三菱鯰田労
〃次長	遠藤浩史	貝島大浦労
調査部長	竹本　実	三井田川労
生産部長	末次定夫	三菱新入六坑労組
教宣部長	初田秋人	日鉄二瀬労
厚生部長	大門　等	明治平山労
法対部長	蛯谷武弘	古河大峰労
中対部長	今村国利	島廻労
〃副部長	山本忠志	加茂労
長崎地区		
事務局長	長谷川　弘	崎戸労
執行委員	久原国一	住友潜竜労
〃	藤田五郎	中島労
佐賀地区		
事務局長	森　孝彦	住友岩津労
執行委員	岩永　巌	杵島北方労
〃	川上政人	日鉄新屋敷労
会計監事	山口泰次	飯野労
〃	上田時男	三井三池労
〃	浦田秀夫	大正労
〃	谷　暁男	杵島五坑労

厚生資料

昭和二十九年八月十五日

金銭貸借の一般知識と高利貸対策

大之浦労組　厚生部

はしがき

（一）終戦後われわれは組合を結成し幾度か賃上げ斗争を重ねてきたが生活は一向楽になるどころか益々苦しくなつて居る現状である。家族の一度の疾病が、冠婚葬祭が借金を生みその借金が雪だるま式に利に利を生み遂には一家心中夜逃等の悲惨な結果を招いたり、そこ迄至らなくとも借金返済の為に退職金を充てる為に退職の止むなきに至り就職難の中に自からを放り出してしまうのがわれわれの周辺に起り又起りつゝある状態である

（二）かゝる状態の責任は勿論われわれ働く者自身に幾分の責任はあるとしても、より一層の大きな責任は社会にある、それは吉田反動内閣の多年の失政と再軍備に直結する諸政策にあることは今更言をまたない衆目の一致するところである、然しながら責任は彼等にあるとうそぶいても日に起りつゝある、この悲惨なる現実は何等救われ解決されるものではない

よつてわれわれは過去の組合活動に於て賃上げ斗争と共に生活の改善運動、生協の設立促進とその強化、労金による生活資金対策等々を実施して来たが之等が完全なる効果をあげ初期の目的を達することはその道甚だ遠しと申さざるを得ない現状である

（三）特に最近炭礦周辺に巣喰う悪質金融業者、不正高利貸等による被害が随所に起り、之等に対する対策が切に要望されて居るがこれまた云うは易く行うは難しの問題でなかなか特効薬はみつからないのが現状である

労組としても先に配布した生活防衛対策委員会決定の活動方針に則り今後益々組織活動を活発化すると共に之等悪質金融業者にひつかからない様にすることが第一であろう

金銭貸借等に関する問題はやさしいようでなかなか複雑で法律的にやゝこしい点が多いので素人さばきではなかなかうまくゆかないことがあるし今後益々生活の「ヒッパク」其の他種々の関係で貨幣価値も益々増加されることが予想され此の種貸借関係問題も組合員相互間に惹起されるであろうと考えられるのでかゝる問題に対処する参考までに若干記し今後の資料に供したい

尚、現実に金銭貸借問題にて事件が発生した場合は炭労関係の弁護士の所に相談し特に訴訟問題は事前に十分打合せて頂きたいとの要望である

(一)　金銭貸借の一般知識

1　金銭貸借はどのようにして成立するか

(1)　金の貸借は次の二つの条件が満たさなければならない即ち民法第五八七条に次の様に定められてある　1.借りる人が同額の金をかえすことを約束すること　2.借りる金を借りる人が現実に受けとること即ち返還の約束と金銭の受授があつて初めて金銭の貸借か成立するのであつて借入の申込又は貸付の承諾、利息の支払等のことは金銭貸借の必要々件ではない

(2)　金銭の引渡しによらない金銭貸借もある

(イ)前(1)項の様に金銭貸借はあく迄現金の引渡によるのが原則であるがこれによらない場合もあり得る即ち現実に金銭の受授がなくともこれと同一視される経済上の価値のあるものかあればこれによつて金銭貸借が成立する例えば（民法一八二条、一八三条、一八四条）の規定によれば

A、貸主が自分の金を借主のものとして使用する場合

B、借主か貸主に引渡すべき金を他に使用する場合

C、甲が乙に貸し乙が丙に貸す時　直接甲か乙にその金を渡しても乙丙が甲よりその金を借りたことゝなる

2　金銭貸借にはどのような形があるか

(1)　担保の有無による区分　(イ)担保付貸付、借主又は第三者（保証人）の物的担保をとつて貸す方法　(ロ)保証貸付、保証人（人的担保）をたたせて貸す方法　(ハ)信用貸付、物的担保、保証人もたてさせず借主の人格其の他を信じてその一般的財産のみを担保として貸す方法等々

(2)　貸付方法によつての区分　(イ)証書貸付、借用証書をとつて貸す方法　(ロ)其の他手形貸付、当座貸越等々あるが直接われわれに関係もないと考え省略するか何等財産等を持たないわれわれの間に行われると考えられる方法は友人間又はごく親しい者同志の間に行はれるのは信用貸付であり高利貸等より借りるのは証書貸付による保証貸付と申されるであろう

3　金銭貸借にはどのような内容があるか

(1)　利息について　(イ)金銭貸借の中で最もわれわれの身近な問題は利息のことであろう。

然し金銭貸借には必らずしも利息は伴はない即ち親しい友人知已間等の貸借には利息の約束もせず又現実に利息を払はない場合が多い　然し商人間の貸借の場合は別に約束がなくとも年六分の利息を請求できることになつており（商法五一三条）商人の商行後で

ないときは年五分（民法第四〇四条）となつている

以上二つの利息を法定利息、特別の契約による利息を約定利息と謂い利息は期間に比例して支払われるものであるので　(A)元金の使用の対価としてその元金額と使用期間　(B)元金の債権が存在しなければならず　(C)元金の分割返済は利息の支払でない

(ロ)利息（利率）を制限する法律　利息は元来契約自由の原則に基き当事者の自由決定とされるべきものであるが現実問題として貸す者と借りる者によつてなる社会的基盤は余りにも相違しておりこれを自由に放任して置くことは多くの社会的弊悪をつくる恐れもあるので之を規整する法律が作られ利息制限法（明治十年九月）臨時金利調整法（昭和二十二年四月）、貸金業法（昭和二十四年五月）等代表的なものがあり其の他各種特殊金融機関に対する諸法令や公益質屋等の単独立法がみられる　(イ)利息制限法に就て　利息制限法の内容として契約上認められるのは（　）内は旧法　元金一〇万円未満（一〇〇円未満）は年二割（年一割五分）等の如く規定に示されて居り其の他如何なる名目を用いても実質的に利息に該当するものは一切とることは許されないことになつている（裁判上無効の意味）利息の約定がこれに違反してもこの法律以上の部分のみか無効になるのであつて金銭貸借そのものか無効になるのではない。

こゝで問題となるのは借主が法以上の利息を任意に支払つた場合当然制限内迄引き直され貸主は請求出來ないか借主が任意で支払つた場合制限超過部分の返済請求は出來ない（利息制限法第一条二項）尚利息制限法違反の「公」の証書作制は法律上出來得ないことになつており又かりに証書か作られたとしても法的には認められない

(ニ)　貸金業法の成立について　臨時金利調整法が施行当時は終戦後の混乱時代であり同法の制定を以つても一般民間金融の金利か十一（といち）十三（とうさん）等の殺人的金利にして之を取締ることはかえつて悪結果を招く恐れがあつたので貸金業者を特別法を以て取締るとともに大蔵省として指導的金利を規整した（十一とは十日一割と謂う意）

(ホ)　貸金業者は大蔵大臣に届出ねばならない　即ち特別法による金融業者以外の貸金を業とする者は総て大蔵大臣に業務方法書其の他必要書類を添附の上届出　届出を受理した届出受理書の交付を受けなければならない
大蔵省公認とか大蔵省認可等の看板は届出を受理された意味のみで其れ以外の何ものでもない

(ヘ)　業とは何か　貸金業をやつていて届出ていないものの罰則等。業とはむつかしくいうと「各人が社会生活上の地位に基き継続して行う事務を意味し本務たると営利の目的があると否とを問わない」ということで利息をとるとるまいと本業であると内職である

とを問わず貸金をしており又する意志があれば業となるので届出ずして業と目される貸金をやつていると三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金を課せられる

(ト)　貸金業者の指導金利は日歩五〇銭～三五銭（月一割五分）以内である、これに違反して契約し支払い受領したものは三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処せられる事になつて居る

(チ)　利息制限法に違反して超過する金利は裁判上無効である　なぜなら指導金利はあくまで行政上の指導的立場で決められたもので利息制限法はあくまで厳然と存在し行政上の指導の上にたつて大蔵大臣といえども法は曲る事はできない、よつて裁判上はあくまで制限法の超過分は無効であるが尚公益質屋法による金利は年一割五分以下であり利息制限法に関係ない

(二)　高利貸対策　(1)悪質高利貸とは、悪質高利貸とか不正金融業者と言うのには種々あると考えられるがわれわれにとつて問題になるのは届出ていない「ヤミ金融業者」で不法な利息をとる者や届出ていても常識的に余りにも高い利息又不法な利息をとり、又とりたて方が非常識で俗に申さる血も涙もないと言われる貸金業者である

(2)　まず炭砿及び炭礦周辺より悪質貸金業者を追放しよう、貸金業法は貸金業者取締りの為に制定せられたものであるが、実質的には未だ充分その効果をあげていないわれわれはこれらの悪質金融業者をまずわれわれの周辺よりなくし社会よりこれらを追放するのが唯一の対策である

(3)　届出てない「ヤミ」金融業者を摘発しよう　貸金業法第三条は大蔵大臣に届出ることになつておりこの届出が受理されないものは法にて認められた貸金業者ではないのでこの者は貸金業をやつてはならないのでやつて居るとしたら所謂ヤミ貸金業者である　これは貸金業法第五条で罰せられることになつている若しこのようなヤミ貸金が行はれている事実があつてそれが悪質であれば摘発に協力するかどしどし摘発すべきである

(三) 保証人にたつ場合の注意

(1) 借用証書の書き方　借金する場合普通借用証書をいれさせるがよく現実に借用証書にどんな事が書いてあるかも解らず印鑑のみを相手に渡して金を借りる人があるがこれは非常に危険を伴うのであくまで借用証書は二通作製し一通は相手に一通は本人が保管することゝして、その内容を充分了解してから捺印しなければならない

尚借用証書作製に就て記入すべき必要事項は(イ)金銭貸借に就ての双方の意志表示の合致点、(ロ)貸付金額及びその受取額（受取りの事実とその額）の表示、(ハ)返済期限、(ニ)返済場所、(ホ)返済方法、(ヘ)利息支払方法、(ト)遅延利息について、(チ)担保物件及保証人について、(リ)担当物件についての火災保険の約定及保険金請求権に就て、(ヌ)証書作製の委任について、(ル)契約成立年月日等であつて普通の場合(ニ)(リ)等はないであろうが証書を書く場合については特に(ヘ)迄は詳しく明確に記入し後々問題が起らぬようにし(ト)(チ)(リ)は出来ればない方がよいのであつて特に注意すべきことは貸付金額と受領金額が天引等されて違つている場合はその内容を詳しく記載しおく必要がある

(2) 保証人について　保証債務は貸主と保証人との保証契約によつて効力が成立するものでこの場合極端な例は借主は全然知らず又仮に借主が反対したとしても貸主と保証人との意志が一致すれば保証の効力は生ずるもので保証債務は借主の債務と同等でこれより多くなると謂うことは又借主の債務の内容形式か変つた場合当然これに従うものであるわれわれの習慣としては普通借主が保証人の所に行つて借用証書に署名捺印してもらつて保証人をたてる方法が一般的であるがこの場合保証人となる者はその保証すべき内容を借用証書上明確にするとともに借用金額利息の返済時期等記載しなかつたら後で借主との口頭約束と違うことがあつても法的には如何ともならんから記載せしめてるか又記載して署名捺印することが特に注意すべき必要なことである

(3) 不当な又苛酷な借金取立に対する処置

1. 第三者を入れとか又は直接話し合うことが問題解決の為に望ましい、特にヤミ金融から金を借りてどうにもこうにも返されない場合摘発や隣近所の顔前などにとらわれることなくまけてくれるよう話し又信用出来る第三者に交渉を依頼して元金利息の額、返済方法等をきめてもらうようつとめるべきで若しそれが出来ん場合裁判所に調停を申立てたらよい　仮に大蔵大臣に届け出てある貸金業者であつても不当な元金、利息に対しては当然前述と同じ心構とともにどうにもならず第三者か入つても仕方かなかつたら裁判所（簡易裁判所）に調停を申立てることもよい方法である

この場合調停委員は貸主、借主等を呼んで双方の意見をきゝ実情にそくした解とこ努

力してくれ双方の合意か成立すればこれを調停調書にするのである（調停調書は裁判上の和解即ち確定判決と同一の効力を有するものである）又当事者の合意が成立しない場合でも裁判所は一切の事情を考えて職権で必要な決定を出すか、この決定は双方を即時拘束けしないか二週間以内に異議の申立をしなければ合意か成立したものとして取扱はれるのである

2. われわれの場合賃金を差押えられる場合が多いか然し賃金は法律上扶養をうける権利ある場合、又各種慈善団体、又第三者から恩恵的にうける収入とともにその支払期の額の四分の一以上は裁判所の特別の許可がない限り差押えすることか出来ないことになつており又借主の生活か特に著しく窮迫して居る場合等はこれをもつと制限することかあるこのようにして賃金を差押えられたら直ちに強制執行停止決定の申立又請求異議の申立を行うべきだかこれに就ては面倒な手続準備がいるのでこの段階に至れば辯護士のところに相談した方かよいであろう

以上を以て大略述べてきたが金銭貸借特に高利貸対策には差し当つてどうと謂う妙案特効薬は考えられない

要は不断からの生活の合理的改善とやむを得ず借用する場合十分なる注意と準備をもつて行い不正不法な「インチキ」高利貸にひつかゝらないことが大切であろう

おおのうら十年史編纂（骨子）

前　文

第一編　おおのうら労組の歴史的背景と思想的考察

1　暗　　黒（結成前の動向）

一、終戦前後の政治、経済、社会、労働情勢の概観

二、貝島炭礦の分析

1　沿革とその発展過程

2　労務政策の分析

三、終戦時の貝島炭礦の実態
及び礦員の思想と生活状態

四、友愛会の性格と運営過程

1　変則的組織形態の分析

2　黎　　明（昭和二十年〜二十一年）

一、労働運動の趨勢と政府、GHQの労働政策

二、

二、貝島大之浦労組結成迄の推移

1　労働運動と組合員

2　組織化と組合員の反響

3　会社陣営の労働組合観

4　各坑別結成迄の動き

三、体制確立と初要求の歴史的意義

3　激　　動（昭和二十二年〜二十三年）

一、炭礦労働者の組織実態と官公労2、1ゼネスト弾圧の背景

二、炭礦労働者統一賃金要求の意義と山元紛糾の原因

三、三、五坑斗争の展望と探究

1　幹部と大衆斗争

2　組織的発展と歴史的考察

四、家庭婦人部の誕生と炭礦主婦

五、上部組織加盟の実態（全炭、民主連盟）
六、[illegible]
六、会社首脳陣更迭の真意と労組の態度
七、廃売制（二重価格）の廃止とその反響
八、大辻、岩屋分離斗争の経緯とその意義
九、二坑米買事件の実相ー幹部の検束ー
十、東三坑検炭職場民主化斗争
十一、片山内閣の総辞職と炭礦国管

4　後　退　（昭和二十四年～二十五年）

一、ドッヂラインと炭礦労働者（経済九原則、賃金三原則、朝鮮動乱）
二、労組法改正の意図と組織的展開
　1. 法内組合か法外組合か
　2. 組合規約の大改正
三、上部組織加盟をめぐつての思想的対立
　1. 世界労連か国際自由労連か
四、四～六賃金妥結をめぐつての組織的波紋
　1. 特殊炭礦の実態と労働条件
五、労協、退職金斗争二十二日間のストライキの意義
六、東三坑標準作業量協定違反問題
七、新賃金中央交渉の展開
　1. 二坑、六坑幹部ハンスト突入
　2. 九共斗の発足及び発展性と変貌
八、レッドパージ旋風の波紋
　　ー特に組織的問題をめぐつて
九、東部開発着工の意義と将来の展望

七、西五坑炭車逸走事件と法廷斗争

5. 激　斗（昭和二十六年二十七年）

一、朝鮮動乱後の国内情勢と炭界
二、賃斗九共斗集団交渉の意義とその足跡
三、おおのうら五周年の歴史的背景
四、県議選の種別と町議選惨敗の批判
五、破防法撤回斗争（労斗スト）と
　　炭礦労働者の趨勢
六、県議、教育委員選挙斗争
七、大之浦家庭婦人部の単一化
八、賃斗六三ストの意義とその展望
　1. 大之浦に於ける組織実態と批判
　2. 大之浦労組と嘉穂斗争
　3. 保安総引揚び声明と職組の炭労脱退

6. 苦　闘（昭和二十八年～三十年）

一、スト規制法をめぐる労働情勢
二、新組合事務所竣工と組織人
三、宮田町の大水害と組合の措置
四、企業整備反対斗争と大之浦の分析
　1. 岩屋閉山と大之浦労組
　2. 東部起業完成に伴う配転と毛勝坑の廃坑
五、西五坑五名生埋めと労組の態度
六、部分ストをめぐつての大衆斗争

七、七坑廃坑と配転
八、職組の首切り（希望退職）とその分析
九、青年会議結成迄の経緯とその発展性
十、ニュースカー〃うらかぜ〃の登場
十一、企業整備暗示と組合の斗争態勢
  1. 六坑事業縮少に伴う配転と組織に与えた影響
  2. 自己批判と繰上げ改選
十二、部分ストと経営者
十三、町長選挙と組合の態度
7. 脱　皮（昭和三十年後半）
一、炭界の好転と企業
二、町議選の勝利とその分析
三、長計斗争の意義と退職金斗争
8. むすび
～賃斗後記を併せ附記する～
第二編　組織と生活
一、組織論
  1. 規約規程の分析と変遷
  2. 上部団体と労組
  3. 外外部団体と労組
二、賃金
  1. 賃金体系論と形態論
  2. 退職金
  3. 期末手当

三、労働条件（生産）
四、保　安
五、労働協約
六、文化活動
七、福利厚生
八、政党と労組
九、組合財政
第三編　追憶と将来の展望
一、組合こぼればなし
二、歴代幹部及び組合員の座談会
　～過去、現在、未来～
三、む　す　び

昭和二八年二月より

二九年三月まで

本部教宣部発行

期斗・賃斗ニユーズ綴

貝島大之浦炭礦労働組合

教宣部

特報

2

（期）

期末手当の情報は特報用紙（期）とする
前回一一〇・九共斗期末手当を一号とする

大手八社期末手当共同斗争委員会開く

十一月二十六日、第一回のブロック期斗委員会は総発第四十三号にもとずいて開かれ、共斗委の委員会議の運営・要求額の確認等を行つた。

一、共斗委の構成
中央執行部、　栗副委員長　法東局長　直江調査部長、村上取対部長　湯田教宣部長
八　社より　三井労組　三菱労　北炭労組　住友労組　古河労　明治労組、雄別労　太平労

二、運営規程
会議の成立定足数は六割以上の出席で構成する。
会議の招集は議長若しくは委員の招請により開催する

三、要求額は二万円を確認（額については若干問題があつたが十分検討す）

四、取組に対しては　鉱員の額との関連でいろ〳〵問題もあるが、現状を十二分認識して「共に斗う」と云うことで斗争を組むことを確認

五、要求書提出は十二月一日

六、第一団交は　十二月五日

☆☆☆
大之浦労組
教宣部
☆☆☆

1953.11.30

斗争報

㊐期 3

期末手当

2万円を要求

12月5日迄に回答を迫る！

十一月二十九日の臨時総会に於て決定された期末手当二万円の要求額に基づいて、組合は左記要求書を十二月一日会社側に手交した。

◇

貝島労組第五九号

昭和二十八年十二月一日

貝島大之浦炭砿労仂組合

組合長　横田　肇

貝島炭砿株式会社

専務取締役　本松　輝雄　殿

要求書

昭和二十八年下期期末手当について左記の通り要求致します。

記

一、金額　在籍砿員一人当り平均　二〇、〇〇〇円（税込）

一、配分その他については組合、会社協議の上決定する

一、十二月五日正午迄に団体交渉の席上に於て回答せられたし

以上

☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆

1953.12.2

時報

期 4

会社側
今村、谷、岡部、安川、洞、安西、各坑事務局長

組合側
野田、鈴木、佐藤、櫻、井上、寺戸、宇都宮、
小竹、給与部担当者全員

第一回団交、具体的回答なし

期末手当に関する才一回団交は本日午前十時四〇分より本社才一クラブで開催された。

冒頭組合側・野田副組合長より要求理念の説明後期末手当二万円を支給せよと要求、これに対し、会社側今村重役は、「会社としては本日発表するまでに至っていない。他社との関連もあり、経理が伴うので今少し時間を戴きたい」と回答、組合側、鈴木書記長は「会社は早急に会社独自の結論を出し、具体的に提案せよ」と主張、今村重役は「次回団交は他社が持つ間に開きたい。具体的には事務局で協議してほしい」と回答、才一回団交は同日午前十二時打切った。

☆

大之浦労組

教宣部

☆

1953.12.5

特報

賃 5

炭労大手

才2回団交

―― 連盟…賃下げをほのめかす ――

第二回賃金団交（十二月午后二時より）

連盟より次のような提案があった。

「先きに入社の交渉に応ずる場合前提としていたように、炭況が不況であり経済界の圧迫も大きく従前の賃金の維持すら困難であるがすでに十月十一月を経過しているので十月～十二月については従前の協定を延長したい」

主たる質疑

炭労＝経理措置と新賃金の関係はどうか

連盟＝こういうことでやっていきたい。あとで差引くということになれば労仂不安を起し不安定になる

炭労＝十月～十二月を見送りした理由は何か

連盟＝追って資料によって説明したい

炭労＝組合員の生活が困ることについてどう考えているか

連盟＝前項と同様追って資料により述べる

炭労＝連盟は年内解決を考えているのか

連盟＝考えている。

炭労＝一月以降本俸賃金を考えているというおそれを示めされたい

連盟＝追って発表する

その後事務当局間の話で来週一杯そのために日時がいると連盟は回答、事務折衝で早急に出させるべく努力することになった。

☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆

1953.12.7

時報

⑥

東京電話情、東京木下～福岡遠藤

㊐

「期斗ー解決を十五日に　重点ストき決定！」

第二五回中斗委員会（十二月四日）は戦術委員会より提案次の論議がなされた。

1、期末手当斗争解決の時期、　十二月十五日とする。

2、斗争の推進、　十二月十日迄に交渉を精力的に進展させ実力行使に入る。

3、斗争戦術　八社、九共斗夫々のブロックで重点ストを実施する

4、重点スト、　八社ブロック、三菱、北炭の何れか、
九共斗ブロック、二瀬、高松の何れか、

主たる意見

○年内に賃金を解決する考えならば早急に九共斗の窓口を打開する要があり、実力行使戦術が提示されねばならない。

○賃金、期末を併行的に進める戦術もある。

○戦術委員会の結論からみると賃金は来年に持越すことになる。

○賃金斗争を期末手当斗争にのりかえて来年に賃斗を持越そうとしている。

等の反対意見もだされたが最終的には戦術委の線でまとまった。

重点ストについては従来の期末は若干のランクもあり一つが決定したとしても他がそれで自動的決まらず残った処の積み上げ斗争になるし従来もそうであった。従って重点ストが最も効果ある戦術とは考えられない等の意見もあったが、ブロック共斗で戦術委員会提案の意見を十分尊重して討議しこれに勝る戦術の結論がもし得られるならその案を再度中斗にかける。

☆☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆☆

1953.12.7

時報

明 7

期斗 大手八社
14日より48時間スト？

―― 最終決定は十二日 ――

東京電話情報

――第二十六回中斗（十二月八日午后一時）――

一、賃斗に関して戦術委員会より「二十一日より実力行使に入る」と云う提案がなされたが、規模その他についてフリー討議することを与えられた為再度戦術委員会で充分討議し、十日に開かれる中斗にもっと具体的な案として提案するということになった。

二、期末手当斗争に関して十五社（八社ブロック、九共斗ブロック事務）は、十四日以降最後の戦術を一斉ストとし実力行使に入り、早急に期末の結論を出すという提案が確認された。

三、第四回八社期斗（十二月八日午后五時）で八社期斗は次のような結論を出した。

1.交渉のピッチをあげて十日までに額の回答をさせるよう努力する

2.そこで十二日の期限付要求をする。

3.不満の場合十四日より実力行使に入る。

4.実力行使の規模については一斉ストを最低の線として実施するよう態勢を整えるが、同時に波状ストについても実施し得るよう態勢を各社とも整える。

5.このため九日八社の闘争部長会議をもってカンパの計算をする

6.一斉ストか波状ストかは十二日の期斗で決定し指令する

7.一斉ストの場合は、第一波を十四、十五日に八社一斉四十八時間ストを実施する第二波は追って指令する。波状ストの場合は無期限とする。

☆☆ 大之浦労組

教宣部 ☆☆

1953.12.10

特報

期⑧

期斗第2回団交（12月12日）

4,000や4,500では

労組も納得しまい！

十四日具体案提示を表明

期末手当第二回団交は十二日午前十一時より本社倶楽部で開催された。組合としては本団交に於て具体案を提示せよと迫ったが、会社は他社の妥結を見ていない現状であるし、会社としても尚検討したいので次回迄待ってもらいたいと表明。組合はすかさず次回とはいつかと追及、会社は十五日には示したいと意思表示したるも組合は十四日にせよと迫り、会社も組合の追及に抗しきれず十四日に金額を提示する事を表明！　十二時半―第二回団交を終った。

〝交渉経過〟

会社＝期末手当については速かに且又円満に解決したいと考えている。しかし解決の先決問題はお互の気持ちが合う事である

本日は会社の期末手当に対しての基本的な考え方を申述べたい。それがためには先ず経理の内容を説明したい。貝島の実態を一口に言えば真に心痛すべきである、ものにたとえれば山登りをする人が八合目や九合目で苦しみあえいでいる、実態であろう。この点は労組としても理解してもらいたい。

引続いて千葉経理部長より経理内容の説明があったがとりまとめていうと二十八年上期は六、九〇〇万円の赤字で会社としても苦しい経理事情にあると表明。

以上の経理説明後、今村重役より

「今説明のように会社は赤字の状態にある実態からいくと手当も出せないのであるが、従業員の苦しい生活を考えるときそれも出来ないという結論になり、会社としても手当を出す事に決定している。しかし金額については今しばらく他社との関連もあるので本日は発表しない。次回団交で具体的案を提示したい」と表明

組合＝会社が誠意を認めてもらいたい意向であるならばやはり他社並みの金額を示すべきである。この事によって会社の誠意が立証される。本日速かに額を提示すべきである。

会社＝一度くらい大手八社より高い額を出したいと思っていものゝ大之浦の事情が許さない事は残念である。労組の主張の点も理解されるが本日額を出す事はさし控えたい。おそらく他社も出ないと考えているが……

組合＝夜でも団交をもつ、具体案を提示してもらいたい

会社＝気持は解るが、会社が四千～四千五百円程度の額を出しても労組はこの額では満足もしないだろうし又会社としてもこの位では誠意ある回答と考えないので、もっと歩み寄れる額を提示したいのでもっと検討させてもらいたい。

組合＝次回とはいつか。

会社＝十五日にして欲しい

組合＝十五日では困る。十四日団交をもつべきだ。

会社＝至し方ないが、十四日の団交で具体案を提示する様努力する

散会＝十二時三〇分

☆☆大之浦労組　教宣部☆☆

1953.12.12.

特報

期 9

熾烈化す

期末手当斗争

各社第一次案を提示！

★大手八社		
古河	六・五〇〇円	（十二月十一日提示）
明治	五・五〇〇円	（十二月十日提示）
住友	五・五〇〇円	（十二月十日提示）
★九共斗		
日鉄二瀬	六・五〇〇円	（十二月十二日提示）
杵島	六・〇〇〇円	（十二月十二日提示）
★宇部		
宇部興産	七・〇〇〇円	（十二月九日提示）
沖宇部	五・八〇〇円	（十二月九日提示）

☆大之浦労組 教宣部☆

1953.12.13.

斗争部報 (賃) 10

中斗、スト指令(賃斗)を発す!!

第二十七回中斗委員会は十日午後二時より開かれ、賃斗に関する戦術を戦術委員会より実力行使に関して次の如く提案があった。

一、規模戦術

第一波スト　十二月二十一日〜同二十二日
第二波スト　同　二十四日〜同二十五日
第三波スト　同　二十八日〜同二十九日

に貯炭搬出拒否（抗口より一屯も出炭しない）を行う、そのため各支部で連職系統を適宜指令ストに入れる指名者の賃金保償については各支部で決定運用する。

二、ロックアウト対策

右の戦術を採用した場合会社がロックアウトを行うことも考えられる。

三、斗争指導機関

各地方本部に斗争指導機関を設け中斗指令を完全に実施させるための权限を与える。

四、弾圧対策

社会党その他、炭労所全員を十九日より派遣する。

五、地方代闘組織

十二月十五日、十六日の何れかに各地方は地方委員会を開催されたい。中斗オルグが出席し斗争推進のための討議をする。

この外々提案がなされ、戦術委の経営者陣営の分析、組合員の斗争意欲の分析を確認し、次いで戦術決定のための弾圧の廃除方策の後、指令第二十二号、二十三号が決定された。

炭労中斗発第二十二号
一九五三年十二月十日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

スト突入指令

経営者は組合の要求を一方的に無視し、しかも前協定の適用延長を提案し、賃金要求に対する誠意は全くなく、交渉权の問題を始め賃金交渉過程にとった態度は引延し策と分断切崩以外にはなく吾々はこゝで早期解決を目途とし、重大な決意を固め、彼等の野望を完全に粉砕するため、中斗委員会の決定により左の通り指令する。

記

一、斗争指標

賃金要求の獲得（交渉权確立を含む）

一、斗争規模

十二月二十一日　一番方より四十八時間　第一波スト
〃　二十四日　〃　第二波スト
〃　二十八日　〃　第三波スト

一、争議戦術

最少限度の人員に依る貯炭完全搬出拒否を行え

一、斗争指名脱柵

斗争突入脱柵は連職系統に属するもの

一、賃金保障

賃金保障については各支部毎に対策を樹て保障せよ

----つゞく----

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1953.12.12

斗争報

（賃）11

炭労中斗発第二四号
一九五三、一二、一〇

各地方本部
各資本別
各支部
斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

指令二二号に関する細部指令

指令二二号の具体的争議戦術に関し中斗委員会の決定に基き左の通り指令する。

記

一、運搬拒否による事故について

運搬拒否による事故のおこる場合があるが、吾々はこのストライキは明らかに警告して行う争議行為であり、事故が起ったとしても組合の責任ではなく、それを知りながら対策をたてない保安管理者に責任があり、その責任の所在を明らかにしておくこと。

二、業務命令について

業務命令は争議に全員が参加している場合業務命令が出されることは非合法で必要ないが、この場合運搬系統以外のストに入っていない者に出されることが考えられるので、職場の代表を命ぜられた者は拒否させよ、この者は直ちに組合に連絡し指示をうけるようにせよ。

三、運搬作業を監督者が代替で行うとする場合

監督者が運搬作業を当該鉱員以外の者をもって行わせようとすることが考えられる。この場合資格の問題があるが各山で相当の予備人員をもっている。それでそれを盾に使うことが考えられるが、その場合はその代替作業を命ぜられた者を指名ストにいれよ。資格のない者に代替作業を行わせた場合は保安法二十五条違反で摘発せよ。

四、スト突入の指名を受けた組合員について

スト突入の指名を受けた組合員は当該組合の指揮下に入る。組合はスト突入者を職場オルグその他斗争業務に従事せしめよ。

五、会社がロックアウトに出た場合

会社がロックアウトに出た場合はロックアウトに応じ全組合員は就業してはならない。会社がロックアウトする場合保安要員を確保するため会社は組合に申入又は組合員に対し就業命令を出すが、この場合の組合の考え方は前記の通りで、就業命令も無効であり、申入、就業命令を拒否せよ。（別紙ロックアウト対策参照）

六、ピケについて

ピケは原則として張らない方針であるが次の場合は行う。

1、部分ストを拡大しつつ、斗ったがなを坑内でとめされない場合で坑外で遮断する以外にないときは坑口にピケをはれ。

2、会社からロックアウトされた場合炭労傘下の組合員の中で組合の指示を無視して会社の命令で入坑しようとする者がある場合は行え。

但し炭労傘下組合員以外の会社が指定した保安要員を妨害してはならない。

以上

1953. 12.

☆

大之浦労組

教宣部

☆

特報

12

炭労中斗発第二五号
一九五三、一二、一二

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

各地方本部
各資本別
各支部
斗争委員長殿

大衆動員指令

第二八回中斗は、第二二号指令の完全実施を期するため、左記により大衆動員を行うことを決定した
よって右指令する。

記

一、各支部は十二月二十日　組合員総決起大会を行え。

二、大会の指標　賃金要求貫徹のため第二二号指令完全実施

三、大会開催の要領

1、組合員全員および炭婦協の参加を得て行え。

2、大会開催の時間、場所、次第等は従来の例によって行え。

3、大会の決議をもって、会社、連盟に抗議を行え。

1953.12.16

☆★★
大之浦労組
教宣部

時報

㊐13

会社才一次案として……
五・八〇〇円を提示!!
—組合、センエンは真平！と再考を迫る—

期末手当は既報の通り、大手八社（七・二〇〇円以上）、九共斗（二瀬六・五〇〇円）に額が提示されているとき、貝島の第三回団交は十二月十四日午後四時半より第一クラブに於て開催、冒頭会社は額の提示をこばんでいたが組合に不誠意を衝かれ、別室協議の後五・八〇〇円を回答、これに対し組合は不満を表明再考を要請したが、会社は本日の最高であるとセンエン策をとりその後進展せぬまゝ審議が斗わされたが、会社あく迄再考出来ない旨を固持したまゝ対立、組合としては強硬なる態度に出ることを表明し六時四十分団交を打切った。

実力行使突入の態勢をつくれ！

交渉のあらまし

会社は冒頭＝「前回（十二日）次回に案を提示することを口約したが、又大手、二瀬、貝島も発表しているが、当方としては案の提示には甚だ苦慮しており今少し考えさせてもらいたいので本日の回答は見合せたい」と前回の約束をひるがえす挙に出た。

組合はこれに対し＝「約束を破ることは不誠意である、組合員は本日の提示を期待している。是非本日額を示されたい。センエンされる態度は甚だ遺憾である」と強硬に押せば、

会社別室協議に入る（五時）——五時三十分再開

会社＝「額が高い低いのみで会社の誠意云々を判断してもらいたくない」と前提して「天下の三井でさえ四・七〇〇円の賃金である。当会社としては三井と同様過去の業績は不振、新坑は操業したばかりで軌道に乗っていない、将来はよくなると確信しているので今期に限り会社が苦慮している事を了とされ、従来の考え方を是正してもらいたい。かゝる考え方から五・八〇〇円を提示する。このまゝ受けて貰いたい」

この提案に対し組合側唖然となり

組合＝「困ったものですな、われ〱は事更会社が備っているとはいわぬが、社会通念上又炭砿の諸情勢より考え会社提案は納得出来ない、再考を願う」と会社の非常識をつけば

会社＝「従業員の生活を充分考えた上での回答で現在貝島で出せる最高の額である、しかしこれがあながち最后案だとはいわない」

組合＝「少くとも本日は二瀬の六・五〇〇円は出ると予期していた、それに五・八〇〇円では組合員は承知しないであろう、高松は一回の団交も持たずに期限付申入を行っている、組合が平和的に解決しようとする誠意を買い再考を願う」と強引に押したが

会社＝「出せぬものを出せとは無理だ、今日は再考の予地はない」と逃げを打った。

これに対し組合は「それでは深夜になってもよい、出来なければ明日午前中に再提案されたい」と強硬に申入れたが会社は「明後日十六日でないと駄目だ」と予定の如くセンエン策に出て来た。

これに対し組合はどうしても明日の午前中、若しくは午后再開を要請、会社は明日もってしても会社の考えは変りない、かえって感情を刺激するのみだと譲らなかったが結局、組合の申入れ通り明日（十五日夜）再開するよう努力するということで　第三回団交は閉会となった。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

953.12.15.

時報

期14

大手八社期斗情況

古河8,400円妥結

大手八社の期末手当斗争その後は、十四日七・二〇〇円を不満として四十八時間ストに突入していたが、八・一〇〇円が提示され一応ストを解除、条件交渉に入ったが十六日朝に至るも古河を除く各社はいずれも妥結点に到達していない模様である。

古河	八・四〇〇円（込）	妥結
住友	八・一〇〇円（〃）	
三菱	八・一〇〇円（抜）	交渉中
北炭	八・一〇〇円（〃）	〃
太平洋	八・一〇〇円（〃）	〃
雄別	八・一〇〇円（〃）	〃
明治	八・一〇〇円（〃）	〃

尚、内一・〇〇〇円税抜等で条件交渉中の模様

三井	六・五〇〇円（込）	交渉中

〝高松、今朝妥結〟

『八・二〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）と特別手当一・八〇〇円（税抜）』

高松労組は十六日より無期スト突入を通告していたが、十五日夜交渉の申入があり徹宵交渉を行ったが妥結点に至らずスト突入したが、その後、次の提示があり午前七時斗争委員会に諮ったところ〝十八対十四〟で妥結点に達し、ストを解除した。

妥結点

☆ 八・二〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）
☆ 特別手当 一・八〇〇円（税抜）
☆ 支給日 十二月二十六日
☆ 支給条件前期通り

大之浦労組
教宣部

1953.12.16

号外

㊊期

15

支給日は一二四日～一二六日

★昭和28下期々末手当★

諒解事項

一、昭和二十八年下期々末手当として受給資格者に対し一人当り平均七、五〇〇円（内一、〇〇〇円税抜）を支給する。但し受給資格者とは、昭和二十八年四月一日から昭和二十八年九月三十日迄での間に稼働方数（一方でも）有する本雇砿員をいう。

二、昭和二十八年四月一日から昭和二十八年九月三十日までの間で在籍するも稼働方数を有しない公傷、私傷による長期欠勤者及び未復職者に対しては一人に付き五〇〇円（税込）を別枠として支給する。

三、昭和二十八年十月一日から昭和二十八年十一月三十日迄の間に採用された本雇砿員に対しては一人につき三〇〇円（税込）を別枠として支給する。

四、前各項の支給金は全て期末手当支給当日に在籍しないものに対しては支給しない、但し昭和二十八年十月一日から支給日迄の間の殉職者及び停年退職者に対しては支給する

五、第一項の支給金の配分については別途協議する。

六、第一項乃至第三項の支給金は昭和二十八年十二月二十四日迄に支払うよう努力する、しかし遅くとも二十六日迄には支給する。

☆ 大之浦労組 **教宣部** ☆

1953.12.8

特報

期16

今はただ総会の決定をまつのみ!….

期末手当七、五〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）で了解点に達す

「別枠として増産賞与を支給（金額未定）」

二十八年下期々末手当として、十二月一日二二〇円を会社側に要求し、五日の第一回団交を打切り鋭意交渉を続けていた吾々は、十四日の第三回団体交渉に於て会社第一次案として提示された五・八〇〇円は余りにも吾々を無視した不誠意極りない会社の態度であった。会社は終始六・九〇〇万円の赤字を理由に他社より低い額（いわゆるランクをつける）を以って今次期末手当に終止符を打とうとする考え方が数回の団交で表明されていた、吾々はこの考え方に真向から反対した事は当然である。もしこゝでランクをつけられることは大きく十月以降賃金斗争にも影響し引いては将来の期末手当等にも糸を引くことは明白である。吾々はこの段階にきてこれ以上平和裡に解決することはかえって会社の術策に陥るという結論に到達、十六日全組合員に対しスト準備指令を発すと共に十七日以降のスト突入に備えた。

かゝる労組の硬化した態度にあわてた会社側は午前四時に至り〝最終案〟として——七・五〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）別枠として増産賞与を支給することを提示。斗争委員会としてはこの案をめぐって論議を重ねた結果、会社最終案を呑むことに決定！午前五時より団体交渉に入った。しかし乍ら別枠一時金の問題で会社側との見解に喰い違いが生じ意見の調整を図るため別室協議に入り、吾々交渉団としては二時間に亘る激論ののち一致点を見出すに至り午前七時十分より再度団交に入り双方諒解点に達し、あとは総会の決定をまつのみとなった。

〝第四回団交経過〟

会社 六・五〇〇円を提示（第二次案）

十六日午后六時より第一クラブで開催された第四回団交は、冒頭会社側今村重役より「昨日より団交をもつよう要請されていたが色々の要件でもてず本日も朝から会議をもち、種々検討していた為、団交が遅れたことは誠に申訳ない」と陳謝の意を表し〝早期解決のため組合の準備次第では今晩中に解決したい〟と前置してぎりぎり一杯六・五〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）と回答。組合側は考慮の余地なしとし会社の再考を求めて休会し、本部に引揚げた組合は直ちに斗争委員会を開催検討した結果、この段階にきては会社の猛省をうながす以外にないと全組合員に対し十七日以降のスト突入準備指令を発した。

あらまし

まず冒頭会社今村重役より

会社＝早期解決の為、組合の準備次第では今晩中に解決したい、貝島は能率・業績等極めて悪いしかし従業員の生活を考えぎりぎり一杯六・五〇〇円を支給したい…これに対し組合側は

組合＝吾々としては全面的に不満である、昨日団交を要求し今朝も早くもつよう要求した　会社の理由が色々あろうが吾々の立場もあり、中央入社は前期以上の額を出しており、高松二〇円、三瀬七・三〇〇円を出し、組合は不満として団交決裂している。吾々は不満であり再考を促す。一応これで団交を打切る。…と強く主張すれば、

会社＝不満の点を説明してもらいたい…と反問

組合＝一万に近い組合員は出来に協力してきたがそれに報いるものは何もない。会社は天災や事変や不可抗力はあったであろうがこの額では組合員を納得させることは出来ない…と主張

会社＝労委依の裁制を通じて納得させる、又組合長と二人で廻ってもよい（今村重役）

組合＝説明は数字の説明文で何もならない、大手も夫々経理は悪っておるが社会性の上にたって同一の線を出しているではないか、吾々の苦衷を考え再考されないのであれば引揚げる、高松は二〇円で妥結、三瀬は七・三〇〇円で決裂状態にある

会社＝高松は八・二〇〇円十αであり吾々の方は一αであると考えられないのか。

組合＝高松とは既に三・五〇〇円の差があるではないか、不満であるが了解出来る額が示されれば本日中に解決する…と言明したるも進展せず午后六時半一団交を打切った。

うらにつゞく

☆大之浦労組　教宣部☆

休会に入っていた団交は引続き午後十時四十五分再開され、会社側が三次案を発表

会社　本日中に解決したいと考え、全力を尽し充分に検討した結果、組合の誠意を期待して次の提案を行います。

六九〇〇円（内一〇〇〇円税抜）貸金三〇〇円（返済については別途協議　組合員の負担のかからない方法で返済）

大手十五社中最も悪い経営状態にあるなかでこの提示をする会社の誠意と苦衷を了とされ了解願いたい。

この第三次案提示に対し組合側は

組合　今日まであらゆる誠意をもって交渉してきたが、唯今の提案では、まだ貸金の含みでは了解出来ない。甚だ遺憾であるが不満であり退席したい。経理〱といわれるが、企業の隆昌は組合員の協力こそ肝要でありことを再認識願いたい。

と不満を表明、退席しようとすれば会社側は

会社　経理の実情を理解されれば、またわれわれの努力を信じて戴けば了解出来ると信ずる。

組合　数字が前進しているのでその努力は認める、しかし了解出来ないので予定通りストに突入することになる。しかし会社の譲歩申入れにはいつでも応ずる用意がある。

とつっぱねれば再度会社側は

会社　実施時には七、二〇〇円になる、会社は今が一番苦しいときで、登山の八合目か九合目、いま失敗したら、九仞の功を一簣に欠ぐことになるので今回に限り我慢して戴きたい、将来は良くなると信ずる。

と耳にタコが出来た。以上の経過で最后の一線で対立、しばし沈黙の後会社は逆に「では何等いるのか提示願いたい」と応酬してきたが双方再検討するということで午后十一時二十分再び休会に入った。そ

その後組合側は斗争委員会を開催努力に斗うことを再確認し団交に臨んだ。

〃会社　最后案として〃七の五〇〇円（内1.000円税抜）を提示！

十七日〇時五十分再開、組合は三次案を検討の結果不満であり回答を拒絶、会社の再考を求めた。

これに対し会社は業界の不況を繰返し、中央大手も前期同様であり、三井が例外ならば興亜も例外である、労組がこれ以上要求されることは〃大之浦人〃として考えられぬので再考を求めたい大正は或は前期を上廻るかも知れないが二期も前期以上は出ないであろう、六九〇〇円は最后とは思っていないが大きな開きは生じない。これ以上の金額は捻出す能力はない。といって喧嘩別れではないと執拗に組合の再考を促す。

組合　会社に再考の余地がないということであればこれで引揚げる。

と強く主張すれば、会社は会社案のどこが不満か、大之浦の業績から前期を上廻るのが可能と考えているかとうそぶくので、組合は会社発展に備えて組合員を犠牲にすることには問題があると突っぱね、結局組合長よりこれ以上会社が再考しないとするならば労組として重大段階に突入せざるを得ない旨を言明、会社はこれ以上譲歩をつくしても解ってもらえないのかと遺憾の意を表明して一時十五分再び休憩に入った。

ついで三時半に至り会社側より斡旋折衝の申入があり交渉団としては検討した結果応ずることになり

会社側、今村、谷、岡部、中原、渕

組合側 三役、給与部長

出席の上斡旋折衝を重ねた結果、会社は七、五〇〇円（内一、〇〇〇円税込）の新提案を行ったので直ちにこれを斗争委員会に諮った。斗争委員会は不満ではあるが会社提案を認め六時五分団交を再開し提案を一応了解した。

条件は前期通りで徹宵で行われた団交は双方了解点に達し午前八時スト準備指令を解いた。

前期特殊の事情にあった増産賞与については労使間に於ても調査解決され、別途考慮の上現在々籍者に対し期末手当支払日に支給される様会社は努力する旨確約がなされた。

闘報

17

〝期斗〟ほぼ妥結点に

十二月一日一斉に要求書を提出後、大手は、十四日スト突入・強力に斗争を展開九共斗は 高松、二瀬がスト決行前、交渉中のところもあるが、ほぼ下記の如き妥結点に達した。

期末手当斗争15社状況

（[illegible]）

	各社＼種別	金額	條件	
大手八社	古河	8.400円		15日妥結
	三菱	8.100円	+200万円	15日妥結
	住友	8.100円	+200万円	16日 〃
	北炭	8.100円		交渉中
	大平洋	8.100円	75万円	17日妥結
	雄別	8.100円	50万円	17日 〃
	明治	8.100円		17日 〃
	三井	6.700円賃金	返済別途協議	17日妥結
山口	宇部	7.000円		交渉中

九共斗六社	高松	8.200円（[illegible]）	特別手当1.800円（[illegible]）	16日妥結
	貝島	7.500円（[illegible]）	十増産賞与として（[illegible]）	15日了解
	二瀬	7.500円（上田 ）	十150円	17日スト突入18日解除交渉中
	嘉穂	7.600円	十について	交渉中
	杵島	7.200円	北方.大鶴 7.000円	交渉中
	大正	5.800円	6300円 [illegible]	交渉中

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

時報

賃　18

連盟、賃金横滑りを回答
但し…米価値上り分は考慮する

賃　大手八社第三回団交　斗

十五日三時十月以降賃金交渉を開いた。　連盟の十月以降賃金について連盟提案

現在の石炭鉱業は昨夏以来の異状な不況に見舞われたゝめに経理は逼迫しているのに需要者側から炭価引下げが要求されている。換言すれば炭価の引下げは今日社会的要請となっている。

しかるに需要については、内外の経済状勢は好転を望めないので殆んど伸張は考へられず他方貯炭は正常貯炭を大幅に上廻るため生産水準を上昇せしめる事は困難である。

従って炭価も又斯る情勢を反映して全く逆睹し難い。

経理面においては昨年より本年は、はるかに悪化し更に今後の収支見込みについては、殆んど改善が予想されない。

賃金においては、他産業のそれと比較することは極めて困難であり且つ労務構成、労仂態様並に当該産業の好、不況を考慮に入れないで、単に形式的に比較して、その妥当性を論ずることは適当とは考へられないが一応労仂省の毎月勤労統計によって全産業、製造工業のそれと比較しても一般的に遜色あるものとは思はれない。

生計状態については、炭砿労務者生計費調査によれば、坑外夫世帯で勤務先収入のみで実支出をまかなって尚余裕を示している実態からみて一般のそれより劣っているとは常識的にも考えられない。

概略右の様な状況であるので、当方は集団交渉八社に関する昭和二十八年十月以降鉱員賃金並に職員給与について左記の通り提案致します。

記

一、鉱員賃金

1、昭和廿八年十月以降同十二月末日迄は各社従前協定を延長適用する。

2、昭和廿九年一月以降同九月末日迄は基準賃金については
各社従前の協定通りとしてその他（米価改正については考慮を含む）について別途協議する。

二、職員給与

鉱員給与に準ずる

以上の資料についてもっと親切に提示してくれと要求した。　次回は十七日

1958.12.19

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

号外報

賃19

不満なれど 期末手当 7,500円（1,000-税抜）を確認

☆☆☆ 賛成157。反対88。白紙無効2。 支払日24日～26日迄☆☆☆☆☆

賃斗 強力に斗う…

22号指令確認

しかし廿一日からのストは一応延期を要請

期末手当七・五〇〇円の確認を諮る臨時総会は、十八日午后二時半より五坑会館においで鈴木書記長司会のもとに開会、横田組合長招集挨拶の後
議長団に　佐藤（六坑）　古賀（五坑）　荒木野（三坑）、
資格審査並に議事運営委員に　土谷（本社）　西（二坑）　牛久（三坑）　中谷（五坑）　帶岡（西五坑）　吉田（六坑）　平田（執行部）の諸氏を選出
資格審査の結果、定員　四五三名に対し、出席二四〇名をもって総会成立。
直ちに報告事項に入る。

〜〜〜経　過〜〜〜

一、賃金斗争に関する件

横田組合長＝現在中央入社、地方中小が団交中であるが、中央は暗礁に乗り上げたかにみられる、二二号指令の決定は年内解決を可能に導く戦術で三井の斗争を鑑みて指名、部分ストが早期解決に最大効果があるので運搬系統の部分ストが採決されたが、九共斗は未だ一回の団交ももたれていないため中斗委員会に持込み、二十一日からの実施は延期されるのも止むを得まい。

代議員＝前総会で賃斗の年内解決は困難だろうといわれており、二二号指令は九共斗の現状から目的がはっきりしない。

組合長＝最終的には今夜九共斗代表者会議がもたれて決定するが、交渉単位はあくまで連盟対炭労であるから今までの中央交渉経過は九共斗にもあてはまる。

代議員＝二二号指令に対し中央と九共斗にズレがある、九共斗としては統一の意味から貝島の実情を代表者会議に訴えて欲しい、運搬系統のストはスト明けに労仂密度が高まるが生産部は調整をどう考えているか、また採炭が労仂加重となり請負給者は減収となるほか作業面の実績をとられるおそれがある。

生産部長＝目下研究中で具体的な線は出ていないが、今夜部会をもって決める

代議員＝二二号指令にはついて行けない、内部崩壊を生ずる戦術で組合員の弱体を暴露し安価な妥結にもって行くだろうから全面ストでなければならぬ、会社の対抗手段が憂慮される。

組合長＝このスト実施后に無期限ストもあるだろうが現状でこれを行うべきだ、崩壊の懸念はない。

代議員＝指令はよく審議して組合員が納得してついて行けるようにしたい。

以上質疑応答を終り満場一致で中斗報告を確認　議事に移り

一、期末手当に関する件

鈴木書記長より交渉経過を報告、配分方法は給与部会及び執行部に一任されたい旨の提案があり

代議員＝団交に執行部の努力をした交渉委員に敬意を表するが何かしら後味の悪い思いをした、すなわち新坑始業式に社長はじめ重役一族が来るという好条件のもと

……つゞく……

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆☆

1953.12.20

にあって何故ストの圧力をかけなかったか。

組合長＝会社にスト通告を行った際指令を出すはずであったが、当時は未だ団交決裂までに至らず、又準備指令を出しているので混乱をふせぐため差控えている。しかしこの間に連絡不充分のあったことは申訳ない。

代議員＝当時斗争委員がスト指令は朝でもいゝと云ったとが期末手当は二瀬並にとれぬと断定していたと聞いたがこの点はどうか。

組合長＝ストは避けられないと信じて既に伝たんも出していたし、組合員の態勢も確立していたのだが深夜のことでもあり避けた。

書記長＝二瀬とのランク止むなしということを斗争委員会で投票したことはない、当時二瀬に電話しストに入るか検したところ二瀬はこれ以上は無理だから斗争委員会に諮ろうとしている由で、貝島がこの辺で了解したら二瀬は困るかと念を押したらそんなことはないという解答であった。

代議員＝会社から組合はいくら要求するのかといわれ七、八〇〇円と答えたと聞くがもってのほかだ、これは事実か、

書記長＝考え方として一応述べた。

代議員＝要求は二万円でなければいけないといっておきながら団交の席上で七、八〇〇円でいいとは何事か、交渉を再開されたい。

代議員＝いろいろ批判され執行部に手落ちもあったようだが再交渉をしろというにたびない、今後はかかる戦術をとってもらわぬよう要望して執行部案を確認したい。

かくて議長より執行部案を無記名投票により採決をはかった結果

総投票数	二四七票
賛　成	一五七票
反　対	八八票
白紙無効	二票

で期末手当七、五〇〇円を確認、議案「斗争資金カンパに関する件」は次回に持越し六時半閉会した。

以　上

炭労，スト中止指令発す！

十二月二十一日午前四時三十分、炭労中斗より左記中止電文を受信した

電　文

指令二二号によるストは中止する、爾後の戦術は別途指令する

炭労中斗委員長

指令二二号とは、二十一日より四十八時間スト（但し運搬系統の部分スト）

情報

20

炭労中斗発第二十七号
一九五三・一二・二〇

日本炭砿労働組合
中央斗争委員長　阿部竹松

各地方本部・各資本別・各支部　斗争委員長殿

スト中止指令

経営者は組織の分断、切り崩しと引延し策に終始し、事態を解決せんとする努力すら見えず、吾々は重大な決意を固め内部態勢確立のつとめた。

併し、内部態勢はこの争議戦術を完璧に実行するためには時間的余裕を必要とする実情にあり、統一斗争としての全体的推進がなければ、彼等の野望を粉砕することはできない。

従って、完全斗争態勢の確立と組織の総力結集のため、中斗委員会の決定に基き左の通り指令する。

記

一、炭労中斗発第二十二号「スト突入指令」に基くストライキは中止せよ。

二、爾後の斗争戦術は、別途指令する。

一月二十一日よりスト!!

一月十日より三日間〃大会〃をひらく

東京電話情報

一九五三・一二・二三・　午前一時

二十一日午前十時より戦術委員会を開催、次の決定を行った。

1、一月五日から七日の間に於て、各支部共今次賃金斗争に対する大衆討議を行う。
2、一月十日、十一、十二の三日間大会を開催する。
3、一月二十一日以降二十二号指令と全く同一規模の方法によって実力行使を行う。

以上を決定。

尚、二十二日午後一時から中斗を開く。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1953.12.23

情報

貢21

連盟の回答（おゝのうら号外一・二発行参照）に対する炭労の回・答・書

第三回九共斗対連盟の団体交渉で、連盟より今次賃金に対する回答書（「おおのうら」号外一・一発行参照）に、炭労は次の回答書を手交した。

回答書

一、貴方回答書による石炭鉱業の将来は、要約すると単に自説に適合する如く、現実をまげて分析されているとしか思はない。

二、経理面についても、貴方は昨年より本年は悪化し、更に今后改善の見透しがないとのべているが、もっと多角的に検討さるべきであり、特に比較の基準となった二十七年度は、石炭ブーム時代であり、これとの比較における相対的悪化は必ずしも経理状態の悪い事にはならない、単なる二期間位のみの比較は全く無意味である。又貴方が合理化の唯一の方法として採用した人員整理の効果についても、何等検討が加へられていない。例へ経理状態が悪化したとしても、即賃金に影響するという見解は全く了解出来ない。なぜならば経営者にとって労仂力は他の生産資料と同様に前払費用によって購われるものであり、損益以前のものであるからである。

三、他産業労仂者との賃金比較について労仂者毎月勤労統計によって全産業、製造工業と比較して遜色なしという貴方の見解は納得できない。
当方は炭砿労仂者の賃金実態は他産業労仂者のそれと比較してすこぶる低位にあるという判断である。
1、実収入の状態を労仂者毎月勤労統計により、一時間当賃金を比較すると坑外夫は明らかに低位にあり坑内夫についても災害率が製造工業に比して度数率で約五倍、強度率で約十四倍の高率を示していることを考慮に入れるならばむしろ低きに失する。（第一表、第二表）
2、更に労務構成についても、悪条件として特別構成で女子が著しく少いことが指摘される。これは男子賃金比較で更に賃金が低位にあることを意味している。（第二表、第三表）
3、本年に入って各産業とも一〇～一五%のベースアップが行われ、ベースの比較でも炭鉱労仂者は低位にある（第四表）。更にベース上昇も二二年一月を基準として炭鉱労仂者の約六・三倍に対し、官公吏鉱労仂者等が約一三倍に及ぶ高上昇を示している。

四、生活についても九州に於ける坑外成人男子世帯の生計調査にのみよって良好であると判断しているが、これに対する当方の見解は次の通りである。
先ず第一に、貴方の生計調査（連盟炭鉱労仂統計）は炭鉱労仂者の実体を把握しているとは云えない。なぜならば、標本抽出が収入の高い階戸に偏っているからこれによる比較が妥当でない事は明かである。
第二に右のような一般水準より収入の多い良好な世帯を対象とした調査の内容ですら、一般生活水準に比較して甚しく低位にある。
又、九州に於ける一世帯当り生計費の比較では、（第五表、第六表）坑外夫で平均七三・一%、坑内夫ですら八八・七%程度の低い生活内容となっている。
以上の点から見ても、貴方の生計費調査は、炭鉱労仂者の生活実態を把握していないことが分ると思はれるし、而もこれによって、生活状態を判断するが如き貴方の態度はまことに粗雑であり、不誠意といわねばならない。

五、次に九州六社はその炭鉱の大部分が老衰期にある筑豊炭田に位置しうんぬんといっているが、これは今更初めての問題ではなく、経営の当初から当然、炭鉱の命脈は考慮されている筈であって、事更めて出すなどということは全く当を得ていない。

以上述べた如く、貴方の見解は意識的に炭鉱の実体を無視した誤れる判断といわねばならない。又物価の見通しについても、米価のみでなく、総体的に上昇があるうんぬんされる現情勢の中で、それらが考慮されない事は、当方として全く納得し得ない。
こゝに当方要求書に基く貴方の速かなる再考を要求するものである。

以上

1.6.

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

（第１表）　時間当り賃金比較（生産労仂者）

労仂省調

	炭鉱			全産業	製造工業	紙及類似品製造業	第一次金属製造業	輸送用機械製造業	化学工業	金属鉱業	
	平均	坑内	坑外							坑内	坑外
28.4	78.58	91.31	52.90	71.85	58.67	67.98	87.07	82.43	69.70	86.00	55.17
5	77.71	92.38	49.97	73.46	60.13	70.12	86.44	85.31	71.89	88.07	55.93
6	77.81	90.28	53.17	72.03	59.21	69.73	87.00	82.00	68.55	88.77	59.61
7	76.06	87.99	52.11	72.67	60.25	75.34	84.29	83.94	71.47	89.27	53.27
8	75.77	87.89	52.86	73.44	60.34	71.50	85.19	82.63	71.37	88.59	61.37
9	74.22	85.95	51.12	74.06	60.89	72.07	89.62	83.18	71.95	90.01	62.02

註　全産業は管理事務及技術労仂者を含む

（第４表）　各単産ベースアップ調

		現行	要求額	上昇率	実施日
国鉄		13.400	15.370	14.7	
全専売		13.506	14.850	10.0	
官公労		13.587	15.480	13.9	
日通		13.536	14.890	10.0	6月
合成化学	日産	15.820	17.970	6.9	〃
	東洋化	15.750	17.300	9.8	〃
	昭電	17.436	18.316	5.0	
全国金属	明輪鋼	13.105	14.705	12.2	
	精工舎	14.400	15.700	9.0	
鉄鋼労連	八幡	16.972	18.472	8.8	5月
	日亜	16.552	18.052	9.1	
全造船	富士	19.500	21.500	10.3	7月
	三菱	19.567	21.520	10.0	〃
私鉄	東急	14.330	16.480	15.0	2月
	地下鉄	17.065	19.625	15.0	〃
	南急	13.800	15.870	15.0	〃
	夕張鉄	12.800	14.300	11.7	4月
炭労	坑内		13.258		
	坑外		9.400		

（第３表）　男女別賃金比較

	男子	女子
石炭鉱業	15.907	6.637
全産業	19.832	8.556
製造工業	19.139	8.173
製鉄製鋼	19.786	11.151
非鉄金属	16.687	8.147
造船	17.741	12.344
自動車	25.115	11.355
電機	20.309	8.742

（第２表）　賃金比較表

	労務構成（29.2労働省調）					災害率（28.8労働省）		労仂移動率（26労仂省）		
	男女構成		勤続年数	平均年令	扶養家族数	度数率	強度率	入職率	離職率	合計移動率
	男	女								
石炭鉱業	90.9 %	9.1 %	6.1 年	32.9 才	2.5 人	106.26	8.80	33.32	29.43	62.75
〃坑外夫	73.9	26.1	6.6	33.2	2.3	24.77	2.26	28.80	31.92	60.72
全産業	71.2	28.8	7.4	31.2	1.6	34.88	2.69	25.52	17.83	40.35
製造工業	66.6	33.4	6.9	29.4	1.1	23.20	0.94	26.54	20.54	47.37
金属鉱業	84.8	15.2	6.0	33.2	2.1	44.65	3.85			

（第５表）　全国一世帯当り生計費比較

	坑外夫		全都市 C.P.S.	比率	坑内夫		全都市 C.P.S	比率
	一世帯平均人員	金額			一世帯平均人員	金額		
28.2	3.955	12.582	17.421	138.5	3.924	14.741	17.385	117.7
3	3.939	13.133	19.297	146.9	3.890	15.840	19.197	121.8
4	3.947	13.460	18.200	135.2	3.906	16.800	18.107	107.8
5	3.937	13.195	18.733	141.7	3.881	16.833	18.563	110.3
6	3.967	11.776	18.728	158.9	3.921	14.416	18.589	128.9
7	3.970	12.541	20.276	161.7	3.907	15.275	20.122	131.7

（第６表）　九州に於ける一世帯生計費

	坑内夫		C.P.S.	比率	坑外夫		CPS	比率
	平均人員	家計費			平均人員	家計費		
28.2	3.894	14.140	15.226	92.8	3.948	12.282	15.575	78.8
3	3.846	15.218	17.351	87.7	3.917	12.571	17.481	71.9
4	3.872	16.589	16.400	101.1	3.925	13.212	16.498	80.1
5	3.857	16.591	17.624	93.9	3.925	12.928	17.801	72.6
6	3.919	13.714	17.926	76.5	3.890	11.574	17.812	65.0
7	3.897	14.396	17.926	80.0	3.937	13.543	12.167	69.0
8	3.			88.7				73.1

註　炭鉱は九州平均であり　C.P.Sは福岡・長崎平均である

~~C.P.Sは労仂者でデイフレーターにより炭鉱の家族数に修正~~

昭和廿八年下期手当配分決定

期末手当一人7.500 × 8.517人 = 63.877.500円 期末手当支払総額

年功給

昭和廿八年九月廿日現在に依る

	支給人員	一人支給金額	支給総額
6ヶ月未満	161	——	——
1ヶ年未満	465	200	93.000
3 〃	1.980	300	594.000
5 〃	1.277	500	638.500
10 〃	3.302	700	2.311.400
15 〃	617	900	555.300
20 〃	380	1.100	418.000
20 年以上	335	1.350	452.250
計	8.517		5.062.450

基底給

昭和廿八年九月廿日現在に依る

	支給人員	一人支給額	支給総額
3ヶ月未満	1	900	900
4ヶ月未満	17	1.000	17.000
5 〃	78	1.100	85.800
6 〃	65	1.400	91.000
6ヶ月以上	8356	1.500	12.534.000
計	8.517		12.728.700

636.551.773 × 0.0724 = 46.086.348 勤務給 77%

12.728.700 基底給 14%

5.062.450 年功給 9%

63.877.498 2円あまり

共払増存額表

直接夫	4.897	368	1.802.096
間接夫	1.013	325	329.225
坑外成年男子	1.994	258	514.452
〃 保護	633	205	129.765
口天 成人	34	325	11.050
〃 保護	15	238	3.570
計	8.586		2.790.158

算出 11月 炭

75.057 ÷ 206.246 = 0.364 = 101% 275円

75.057 + 9.728 = 84.785. = 0.411 = 114% 600円

600円 − 275円 = 325

325円 × 8.586 = 2.790.450

2.790.450 − 2.790.158 = 292円余り